

牛久市地域防災計画

風水害等対策計画編

令和 6 年 9 月

牛久市防災会議

目 次

頁

第1章 総則	1
第1節 地域防災計画の目的及び構成	2
1. 目的	3
2. 構成	3
3. 修正	4
第2節 各防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
1. 市	6
2. 県	6
3. 稲敷広域消防本部	8
4. 指定地方行政機関	8
5. 自衛隊	10
6. 指定公共機関	10
7. 指定地方公共機関	12
8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	13
第3節 本市の概況	15
1. 自然条件	16
2. 社会条件	16
3. 被災履歴	18
第2章 災害予防計画	19
第1節 災害に備えた組織づくり	20
1. 牛久市防災会議	21
2. 各防災関係機関の防災組織	22
3. 自主防災組織	22
4. 広域等相互応援体制	25
5. 民間企業の協力体制及び防災体制	27
6. ボランティア	31
7. 防災マニュアル	32
第2節 災害に強い地域づくりに向けた基盤整備	33
1. 河川の対策	34
2. 構造物等の対策	34
3. 地盤災害の予防対策	36
4. ライフライン施設の対策	37
5. 農地農業の対策	40
6. 事業所、学校等の災害予防対策	40
第3節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え	43
1. 情報収集・伝達体制の整備	44
2. 救急・救助、医療消火体制の整備	46
3. 緊急輸送体制の整備	47

4. 避難収容体制の整備	49
5. 物資の備蓄・受入れ体制の整備	50
6. 要配慮者及び避難行動要支援者対策	53
7. 応急復旧体制の整備	57
8. 防災教育・防災訓練の実施	57
9. 防災アクションマニュアルの整備	58
10. 燃料不足への備え	59
第3章 災害応急対策計画	60
第1節 活動体制の確立	61
1. 市職員の動員・配備	62
2. 災害対策本部	66
3. 指定行政機関、公共機関の活動体制	82
第2節 情報の収集・伝達活動	83
1. 通信手段の確保	84
2. 気象情報の収集・連絡	87
3. 被害状況の把握	90
4. 被害状況等の報告	91
第3節 応援要請	93
1. 行政機関に対する応援要請	94
2. 消防機関に対する応援要請	95
3. 自衛隊に対する応援要請	95
4. 民間企業・団体に対する応援要請	98
第4節 救急・救助、医療及び消火活動	100
1. 救急・救助	101
2. 医療	102
3. 消火	103
第5節 交通確保及び緊急輸送活動	106
1. 交通路の確保	107
2. 緊急輸送道路の啓開	108
3. 緊急輸送	108
第6節 避難収容活動	110
1. 避難誘導	111
2. 避難場所	111
3. 警戒区域の設定	113
4. 応急仮設住宅	116
第7節 物資の調達・供給活動	119
1. 食料	120
2. 水	121
3. 衣料・生活必需品	122
第8節 保健衛生、防疫、遺体処理活動	124

1. 保健衛生	1 2 5
2. 防疫	1 2 7
3. 捜索及び遺体の取扱い	1 2 8
第9節 飼育動物対策	1 3 1
1. 飼い主責任の原則	1 3 2
2. 同行避難	1 3 2
3. 動物の救護	1 3 2
4. 被災動物、負傷動物の保護	1 3 2
第10節 社会秩序の維持等に関する活動	1 3 4
1. パニックの防止	1 3 5
2. 社会秩序の維持	1 3 5
第11節 施設、建物等の応急復旧活動	1 3 7
1. 障害物の除去	1 3 8
2. 建物等の危険度判定	1 3 8
3. 住宅の応急修理対策	1 3 9
第12節 ライフライン施設の応急復旧活動	1 4 0
1. 上水道	1 4 1
2. 下水道	1 4 1
3. 電気	1 4 2
4. ガス	1 4 2
5. 電話	1 4 3
第13節 被災者等へのコミュニケーション活動	1 4 4
1. 広報活動	1 4 5
2. 広聴活動	1 4 6
第14節 二次災害の防止活動	1 4 7
1. 水害・土砂災害	1 4 8
2. 建築物・構造物倒壊	1 4 8
3. 危険物	1 4 9
第15節 自発的支援の受入れ、被災障がい者支援センターの設置	1 5 0
1. ボランティア	1 5 1
2. 義援金品の募集及び配分	1 5 3
3. 被災障がい者支援センターの設置	1 5 4
第16節 教育関係の対応	1 5 5
1. 災害予防対策の実施	1 5 6
2. 学校施設の管理・使用	1 5 6
3. 児童・生徒への対応	1 5 7
第17節 農地農業関係の対応	1 5 9
1. 農地及び農業用施設の対策	1 6 0
2. 農作物の対策	1 6 0
3. 畜産の対策	1 6 1

第18節	原子力災害における広域避難者の受入れ	162
1.	避難収容活動の整備	163
第4章	災害復旧・復興計画	164
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	165
1.	基本方向の決定	166
2.	激甚災害の指定	166
第2節	施設、設備等の復旧	167
1.	災害復旧事業の対象	168
2.	復旧の進め方	168
3.	がれき等の処理	168
第3節	計画的復興の進め方	170
1.	復興計画の作成	171
2.	防災まちづくり	171
第4節	被災者の生活再建	172
1.	被災者生活再建支援法の適用	173
2.	災害障害見舞金等の支給	176
3.	り災証明書の発行	178
4.	税等の猶予、減免	180
第5節	地域経済の復興支援	181
1.	資金の援助、助成	182
2.	経済復興策の検討	182
3.	消費生活の安定	182

第1章 総則

総則では地域防災計画の目的や構成を明確にしたうえで、各防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、本市の概況について述べます。

[構成]

第1章 総則

第1節 地域防災計画の目的及び構成

第2節 各防災関係機関の処理すべき事務又は
業務の大綱

第3節 本市の概況

第 1 節 地域防災計画の目的及び構成

本節では、地域防災計画の目的、構成、計画の修正について述べます。

[構成]

第 1 節 地域防災計画の目的及び構成

1. 目的
2. 構成
3. 修正

1. 目的

牛久市地域防災計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、牛久市防災会議が作成する計画であり、本市並びに各防災関係機関の全機能を発揮し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害予防、災害応急対策、災害復旧等、災害対策の基本について定め、総合的かつ計画的な防災体制の整備及び推進を図ることを目的とします。

2. 構成

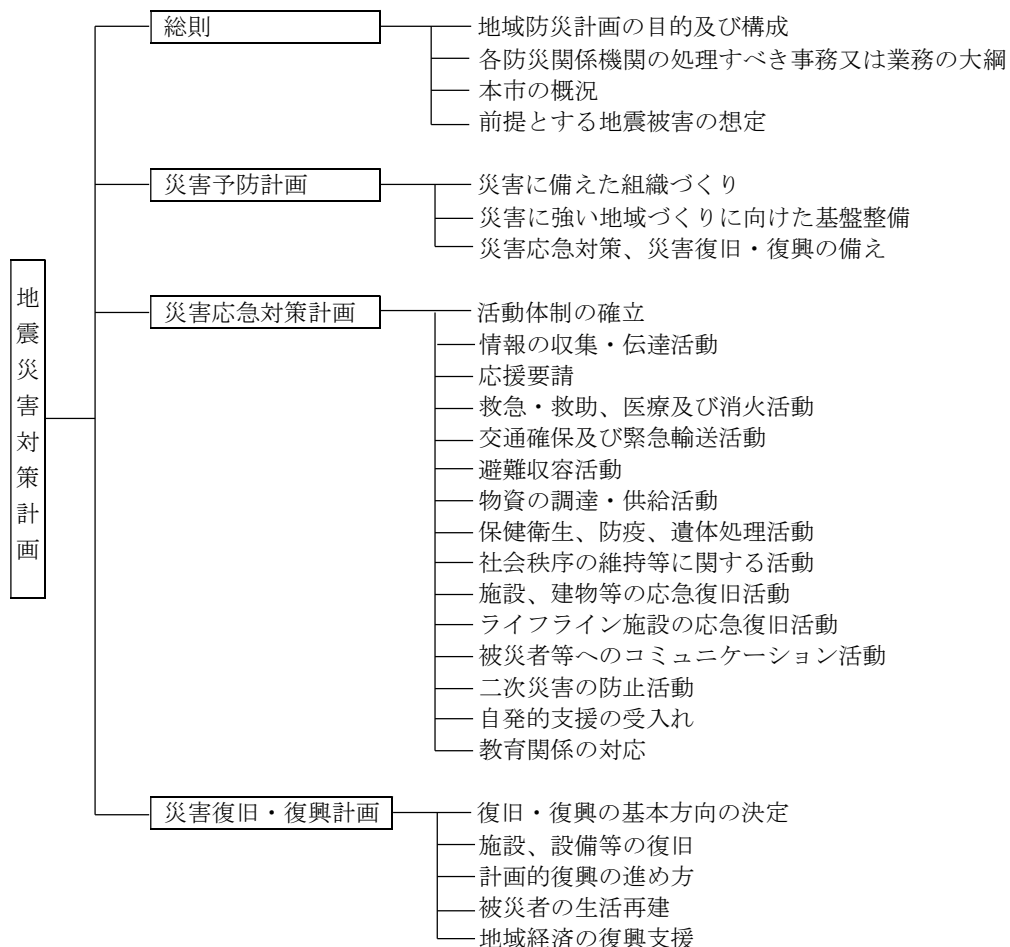
1) 全体

牛久市地域防災計画は、以下のように「地震災害対策計画編」、「風水害等対策計画編」により構成します。

地震災害対策計画編・・・地震による災害の予防、応急対策、復旧・復興の各計画
風水害等対策計画編・・・台風や大雨等による風水害の予防、応急対策、復旧・復興の各計画

2) 本編

「地震災害対策計画編」の構成は次のとおりです。



3. 修正

この計画については、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められたときにはこれを修正します。

各関係機関は、計画の該当する事項について修正案を牛久市防災会議に提出するものとします。

第２節 各防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本節では、風水害等の発生を防止あるいは軽減し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、本市をはじめとする各防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱について述べます。

[構成]

第２節 各防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- １．市
- ２．県
- ３．稲敷広域消防本部
- ４．指定地方行政機関
- ５．自衛隊
- ６．指定公共機関
- ７．指定地方公共機関
- ８．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1. 市

風水害の対策において、本市が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

- ア 牛久市防災会議及び牛久市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関すること
- イ 風水害等対策計画の策定に関すること
- ウ 防災関係機関の組織整備に関すること
- エ 自主防災組織等の地域防災体制の整備に関すること
- オ 風水害等防災に関する施設の整備に関すること
- カ 災害用物資及び資機材の備蓄・整備に関すること
- キ 防災知識の普及や防災訓練に関すること
- ク 風水害等の調査・報告、情報収集、広報に関すること
- ケ 被災者の救助及び保護に関すること
- コ 災害時における保健衛生に関すること
- サ 災害時における交通・輸送の確保に関すること
- シ 災害時における文教対策に関すること
- ス 災害時における住宅対策に関すること
- セ 被災施設の応急対策・復旧に関すること
- ソ 災害救助法の運用に関すること
- タ 被災産業に対する融資等に関すること
- チ 市内各団体が実施する災害応急対策・復旧の調整に関すること
- ツ 近隣及び広域市町村間の相互応急協力に関すること
- テ その他災害の防除と拡大防止に関すること

2. 県

本市の風水害災害対策において、県の対応により処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

- ア 市町村及び各防災関係機関が行う防災関連事務又は業務の実施についての総合調整に関すること
- イ 風水害等防災に関する施設の整備に関すること
- ウ 災害用物資及び資機材の備蓄・整備に関すること
- エ 防災知識の普及や防災訓練に関すること
- オ 風水害等の調査・報告、情報収集、広報に関すること
- カ 市町村が実施する被災者の救助及び保護の支援に関すること
- キ 災害時における保健衛生に関すること

- ク 災害時における交通・輸送の確保に関すること
- ケ 災害時における文教対策に関すること
- コ 災害時における住宅対策に関すること
- サ 被災施設の応急対策・復旧に関すること
- シ 災害救助法の運用に関すること
- ス 被災産業に対する融資等に関すること
- セ その他災害の防除と拡大防止に関すること

また、特に本市を管轄する茨城県の出先機関は、次の事務又は業務を処理します。

1) 県南県民センター

- 災害対策の連絡調整に関すること

2) 竜ヶ崎工事事務所

- ア 急傾斜地の崩壊による災害防止に関すること
- イ 災害時における交通の確保並びに応急工事に関すること
- ウ 水防活動の指導に関すること

3) 竜ヶ崎保健所

- ア 医療及び助産救護に関すること
- イ 防疫その他保険健衛生に関すること
- ウ 毒物、劇薬に関すること

4) 牛久警察署

- ア 人命の救助に関すること
- イ 交通の確保に関すること
- ウ 治安の維持に関すること
- エ 行方不明者等の捜索に関すること

5) 利根浄化センター

- ア 管轄する下水道施設の保全に関すること
- イ 災害復旧工事の施工に関すること

6) 稲敷地域農業改良普及センター

- 災害時における農作物、農地等に対する応急処置の指導に関すること

3. 稲敷広域消防本部

本市の風水害等の対策において、稲敷広域消防本部が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

- ア 消防計画の樹立に関すること
- イ 消防施設の整備に関すること（消防水利に関するものを除く）
- ウ 防災のための調査、災害の予防、警戒及び防御に関すること
- エ 防災活動の指導に関すること
- オ 災害時における消防に関すること
- カ 要救助者の緊急・救助に関すること

4. 指定地方行政機関

本市に係る指定地方行政機関は、次の事務又は業務を処理します。

1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること
- イ 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること
- ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること
- エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する
こと
- オ 警察通信の確保及び統制に関すること

2) 関東財務局

- ア 災害復旧事業費の査定立会いに関すること
- イ 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること
- ウ 災害復旧事業の融資（長期）に関すること
- エ 国有財産の無償貸付業務に関すること
- オ 金融上の措置に関すること

3) 関東信越厚生局

- ア 厚生労働省との連携に関すること

4) 関東農政局

- ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する
こと
- イ 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、
農地浸食防止等の施設の整備に関すること

- ウ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事
- エ 災害時における災害救助用米穀の供給に関する事
- オ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事
- カ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
- キ 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事
- ク 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事

5) 関東森林管理局

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

6) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- ウ 被災中小企業の振興に関する事

7) 関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高压ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事

8) 関東運輸局

- ア 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事
- イ 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関する事

9) 東京管区気象台（水戸地方気象台）

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事
- イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図る事
- ウ 予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事
- エ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関する事
- オ エの情報の防災機関や報道機関を通じた住民への周知に関する事
- カ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知、広報に関する事
- キ 市が行う避難情報等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援、協力に関する事
- ク 災害の発生が予想されるときや災害発生時における、県や市に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事
- ケ 県や市、その他防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事

10) 関東総合通信局

- ア 電波及び有線電気通信の監理に関すること
- イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること
- ウ 災害時における非常通信の確保に関すること
- エ 非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること
- オ 非常通信協議会の育成及び指導に関すること

11) 関東地方整備局

- ア 防災上必要な教育及び訓練に関すること
- イ 公共施設等の整備に関すること
- ウ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- エ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること
- オ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること
- カ 災害時における復旧資材の確保に関すること
- キ 災害時における応急工事等に関すること
- ク 災害復旧工事の施工に関すること
- ケ 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること
- コ 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（「TEC-FORCE」）に関すること
- サ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること

5. 自衛隊

自衛隊は、次の事務又は業務を処理します。

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
- イ 自治体災害派遣計画の作成に関すること
- ウ 牛久市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること
- エ 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること
- オ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

6. 指定公共機関

本市に係る指定公共機関は、次の事務又は業務を処理します。

1) 日本郵便株式会社

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること

- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
- ウ 被災者あて救助用郵便物等の料金免除に関すること
- エ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

2) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- イ 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- ウ 電気通信施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること

3) 東京電力パワーグリッド株式会社（竜ヶ崎支社）

- ア 電気供給施設の整備及び点検に関すること
- イ 災害時における電力供給の確保に関すること
- ウ 電気供給施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること

4) 東京ガスネットワーク株式会社（茨城南導管・設備センター）

- ア ガス供給施設の耐震整備に関すること
- イ 災害時におけるガス供給の確保に関すること
- ウ ガス供給施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること

5) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社龍ヶ崎市駅、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店））

- ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送
- ウ 災害時における救援物資及び避難者の輸送
- エ 鉄道、軌道関係の被害調査、応急対策及び災害復旧

6) 日本銀行（水戸事務所）

- ア 通貨の円滑な供給の確保に関すること
- イ 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること
- ウ 金融機関の業務運営の確保に関すること
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に関すること
- オ 上記各業務にかかる広報に関すること

7) 日本赤十字社

- ア 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- イ 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること
- ウ 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること

8) 日本放送協会（水戸放送局）

- ア 気象予報・警報等の放送周知

- イ 災害状況及び災害対策に関する放送
- ウ 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること

9) 日本通運株式会社（水戸支店）

- ア 救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること

10) 東日本高速道路株式会社（関東支社）

- ア 会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路にかかる道路の保全及び応急復旧工事に関すること

7. 指定地方公共機関

1) 関東鉄道株式会社

- ア 災害時における救援物資及び避難者その他の輸送の協力

2) 社団法人茨城県医師会

- ア 災害時における応急医療活動

3) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- ア 災害時におけるボランティアの受入れ
- イ 生活福祉資金の貸付

4) 利根川水系県南水防事務組合

- ア 水防資機材の整備
- イ 水防計画の確立と水防訓練の実施
- ウ 水防活動の実施

5) 荃崎村外五ヶ町村土地改良区、牛久市土地改良区事務運営協議会、土浦市外十五ヶ町村土地改良区

- ア 防災ため池等の整備及び管理
- イ 急迫の災害を防止するための土地の使用や収用
- ウ 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧

6) 株式会社茨城放送

- ア 気象予報・警報等の放送周知
- イ 災害状況及び災害対策に関する放送
- ウ 放送施設の保安

8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

本市に係る公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、次の事務又は業務を処理します。

1) 茨城県南水道企業団

- ア 水道施設の保全
- イ 水道施設の被害調査、応急対策及び災害復旧
- ウ 飲料水の確保と給水車による給水

2) 水郷つくば農業協同組合

- ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 農作物の災害応急対策の指導
- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- エ 被災農家に対する融資斡旋

3) 牛久市商工会

- ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 救援物資、復旧資材の確保についての協力
- ウ 被災商工業者の相談及び指導

4) 病院等医療施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における収容者の保護及び誘導
- ウ 災害時における病人等の収容及び保護
- エ 災害時における負傷者の治療及び助産

5) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導

6) 学校法人

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

7) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- ア 安全管理の徹底
- イ 防護施設の整備

8) 牛久市建設業協会

ア 災害時における応急対策の実施に要する機材及び労力の提供

9) 自治会、自主防災組織、女性消防隊

- ア 避難者の誘導及び避難所内の世話業務の協力
- イ 被災者に対する炊き出し及び救助物資の配分協力
- ウ 自主防災活動の実施

10) 牛久市医師会

- ア 医療助産等救護活動の実施
- イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

11) 社会福祉法人牛久市社会福祉協議会

- ア ボランティアとその活動への支援及び地域における救援活動のネットワークづくりへの参加

第3節 本市の概況

本市の風水害等防災を進めるにあたっては、地域の特質を踏まえた対応が必要です。本節では、地域の特質として、地形・地質等の自然条件と、人口・交通などの社会条件、さらに本市におけるこれまでの風水害等の被災履歴について述べます。

[構成]

第3節 本市の概況

1. 自然条件
2. 社会条件
3. 被災履歴

1. 自然条件

1) 位置及び面積

本市は茨城県の南部にあって、県庁所在地の水戸市から南西に約50km、首都東京の中心部からは北東へ約50km、東経140°09' 北緯35°58' に位置しています。また、本市は、北側で土浦市、阿見町、東側で稲敷市、南側で龍ヶ崎市、西側でつくば市と隣接しています。

市の面積は58.92㎢で、東西約15km、南北約10kmの広がりを持ち、市域は鼓のような形状となっています。

2) 地形

市域の地形は、本市の中央部を流れる小野川周辺及び南西側の牛久沼周辺は沖積層の低地、その他の地域は関東ローム層の稲敷台地となっており、平均海拔は約20mです。

3) 地質

市域の地質は、筑波山地を構成する岩石と同様の花崗岩類とともに、原石は古生層と考えられる変成岩類を基盤とし、この基盤を直接上総層群、成田層、竜ヶ崎層などと呼ばれる地層が覆っています。

また、台地の表層部には常総粘土層及び武蔵野・立川ローム層が分布し、低地では砂礫、砂、腐植土などから成る軟弱な沖積層が堆積しています。

4) 気象

気象は、冬は北西の季節風が吹いて晴天の日が多く、春から秋にかけては雨の多い太平洋側の気候の特色を示すが、全般に温暖で、四季を通じて恵まれた環境にあります。気温は年平均15.0℃、風速は年平均2.1m/sで、月平均降水量は116.0mmです。

2. 社会条件

1) 沿革及び展望

本市は、明治・大正時代から昭和28年まで（旧）牛久町として歩んだ後、昭和29年に岡田村、昭和30年には奥野村と合併し、人口15,000人の牛久町として出発しました。昭和41年に首都圏近郊整備地帯としての指定を受けて以来、それまでの純農村地帯から首都圏の衛星都市へと変貌して住宅建設が進んだことから、昭和60年に人口が50,000人を超え、昭和61年には市制を施行して発展を続けています。

また、筑波研究学園都市に隣接し、成田空港や鹿島臨海工業地帯も近く、市内にも筑波南桂工業団地、筑波南奥原工業団地の2つの工業団地があり、県南の工業技術集積地となっています。

これからの本市は、JR常磐線を中心とした“常磐軸”と、首都圏中央連絡自動車道の中

心とした“圏央道軸”が交差する広域交通結節点都市として、文化、経済、産業等のより一層の集積が期待され、つくば市や土浦市とともに業務核都市の中核を構成する拠点都市としての役割を担うことになります。

2) 人口等

本市の人口は、合併直後の昭和30年15,627人から昭和40年17,203人への緩やかな増加傾向（10年間に10%増）にありました。その後、首都圏への人口集中とその外縁的拡大に伴って、本市の人口は急増し、昭和50年に27,674人（同61%増）、昭和60年に51,926人（同88%増）、令和4年3月31日現在84,478人となっています。〔注：人口統計による。〕

なお、令和2年の国勢調査によれば、15歳以上人口73,817人のうち他市町村で従業・通学している人口は26,119人（約35%）を占め、さらに、その約20%が東京23区で従業・通学しています。一方で、従業・通学のために他市町村から本市へ流入する15歳以上人口は15,017人となっています。このようなことから、本市の昼間人口は夜間人口の約87%となっています。

本市の高齢化率は、令和2年4月1日現在約29%であり、令和7年度の予想値で高齢化率は約30%と推計されています。これは市内の全域を平均化した数字であり、ひたち野うしく駅を中心とした新市街地に若年人口が多く、牛久駅を中心とした既成市街地や市の東部では、団塊世代の高齢化に伴う少子高齢化が顕著であります。また、団塊の世代ジュニアが65歳以上となる令和22年度の予想値では、高齢化率は36%と推計されています。地区によっては既に高齢化率が50%を超えているところもあり、10年後には高齢化率が60%を超えるところも推測されます。

また、見守り台帳登録者は令和5年2月28日現在、3,991人、高齢者3,884人、高齢者を除く障害者等は44人となっています。

3) 土地利用

令和3年における地目別土地利用構成をみると、田と畑を合わせた農地が約32%、山林が約20%を占め、原野等を加えると、市域の約53%はこれら自然的土地利用となっています。一方、住宅建設の進展やJR牛久駅及びJRひたち野うしく駅を中心とした市街地での面的整備の進展によって、宅地が昭和30年の224haから1,340haへと約6.0倍に増加しています。

■土地利用現況（地目別面積）

令和2年1月1日現在

区分	面積（千㎡）
総面積	58,920
田	6,477
畑	12,638
宅地	13,398
山林	11,596

原野	523
雑種地	5,732
その他	8,556

4) 交通

本市の交通網は市西部を南北に貫いて首都圏と連絡する国道6号線とJR常磐線、さらに東西に貫く国道408号や平成29年2月26日に茨城県内全線開通した首都圏中央連絡自動車道があり、これに中央部や東部で南北に交差する主要地方道や広域農道によって結ばれています。また、公共交通網としてのバス路線は、JR牛久駅とひたち野うしく駅を中心として運行されており、平成15年から牛久市内を循環するコミュニティバスも運行しています。

5) 建築物

令和3年度末現在における本市の建築物の総棟数は34,162棟であり、このうちの約75%が木造建物となっています。3年度末の住宅の耐震化率は、92.1%、公立学校、公共住宅、庁舎、図書館、体育館等の市有特定建築物の耐震化率は、100%となっております。

6) ライフライン施設

①上水道

供給世帯は33,357世帯であり、普及率は88.4%となっています。(令和4年3月31日現在)

②下水道

管路の総延長は510km(汚水管385km、雨水管125km)であり、普及率が88.2%となっています。(令和4年3月31日現在)

③ガス

都市ガスは18,405世帯に供給されており、高圧管延長で約5km、中圧管総延長約45km、低圧管総延長約304km、総延長約354kmです。その他の地域では、プロパンガスを使用しています。(令和4年3月31日現在)

④電話

総電柱本数は、6,470本、地上ケーブルの総延長が2,316kmで、地下ケーブルの総延長は、約337kmとなっています。(令和4年3月31日現在)

3. 被災履歴

本市は、春から秋にかけて雨の多い太平洋側の気候の特色を示し、梅雨や台風などによる大雨や強風が発生することもあります。市域がほぼ全域台地上に位置することから、小貝川や利根川流域の近隣市町村のように大きな水害に襲われることもなく、過去にも特筆すべき風水害等の被災履歴はありません。

第2章 災害予防計画

本市に影響を与えるような大規模な風水害等が発生した場合、様々な被害が複合的、連鎖的に発生することが予想されます。風水害等から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、暴風雨等が発生しても被害を引き起こさないための対策、被害が発生しても最小範囲に止めるための対策、被害が複合化・連鎖化しないための対策など、事前に予防対策を推進していくことが重要です。

このような観点から、災害予防計画では、本市及び各防災関係機関がとるべき予防対策について、人、組織、ハード、ソフトの3つの観点に分けて述べます。

[構成]

第2章 災害予防計画

第1節 災害に備えた組織作り

第2節 災害に強い地域づくりに向けた基盤整備

第3節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1節 災害に備えた組織づくり

本市及び各防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、各種の防災組織・体制を整備あるいは支援します。また、各防災組織は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、各組織に女性の参画を積極的に図り防災活動を展開することとします。

[構成]

第1節 災害に備えた組織作り

1. 牛久市防災会議
2. 各防災関係機関の防災組織
3. 自主防災組織
4. 広域等相互応援体制
5. 民間企業の協力体制
6. ボランティア
7. 防災マニュアル

1. 牛久市防災会議

防災課

1) 設置の根拠

「災害対策基本法」第16条の規定に基づき、本市の市域に係る地域防止計画の作成及びその実施の推進のため、牛久市防災会議を設置します。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、女性からの意見を反映させるための防災会議委員を選任します。

2) 所掌事務

防災会議のつかさどる事務は、次のとおりです。

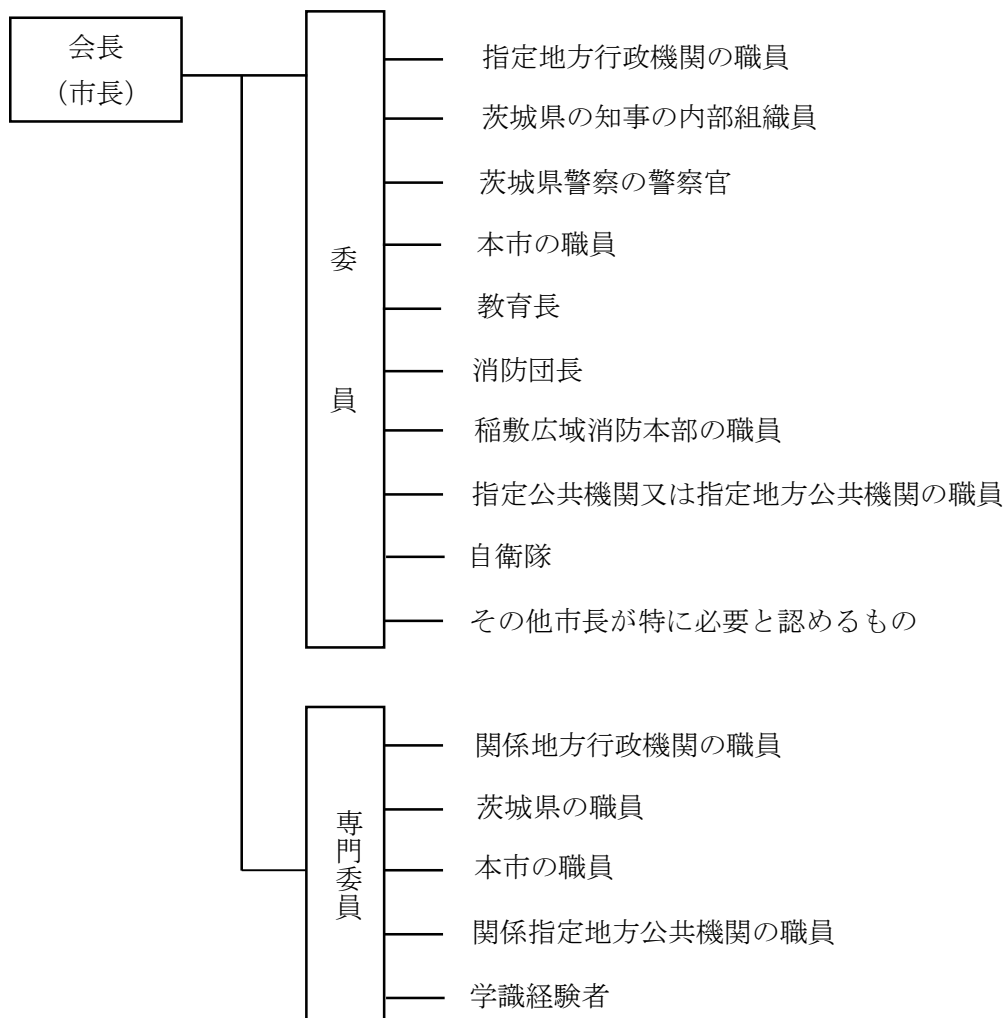
ア 牛久市地域防災計画を作成し、その実施の推進

イ 市域に災害が発生した場合に、その災害に関する情報の収集

ウ その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3) 組織

防災会議の組織は、次のとおりです。



参考資料

牛久市防災会議条例
牛久市防災会議運営規程
牛久市防災会議公印規定
牛久市防災会議委員名簿

2. 各防災関係機関の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関など、本市を管轄している、あるいは市内にある各防災関係機関は、「災害対策基本法」第47条の規定に基づき、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するために必要な防災組織を整備し、絶えずその改善に努めるものとします。

また、それらの防災組織においては、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めるものとします。

3. 自主防災組織

防災課

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもとに、自主防災組織を結成し活動を行うことは、被害の軽減にとって非常に重要です。とくに被害発生直後における本市や各防災関係機関の対応が行き渡らない時期や、各防災関係機関自体が施設や人員に甚大なダメージを負っている場合には、自主防災組織の活動が最も重要になります。また、平常時における予防対策活動も大きいものがあります。自主防災組織は、防災という単一目的の組織として構築するケースのほか、日常の地域コミュニティにおける福祉や環境整備等の様々な活動ニーズと重ね合わせ、複数の内容の活動を連携して行うコミュニティ組織として形成するケースがあります。また、単位自主防災組織の横の連携を図ったり、地域の結束力や活動の継続性を確保するため、第2次避難場所（指定避難所）を単位とした複数の自主防災組織による避難所防災会の組織化を進めるとともに、全自主防災組織の連合組織である牛久市防災会（平成18年5月15日結成）の育成に努めます。

なお、自主防災組織の育成・促進を図るため次の施策を講じます。

1) 自主防災組織の結成及び育成指導

ア 災害に対する地域連帯及び地域防災活動の推進を図るため、行政区や自治会組織を母体とした自主防災組織の結成及び育成・促進を図ります。特に地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成します。このため、昼間の構成員が確保できない組織に対して、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促し

ます。また、自助・共助・公助の充実育成のための防災隣組の設立を推進します。

イ 自主防災組織の運営に際して必要な事項は、各組織において規約等により定めます。

2) 防災リーダーの育成

ア 自主防災組織の中核となるメンバーを確保するため、また、男女の幅広い世代の人材を育成するために、講演会・講習会等を開催し、「防災リーダー」を育成します。特に少子高齢化社会においては、次代を担う人材の育成が急務であることから、教育や防災訓練を通じて、早くから「自分の暮らす地域を守っていく」という意識を醸成し、次代を担う人材を育成します。

イ 防災に関する知識は、新たな技術や災害体験を通じて、また地域特性の変化に応じて、更新していく必要があります。したがって、「防災リーダー」の再教育の場となる講習会を定期的で開催し、資質の向上を意識の高揚を図ります。

3) 自主防災組織に対する補助

ア 組織結成時において、結成時補助及び資機材購入費補助を行います。

イ 組織が結成された翌年度以降3年間に限り、活動費を補助します。

4) 自主防災組織の活動内容

①平常時の活動

ア 防災知識の普及

自主防災組織の活動としては、地域内住民の基本的なデータや防災上の関係施設、危険箇所などをチェックして、防災マップを作成します。災害の発生を未然に防止し、あるいは災害が発生したとしてもそれを軽微にとどめるためには、住民一人ひとりが的確に行動することが必要です。的確な行動の前提には正しい防災知識が不可欠であるため、地域コミュニティの集会やイベントなどの場も利用し、「防災リーダー」を中心として防災知識の普及に努めます。「防災リーダー」を育成するために、自主防災組織は学習会や研修会に積極的に参加します。自主防災組織では機会あるごとに、防災に関する人材を育成します。

イ 防災計画の立案

地域住民参加のもとに、地域コミュニティにおける災害時の行動を想定した防災計画について協議します。さらに、必要に応じ、小学校区程度の単位で複数のコミュニティの連携が必要な事項（避難場所の管理運営等）について、行動計画の調整を図ります。

ウ 防災訓練の実施

災害時には平常心を失って的確な行動をとれない可能性もあるため、知識や計画だけでなく、訓練によってとるべき行動を理解し、訓練を反復することにより慣れしておくことが必要です。したがって、消防署の指導や消防関係者の協力も得ながら、住民が防災資機材を活用した定期的な自主運営防災訓練を年に1回程度行います。

エ 防災点検の実施

家庭内で災害の発生要因になりうる物品や設備等について、住民が自ら点検を実施するとともに、自主防災組織が主体となって、防災面からみた地域内の環境を定期的に点検します。自主防災組織は防災マップに記入しないような、ごみの放置、

違法駐車、生垣など、防災面からみた地域内の環境を定期的に点検し、改善策を立てて問題解決に取り組みます。

オ 防災用資機材の管理点検

自主防災組織の活動に必要な資機材については、あらかじめ備蓄し、日頃から定期的な点検を行って、緊急の場合にもすぐ使用できる状態を維持します。

カ 避難行動要支援者の把握及び対策

市から提供される見守り台帳を活用するなどして、避難行動要支援者を把握するとともに、災害から要支援者を守るための体制づくりを進めます。

②災害時の活動

ア 情報の収集伝達

地域内で発生した被害の状況を把握し、本市の災害対策本部（第3章第1節）への報告を行うとともに、地域住民に対しても被害状況の周知を行います。また、災害対策本部や防災関係機関からの情報を地域住民に正確に伝達し、デマやパニックの防止に努めます。これらの情報の収集伝達拠点は、第1次避難場所（指定緊急避難場所）である地域の区民会館等集会所、及び第2次避難場所（指定避難所）（避難命令の発令後等）である小・中・高等学校等（第2章第3節）とします。

イ 救出、救護

地域住民の安否を速やかに確認し、建物の倒壊等により、下敷きや生き埋めになった者や、増水等により孤立した者がいる場合は、防災資機材を利用して救助活動にあたります。負傷者に対しては応急処置を施し、医療処置が必要な場合は避難場所に設置された救護所あるいは最寄りの医療機関へ搬送します。

ウ 避難誘導

避難指示が発せられた場合、「防災リーダー」がこれを地域住民に伝達し、避難場所への誘導を行います。特に、地域の高齢者、年少者、障がい者のように身体的にハンディキャップがある住民や、観光客などの一時的滞在者や外国人のように地域に疎い人たちに対しては、その避難を的確に補助します。

エ 避難場所の管理、運営

短期の避難の場合は、避難者に対して、備蓄していた食料や飲料水、被災の程度によっては毛布等を配布します。避難が長引く場合には、これらに加えて、本市が行う給食や、様々な生活用品等の救援物資配給に協力します。また、トイレなど衛生面の管理や、高齢者等の要支援者に配慮した避難場所の運営に努めます。

オ 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者支援体制等に基づき、災害発生後速やかに要支援者の安否確認、救出救助及び避難誘導等必要な支援を行います。

5) 牛久市防災会の育成指導

ア 災害に対する全市的な連帯及び防災活動の推進を図るため、全自主防災組織の連合組織である牛久市防災会の育成及び活動促進を図ります。

イ 組織の活動及び運営に際して必要な事項は、組織において規約等により定めます。

参考資料

牛久市自主防災組織結成状況

牛久市防災会規約

4. 広域等相互応援体制

防災課

風水害等により本市が甚大な被害を受けた場合、市内の各防災関係機関だけでは十分な対応をできない可能性があります。また、市内や近隣における消防や救急医療の対応能力、食料をはじめとする救援物資の総量が不足するといった事態も考えられます。このような最悪の場合を想定して、他の地方公共団体等との間で災害時の相互応援協定を締結し、広域的な応援体制を構築しておきます。相手先となる地方公共団体としては、即応性・機動性の点から茨城県内の各市町村を第一とします。

また、協力体制にある地方公共団体等からは、大量の災害対応業務を遂行するために応援職員を受け入れます。大規模広域災害発生時においては、地方公共団体等体等の応援が重要となることから、災害対策基本法第67条の規定に基づき、県内外の地方公共団体等との相互応援協定を推進します。すでに締結されている協定については、より具体的に実効性のあるものとするため、検討を図ります。

本市における締結状況は次のとおりです。

■相互応援に関する協定

協定の名称	協定締結先	締結年月日
広域消防相互応援協定	土浦市、龍ヶ崎市、阿見町、 茎崎町、江戸崎町	昭和42年7月24日
災害時等の相互応援に関する協定	茨城県内全市町村	平成6年4月1日
災害時の相互応援に関する協定	埼玉県北本市	平成10年1月23日
災害時の相互応援に関する協定	宮城県加美郡色麻町	平成12年11月24日
茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定	茨城県内14市1町3組合	平成22年3月31日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成22年12月20日
災害時等の相互応援に関する協定	常陸太田市	平成24年7月28日
廃棄物と環境を考える協議会加盟 団体災害時相互応援に関する協定	1都5県65市町村及び事務 組合	平成25年7月12日
稲敷地方広域市町村圏内市町村間における 災害時相互応援に関する協定書	龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、 利根町、河内町、美浦村	平成29年1月27日
災害時における施設使用に関する 協定	茨城県牛久警察署	平成29年10月6日
災害発生時における協力に関する	茨城農芸学院	令和2年9月2日

協定		(再締結)
原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	茨城県35市町村及び福島県いわき市	平成30年1月29日
原子力災害時におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定	ひたちなか市	平成30年3月29日
大規模水害時における広域避難に関する覚書	利根町	令和3年2月18日

参考資料

広域消防相互応援協定

災害時等の相互応援に関する協定（茨城県内全市町村）

災害時等の相互応援に関する協定実施細目（茨城県内全市村）

災害時等の相互応援に関する協定（埼玉県北本市）

災害時等の相互応援に関する協定（宮城県加美郡色麻町）

災害時等の相互応援に関する協定（茨城県常陸太田市）

茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定

災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

災害時等の相互応援に関する協定（常陸太田市）

廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援に関する協定（1都5県65市町村及び事務組合）

稲敷地方広域市町村圏内市町村間における災害時相互応援に関する協定（龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村）

災害時における施設使用に関する協定（茨城県牛久警察署）

災害発生時における協力に関する協定（茨城農芸学院）

原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定（茨城県35市町村及び福島県いわき市）

原子力災害時におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定（茨城県ひたちなか市）

大規模水害時における広域避難に関する覚書（利根町）

また、本市を管轄する稲敷広域消防本部における協定等の締結状況は、次のとおりです。

■稲敷広域消防本部相互応援協定締結状況

締結先	締結年月日
我孫子市消防本部	昭和57年1月1日
取手市消防本部	昭和57年7月1日
つくば市消防本部	昭和58年9月26日
茨城県内全消防本部	平成元年4月1日
栄町消防本部	平成18年3月6日
香取広域市町村圏事務組合	平成18年8月29日

茨城県高速自動車道等関係消防本部	平成19年3月10日
成田市消防本部	平成21年10月30日
土浦市消防本部	平成27年7月13日
鹿行広域事務組合	平成30年3月5日
常総地方広域市町村圏事務組合	平成30年3月8日
印西地区消防組合	平成31年2月27日

5. 民間企業の協力体制及び防災体制

関係部局

災害規模が大きく、地域住民の避難生活が長期化する場合、市内に備蓄されている食料や資機材では不足することが考えられます。したがって、食料や生活用品等の救援物資の備蓄や、その輸送について、本市が製造業及び流通業、運輸業の各企業と協定を結んでおき、十分な救援物資を地域住民に提供できるようにします。

また、電話回線の輻輳や電話設備の被災によって、安否確認等が手間取ることが考えられるので、在京のテレビ・ラジオ放送局、災害情報共有システム（Lアラート）、コミュニティFM局放送（85.4MHz）、茨城県内の放送局やケーブルテレビ運営会社、インターネット通信サービス運営会社と協力体制を整備します。

なお、市内に事業所をもつ企業に対しては、自主防災組織の一員として企業の果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう要請するとともに、事業所内で発生した被害については、本市や地域住民への速やかな連絡と適切な対応を行うよう求めます。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災にかかる取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努めます。当市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うよう努めます。

■民間企業の応援に対する協定

協定の名称	協定締結先	締結年月日
震災時における緊急設備支援に関する協定	株式会社セレスポ	平成29年4月18日 (再締結)
災害時における牛久市金融団・牛久市間の協力に関する協定	牛久市金融団	平成10年3月17日
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合	平成11年12月8日
牛久市防災行政無線の活用に関する覚書	東日本電信電話株式会社茨城支店	平成13年2月23日
災害時支援協力に関する協定	茨城県ゴルフ場協会(55社) 茨城県ゴルフ倶楽部支配人会 (112社)	平成17年2月3日 ※茨城県との締結
牛久市防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支社	平成20年5月30日
災害時における遺体の搬送に関	社団法人全国霊柩自動車協会	平成21年7月1日

する協定		※茨城県との締結
災害時における物資輸送業務に関する協定	社団法人茨城県トラック協会	平成22年12月20日
地震等大規模災害に関する基本覚書	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	平成24年3月30日
災害等の避難所に関する協定	株式会社関電工人材育成センター 神谷行政区	平成24年7月6日
災害時における応急対策に関する応援協定	牛久市建設業協会	平成24年8月1日
災害時における電気自動車による電力の供給に関する協定	日産プリンス茨城販売株式会社	令和2年10月1日 (再締結)
災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定	生活協同組合パルシステム茨城	平成24年11月1日
災害発生時における福祉避難所の指定並びに設置及び運営に関する協定	社会福祉法人慈陽会(元気館) 社会福祉法人若竹会(牛久さくら園) 社会福祉法人博慈会(博慈園)	平成25年2月26日
災害時における放送等に関する協定	土浦ケーブルテレビ株式会社	平成25年5月15日
災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人牛久市医師会	平成26年8月28日
災害時における災害支援協力に関する協定	茨城県石油業協同組合牛久・竜ヶ崎支部牛久部会員7社	平成26年9月22日
災害時の歯科医療救護に関する協定	牛久市歯科医師会 一般社団法人茨城県南歯科医師会	平成26年12月11日
大規模災害時に備えた石油燃料の備蓄等に関する協定	塚本産業株式会社 池辺石油ガス株式会社	平成27年2月3日 (再締結)
災害時等における情報発信に関する協定	特定非営利活動法人牛久コミュニティ放送	平成27年8月21日
災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会江戸崎支部牛久部会	平成27年8月26日
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	平成28年2月18日
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	牛久市商工会	平成28年3月24日
災害時における道路啓開のための車両等の移動に関する協定	有限会社長浦自動車工業株式会社あきば商事	平成28年9月26日
災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定	合同会社西友	平成29年4月1日
災害時における支援協力に関する協定	茨城県行政書士会	平成29年4月25日
災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定	株式会社エコス	平成29年5月19日
災害時における応急対策に関する応援協定	市内建設業者38社	平成29年7月18日
災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定	株式会社カスミ	平成29年8月2日
災害時における生活物資等の調	大和紙器株式会社	平成29年10月6日

達及び供給に関する協定		
災害時における放送要請に関する協定	株式会社茨城放送	平成30年3月27日
災害時における支援協力に関する協定	水戸信用金庫	平成30年8月3日
災害時の薬事救護活動に関する協定	牛久薬剤師会	令和元年10月16日
災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定	DCMホームマック株式会社	令和2年1月16日
災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社茨城支店	令和2年2月19日
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	有限会社ユーデーシー	令和2年8月19日
緊急速報発信ツール等の活用に関する協定	東京ガスネットワーク株式会社 茨城南導管・設備センター	令和2年12月23日
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	ブリーズベイオペレーションライフ株式会社	令和3年4月30日
災害時支援協力に関する協定	株式会社金乃台	令和3年7月2日
災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社	令和4年1月6日
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	令和4年7月14日
災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社	令和4年7月14日

参考資料

震災時における緊急設備支援に関する協定（株式会社セレスポ）

災害時等における牛久市金融団・牛久市間の協力に関する協定（牛久市金融団）

災害救助に必要な物資の調達に関する協定（いばらきコープ生活協同組合）

牛久市防災行政無線の活用に関する覚書（東日本電信電話株式会社茨城支店）

災害時支援協力に関する協定（茨城県ゴルフ場協会、茨城県ゴルフ倶楽部支配人会）

災害時における応急対策に関する応援協定（牛久市建設業協会）

牛久市防災行政無線の活用に関する協定書（東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支社）

災害時における遺体の搬送に関する協定（社団法人全国霊柩自動車協会）

災害時における物資輸送業務に関する協定（社団法人茨城県トラック協会）

地震等大規模災害に関する基本覚書（東日本旅客鉄道株式会社水戸支店）

災害等の避難所に関する協定（株式会社関電工人材育成センター、神谷行政区）

災害時における電気自動車による電力の供給に関する協定（日産プリンス茨城販売株式会社）

災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定（生活協同組合パルシステム茨城）

災害時における福祉避難所としての協力等に関する協定（社会福祉法人慈陽会元気館）

災害時における福祉避難所としての協力等に関する協定（社会福祉法人若竹会牛久さく

ら園)

災害時における福祉避難所としての協力等に関する協定（社会福祉法人博慈会博慈園）

災害時における放送等に関する協定（土浦ケーブルテレビ株式会社）

災害時の医療救護活動に関する協定（社団法人牛久市医師会）

災害時における災害支援協力に関する協定（茨城県石油業協同組合牛久・竜ヶ崎支部牛久部会員 7 社）

災害時の歯科医療救護に関する協定（牛久市歯科医師会・一般社団法人茨城県南歯科医師会）

大規模災害時に備えた石油燃料の備蓄等に関する協定（塚本産業株式会社、池辺石油ガス株式会社）

災害時における L P ガス等の供給協力に関する協定（茨城県高压ガス保安協会江戸崎支部牛久部会）

災害時における物資の調達及び供給に関する協定（株式会社セブンーイレブン・ジャパン）

災害時における物資の調達及び供給に関する協定（牛久市商工会）

災害時等における情報発信に関する協定（特定非営利活動法人牛久コミュニティ放送）

災害時における道路啓開のための車両等の移動に関する協定（有限会社長浦自動車工業、株式会社あきば商事）

災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定（合同会社西友）

災害時における支援協力に関する協定（茨城県行政書士会）

災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定（株式会社エコス）

災害時における応急対策に関する応援協定（市内建設業者）

災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定（株式会社カスミ）

災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定（大和紙器株式会社）

災害時における放送要請に関する協定（株式会社茨城放送）

災害時における支援協力に関する協定（水戸信用金庫）

災害時の薬事救護活動に関する協定（牛久薬剤師会）

災害時における生活物資等の調達及び供給に関する協定（DCMホームック株式会社）

災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社茨城支店）

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定（有限会社ユーデーシー）

緊急速報発信ツール等の活用に関する協定書（東京ガスネットワーク株式会社 茨城南導管・設備センター）

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定（ブリーズベリオペレーションライフ株式会社）

災害時支援協力に関する協定（株式会社金乃台）

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定（三協フロンテア株式会社）

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社）

災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書（東京電力パワーグリッド株式会社）

6. ボランティア

関係部局

社会福祉協議会

東日本大震災、阪神・淡路大震災では、多くのボランティアが避難所での炊き出し、物資の仕分け、配布などの救援活動などに駆けつけ、その活動は、被災者の心身及び生活の安定、再建などに大きな力を発揮しました。

本市では、災害時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティアと行政との間の信頼関係を確立し、連携協力の体制づくりを推進します。

1) ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師、看護師、応急危険度判定士、無線技師など専門的な知識、技能や特定の資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難所での炊き出しや物資の仕分けなど特別な資格や技術、知識を必要としない「一般ボランティア」に区分されます。それぞれの活動分野は概ね次の通りです。

項 目	専門的ボランティア	一般ボランティア
ボランティアの活動分野	1 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師等の医療関係従事者 2 建築物の応急危険度判定士 3 通訳（外国語、手話）、翻訳 4 被災者への心理治療 5 高齢者、障がい者等の看護 6 アマチュア無線技師等 7 その他専門的知識・技能を要する活動等	1 避難所の運営への協力 2 炊き出し、食料等の配布 3 救援物資や義援品の仕分け・配給 4 高齢者、障がい者等要支援者の介護 5 清掃 6 安否情報、生活情報の収集・伝達 7 その他被災地における軽作業等

2) ボランティアが活動しやすい環境の整備

①協力、信頼関係の確立

市内のボランティア各団体との交流を日頃から深め、風水害等発生時にボランティアの協力を広く求め、ボランティアと行政が連携協力して円滑に活動できる体制づくりを推進します。

②ボランティア需要の把握及びボランティアへの情報発信

全国から集まるボランティアは、被災者のニーズや地理等が不案内であることから、円滑かつ効果的にボランティア活動を行うためには的確な情報を提供する必要があります。

本市では、牛久市社会福祉協議会にボランティアの受け入れ窓口を設置し、災害時におけるボランティア活動の連絡調整にあたりとともに、情報及び活動場所の提供等を行います。なお、平常時から災害ボランティアの登録などに関する情報及び災害時におけるボランティア受け入れ窓口や活動情報についてホームページにおいて周知、広報を行

います。

また、災害時、牛久市社会福祉協議会と県内社会福祉協議会で協力体制が図れるよう、災害時支援に関する協定を締結して、災害ボランティアの連携体制を整えます。

③ボランティア保険への加入促進

ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努めます。

7. 防災マニュアル

これまで述べてきた各防災関係機関においては、それぞれが防災計画を立案し、災害時にはそれに基づいた行動ができるよう、訓練を重ねることが必要です。しかし、風水害だけでなく、とくに地震のような突発的な災害時に平常心を保つことは容易ではなく、適切な行動ができないおそれもあります。したがって、組織を構成する各個人が、防災計画に即した行動をとりやすくするために、被害発生からの時間の流れに沿って、定められた役割ごとに、なすべき行動を簡潔にまとめた別冊の「防災マニュアル」を全職員に配布して、周知徹底を図ります。

なお、内容としては次のような項目を想定し、地域防災計画の修正に伴って記載の変更の必要が生じた場合は、これを修正します。

- ア 災害と本市の責務
- イ 職員の心得と服務
- ウ 災害時の体制
- エ 動員
- オ 活動
- カ 避難及び避難場所
- キ 情報の収集・伝達
- ク 市民への広報
- ケ 救急・救助、医療、消火
- コ 関連資料

第2節 災害に強い地域づくりに向けた基盤整備

本市は、市域のほとんどが洪積台地上にあり、沖積層の低地は牛久沼や小野川周辺に限られています。したがって台地に降った雨はこれらの低地に流れ込むことになるが、過去に大きな浸水被害等の発生は経験していません。しかし近年の都市化の進展により、自然の調節機能のバランスが崩れ、水害の危険性が内包されている恐れもあります。また、風に対しても、多様な建築物等が増加していることから注意が必要です。

したがって、大雨や強風に見舞われても浸水や構造物の倒壊が発生せず、地域住民の身体・生命に危険が及ばないように、また、たとえ被災したとしても、その後の生活への影響が最小限に抑えられるように、本市の都市基盤・生活環境を構造的に強化する必要があります。

[構成]

第2節 災害に強い地域づくりに向けた基盤整備

1. 河川の対策
2. 構造物等の対策
3. 地盤災害の予防対策
4. ライフライン施設の対策
5. 農地農業の対策
6. 事業所、学校等の災害予防対策

1. 河川の対策 本市における水害の発生は、地形条件に恵まれていることから限定的ではあるが、河川の氾濫による水田等への影響を防止するために、河川の対策を進めるものとします。 1) 河川、沼の現況 本市の河川の現況は表のとおりです。本市に係る河川及び沼は、小野川、乙戸川、桂川、稲荷川、谷田川の五流と牛久沼が挙げられます。 河川が最大のものは小野川で、川幅平均3.5m、全長15.3kmです。ついで、乙戸川、桂川、谷田川、稲荷川の順で小野川、乙戸川、桂川は奥野地区内を、谷田川、稲荷川は牛久地区を貫流しています。乙戸川、桂川の両河川は大雨の際に氾濫し、流域水田に被害をもたらすことがあります。 また、牛久沼は本市の最南端に位置し、その関係沼線は2kmです。大雨等の際には沼への流入等がスムーズにいかず、沼周辺水田に溢水して被害を及ぼすことがあります。 2) 対策 市内河川の溢水危険箇所については、堤防の点検・補強等の防止策を講じるよう管理団体に要請します。牛久沼については、関係する牛久市土地改良区事務運営協議会及び利根川水系県南水防事務組合とともに堤防監視を行い、危険箇所の補強警戒にあたります。国、県に対しては、補強工事の万全を図るよう要請し、かんがい排水の整備を行い、災害の予防に注力します。 また、茨城県管理河川県南(竜ヶ崎)ブロック減災対策協議会に参加し、水害発生に際しても、災害時の被害を最小化する減災の考えに基づき、減災目標を掲げるとともに、「洪水時の逃げ遅れによる人的被害をなくす」、「地域社会経済被害の最小化」を目指します。 参考資料 本市の河川の概況	稲敷広域消防本部 消防団 防災課
2. 構造物等の対策 都市及びその基盤を形づくる土木構造物や建築物を、風水害に強い構造とするため、次のような対策を実施します。 1) 街区 本市では民間の宅地開発が盛んで、著しい人口増加傾向が続きました。昭和45年には、市街化区域及び市街化調整区域の都市計画決定を行い、快適で住みよい都市づくりを推進しています。	建設部 常総国道事務所 竜ヶ崎工事事務所 県南県民センター

平成8年現在の土地利用現況は市域の約2／3を自然的土地利用が占めており、首都圏においては計画的な市街地整備が進められている一方で、民間の小規模な宅地造成による無秩序な市街地形成もみられ、防災上の問題もあります。

①防火地域及び準防火地域

都市の不燃化促進等、都市の防災上の向上を図るため、指定基準に従って防火地域及び準防火地域を指定し、新規建築物の耐火建築物化あるいは準耐火建築物化を促します。また、同地域内の既存建築物についても、防火に向けた改修の指導を行います。

②防災空間の確保

公園、緑地及び都市計画街路空間は都市に潤いを与え、生活環境の向上を図り、市民に憩いの場を提供する重要な空間であるとともに、大規模な火災が発生した場合の延焼遮断帯としての機能を持ちます。また、災害時の避難、給食給水、物資集積など、応急対策活動の基地ともなる防災上重要な空間です。したがって、今後も公園・緑地の整備に努めるとともに、自然的土地利用の適切な保存にも配慮します。

③土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を行う場合に、区域の防災性向上の効果を有する事業としていきます。

2) 道路

道路施設は、被害発生直後の被災者の避難路、救助活動や消防活動のための移動路、応急復旧活動における救援物資や復旧資機材の搬送路として極めて重要です。また、火災に対して、広幅員道路は延焼遮断帯としての機能を発揮します。したがって、既存の道路整備計画を踏まえながら道路建設の安全性・耐震性向上に努めるものとします。

ア 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備にあたっては、防災の観点から以下の点について配慮しながら整備を進めます。

- ・避難場所や活動拠点となる公共施設等に通じる道路の整備
- ・住宅密集地などにおいて、火災の延焼遮断効果が期待できる道路の整備

イ 啓開路線の指定

被災後の避難、救助、消防等、応急対策期における活動を円滑に行うために、優先的に通行可能な状態を確保すべき啓開路線を、あらかじめ指定しておきます。啓開路線は次のような路線を対象とし、被害を受けていた場合の応急復旧、がれきや放置車両の排除等を行うこととします。

- ・市域と他地域を連絡する幹線
- ・救急指定病院等の医療機関と連絡する路線
- ・避難場所や活動拠点となる公共施設等に通じる路線

また、啓開路線として選定した路線が大きな被害を受けるという最悪の事態を想定し、代替路線を選定しておきます。

3) 橋梁

河川の増水により橋梁が被害を受けた場合、その物理的な被害はもとより、生産や物流に波及する二次的な被害も無視し得ません。橋梁は道路交通上の重要箇所であり、被災した場合には復旧に時間を要する構造物です。したがって橋梁の安全性について十分な点検を行い、その点検結果に基づき、重要路線を優先して、補強や架け替えを実施します。

4) 建築物

建築物は、一定の基準を順守すれば、強風に対する危険性を相当程度まで軽減することが可能です。したがって、とくに比較的強度が劣る木造等の建築物については、既存建築物に対しては強風に対する補強の指導を行い、新築建築物に対しては「建築基準法」に基づく建築物等の確認業務において、安全性の高い建築物となるように指導します。

また、強風により建築物に取り付けられた看板などが落下する危険があるため、看板等については茨城県屋外広告物条例に基づく届け出や適切な管理について指導を行い、危険性があると認められる建築物の所有者・管理者に対しては改修を指導します。また、落下物防止の重要性について、意識の啓発を行います。

参考資料

都市公園の整備状況

市内の国道と県道の整備状況

1 級市道の整備状況

都市計画街路の状況

3. 地盤災害の予防対策

建設部

防災課

竜ヶ崎工事事務所

多量の降雨によって、地盤の変状・崩壊、すなわち地盤災害が引き起こされる可能性があります。地盤災害の発生状況は地質や地形に左右されますが、主なものとして急傾斜地や造成地の崩壊などがあり、これらが波及して発生する人的被害や建築物・構造物の被害も大きなものになることが多い。地盤災害については、次のような予防措置を講じるものとします。

1) 急傾斜地

本市の市域は比較的平坦な地形ですが、新規の開発により急傾斜地周辺まで宅地化した集落や、生業上急傾斜地周辺に居住を余儀なくされているところなどがあります。したがって、このような急傾斜地の調査を行い、危険箇所については被害の未然防止・軽減を図る対策を実施するものとします。

①急傾斜地の実態調査

災害を未然に防止し、あるいは災害が発生した場合に被害を最小限に抑えるために、事前に急傾斜地の実態調査を行い、地形、地質、立木、擁壁、排水施設等の現状、崩壊が生じた場合に影響を受ける家屋、道路等を把握し、災害予防や避難情報等の基礎資料とします。

②急傾斜地崩壊危険区域の指定（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）

市長は知事と協議のうえ、急傾斜地の危険箇所について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条の規定により、危険区域の指定を行い、必要な措置を講ずるものとします。

③災害予防工事

実態調査に基づき、危険箇所については、必要に応じて、その所有者・管理者・占有者に対し、擁壁、排水施設等の防災工事を実施するよう指導します。

④災害予防活動

急傾斜地の所有者・管理者・占有者や周辺住民などの関係者に対して、危険区域の周知徹底を図るとともに、崖崩れ等を誘発するような危険行為を行わないよう指導します。また、関係者が自ら急傾斜地を観察して現状を把握することを奨励するとともに、本市においても、崩壊の危険が迫った場合に備えて、警戒避難体制を確立しておくものとします。

2) 宅地造成地

本市では、都市化に伴って宅地開発が進行し、今後もこの動きが継続するものと考えられます。国では「宅地造成等規制法」によって、宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出を生ずる恐れが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等に対し、災害の防止のために必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産を保護することとしています。本市においても、この法律に基づき、大規模盛土造成地等の危険箇所の調査を実施するとともに、危険箇所があった場合には宅地造成工事規制区域を指定します。また、宅地造成工事規制区域内で行われる宅地造成工事が防災上不十分な場合、防災のために必要な措置の命令を、また、同区域内の宅地における宅地造成に伴う災害の防止のために、必要な措置の勧告を、知事を通じて行うこととします。

参考資料

本市の急傾斜地の状況

4. ライフライン施設の対策

都市においては、上下水道、電気、ガスなどの供給処理系や電話、インターネットなどの通信といった、いわゆるライフライン機能を維持できるかどうかによって、災害時の対応や災害後の市民生活が大きく左右されます。したがって、代替機能の確保などにより、ライフライン機能の強化を図るものとします。

1) 上水道

本市は茨城県南水道企業団から給水を受けており、上水道の普及率は令和4年3月31日で88.4%（人口比）であるため、水害等による上水道施設の被災が市民生活

環境経済部

建設部

県南水道企業団

に与える影響は極めて大きいものがあります。このため、非常用水源として、各小・中学校（第2次避難場所（指定避難所））等において使用している井戸に揚水施設を備え、動力発電による取水体制を整えます。本市における上水道施設に対しては、次のような災害予防対策を講じます。

①管路の補強

水道管のような管路が災害によって受ける被害の多くは、管と管の継手部分で発生するため、継手の離脱防止対策を進めます。また、老朽管については、順次これを耐震性の高い管への敷設替えを進めます。

②非常用水源の確保

第1次避難場所（指定緊急避難場所）に指定されている行政区集会所等において、井戸が設置されていない場所には井戸を設置し、避難者の非常用水源を確保します。また、各小・中学校等（第2次避難場所（指定避難所））において、現在飲料用として使用している井戸に揚水施設を備え、動力発電による取水体制を整えます。さらに、次の取水施設を利用するための体制を整えます。

ア 栄町・県南水道貯水タンク 貯水量 7,080 t 自家発電可能

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽

みどり野第1街区公園内 貯水量 100 t

刈谷第2街区公園内 貯水量 100 t

岡田小学校敷地内 貯水量 100 t

田宮防災広場 貯水量 40 t

2) 下水道（污水、雨水）

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全のために必要な施設であるとともに、降雨時の雨水を排除し、浸水を防止する機能を持ちます。

本市の下水道事業は、令和2年3月31日現在で整備率は污水86%、雨水46%となっており、全面供用目指して整備を推進するものとします。

また、既設下水道管渠、及びその付帯施設のうち、閉塞、破損等のあるものについては、清掃、浚渫及び補修を行い、災害時にその能力を最大限発揮できるよう常時その管理を適切に行うものとします。

3) 電気

現在の都市機能は電気によって支えられている割合が高いため、停電による市民生活への影響は甚大なものとなります。そのため、電気施設に関しては、施設に被害が発生しても復旧が速やかに行われるよう備えておくことが必要です。

①送配電系統の構成

送配電系統において被害が発生した場合、停電範囲の局限化を計るため、系統をいくつかの区間に区分し、信頼度等考慮のうえ、連携箇所を設けます。

②応急復旧用資機材、人員の確保

被害発生に備え、復旧に必要な資機材を確保し、復旧要員を呼集できる体制を確

東京電力パワー
グリッド（株）

保しておきます。また、同業他社等から資機材の融通や応援要員の派遣が得られるように応援体制を整備しておきます。

4) ガス

東京ガスネットワーク(株)

ガスは、熱源としてのみならず、一部では冷房設備などの動力源としても使用されており、ライフライン機能としての重要度は高まっています。一方で、ガスには爆発の危険性があることから、ガス施設の被害による流失を食い止めるとともに万一流出が生じた場合には2次災害防止のために、迅速かつ慎重に対処する必要があります。

①都市ガス供給システムのブロック化

都市ガス低圧導管網をブロック化し、ブロック内の低圧導管が被害を受けた場合には、当該ブロックへのガス供給を遮断して二次災害を防止するとともに、他ブロックにおいてはガスの供給が停止しないようにします。

また、中圧導管網が被害を受けた場合には、中圧導管網のブロックでガス供給を停止します。

②応急復旧用資機材、人員の確保

ガス事業者は、被害発生に備え、最低限の応急復旧に必要となる資機材を備蓄し、復旧要員を動員できる体制を構築しておきます。更に、想定以上の被害の場合には、同業他社等から資機材の補給や応援要員の派遣が得られるように、応援協力体制を構築しておきます。

5) 通信

NTT東日本

①電気通信設備の高信頼化

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

②電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等

③電気通信システムの信頼性向上対策

ア 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）

イ 主要中継交換機の分散設置

ウ 通信ケーブル地中化の推進

エ 大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築

オ 電気通信設備に対する予備電源の確保

カ 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）

キ 社内システムの高信頼化等

④重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

ア 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）

イ 災害等時のトラフィックコントロール

ウ そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

5. 農地農業の対策

環境経済部

風水害等から農地や農作物を防護するために、適切な対策を施し、被害の軽減を図るものとします。

1) 農作物等の対策

風害、水害、干害、寒害、凍霜害といった農作物に対する災害を防止するために、各作物に対して、次のような各側面から対策を施す必要があります。

- ア 作付体系
- イ 肥培管理
- ウ 施設
- エ 防護措置

2) 家畜の対策

風水害等による家畜への被害を防止するため、以下の措置を講じるものとします。

- ア 低湿地畜舎は、周囲の土盛り、排水路の整備を行います。
- イ 増浸水を想定して、避難移動場所を確保します。
- ウ 災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄します。

3) 資材の確保

①防除器具の整備

市及び農協等の病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにするものとします。

②薬剤等

災害の発生が予想される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう経済連等を通じて必要数量の備蓄を行うものとします。

参考資料

農作物等の対策

6. 事業所、学校等の災害予防対策

教育委員会

稲敷広域消防本部

工場や商店等の事業所、あるいは学校等の施設においては、建物構造の強化や防災設備の充実を図るとともに消防計画を作成して、災害が発生した場合を想定した火災訓練や避難訓練を随時実施するよう指導します。

1) 消防用設備等の整備

事業所用の建築物に設ける消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備）に関して、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及び「稲敷地方広域市町村圏事務組合

火災予防条例」の基準に適合するよう消防本部において指導します。

ア 消火設備

- a) 消火器
- b) 屋内消火栓設備
- c) スプリンクラー設備
- d) 水噴霧消火設備
- e) 泡消火設備
- f) 不活性ガス消火設備
- g) ハロゲン化物消火設備
- h) 粉末消火設備
- i) 屋外消火栓設備
- j) 動力消防ポンプ設備

イ 警報設備

- a) 自動火災報知設備
- b) 漏電火災報警報器
- c) 消防機関へ通報する火災報知設備
- d) 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン

ウ 避難設備

- a) すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機
- b) 誘導灯及び誘導標識

2) 学校施設の整備

本市の学校施設は整備を終えており、鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び木造の永久校舎や屋内運動場、プール等を備えています。プールは、消防水利としての役割も兼ねています。

3) 防火管理者の選任

「消防法」第8条の規定により、事業所や学校等、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する施設では、防火管理者を選任しなければなりません。

防火管理者は、次のような業務を行わなければなりません。

ア 消防計画の作成

イ 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施

ウ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備

エ 火気の使用又は取扱いに関する監督

オ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

カ 収容人員の管理

キ その他防火管理上必要な業務

4) 文化財の保護

文化財である建造物、あるいは文化財を収蔵する建物の構造及び防災設備の強化に

務めます。

また、文化財の所在を明確にするため標識等を設置するとともに、一般外来者に対し、防火に関する注意を喚起するための表示（注意立札等）の設置を検討します。

第3節 災害応急対応、災害復旧・復興への備え

大雨や強風等によって被害が発生した場合に迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施します。とくに人命を左右する応急対策の段階での種々の体制づくりには万全を期すものとします。

[構成]

第3節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1. 情報収集・伝達体制の整備
2. 救急・救助、医療体制の整備
3. 緊急輸送体制の整備
4. 避難収容体制の整備
5. 物資の備蓄・受け入れ体制の整備
6. 災害弱者対策の整備
7. 応急復旧体制の整備
8. 防災教育・防災訓練の実施

1. 情報収集・伝達体制の整備

市民部
市長公室

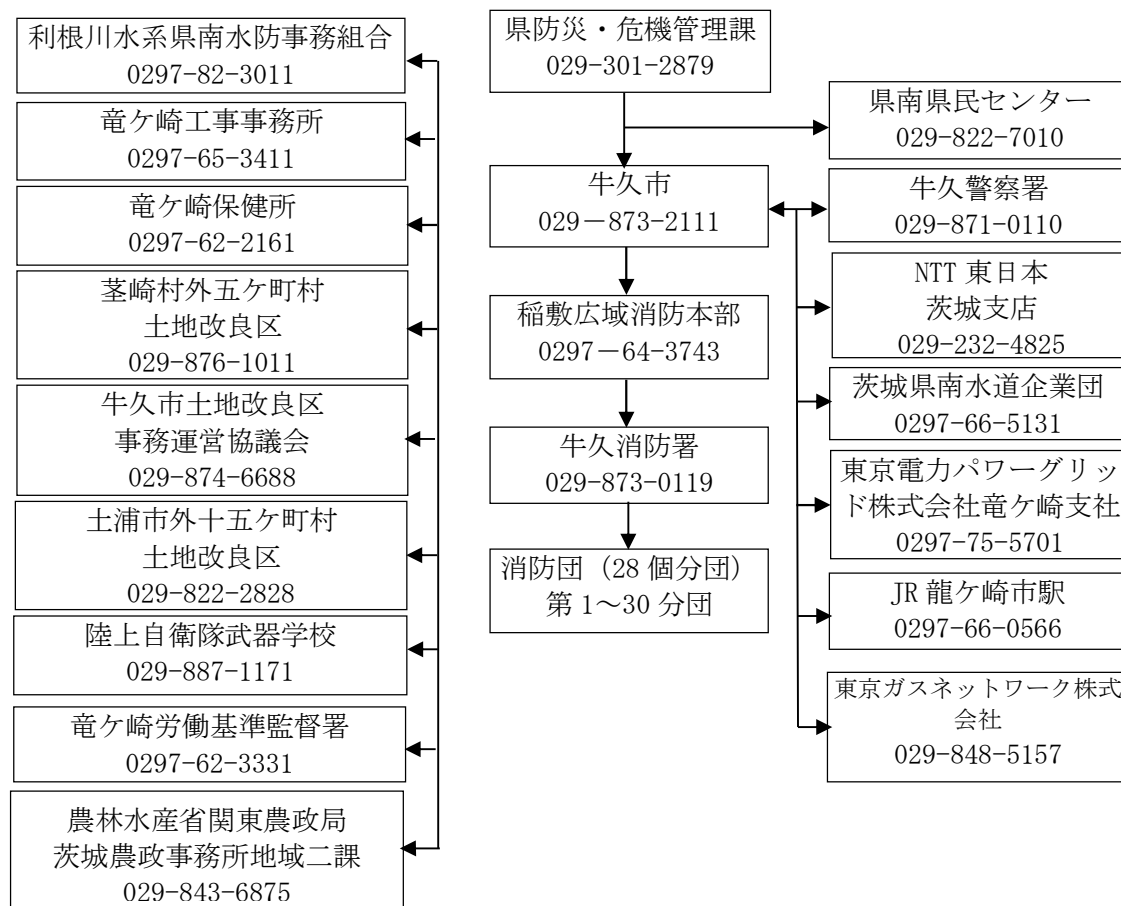
風水害等が発生した場合に、被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応策の伝達・指示、応援の要請など、応急対策の速やかな実施を図るために、情報を円滑に流通させることが極めて重要になる。したがって、情報収集・伝達を、人・組織の面でも機器設備の面でも支障なく実施できる体制を整備します。

1) 情報収集・伝達ルートの確立

災害時には、警察や消防、自主防災組織の「防災リーダー」、さらに市職員を通じて市の災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行う必要があります。また、災害対策本部からは、各防災関係機関への指示や応援要請を行うとともに、住民の生命・財産を保護し、的確な対応へと導くための情報を伝達しなければなりません。したがって、これらの情報収集・伝達が災害時にも有効に機能するよう、収集・伝達ルートの多重化や役割の明確化などに配慮して整備します。とくに、災害初期の混乱期に迅速な情報の収集・伝達を行うために、あらかじめ情報関係の要員を指定・確保するとともに、風水害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるものとします。

また、災害時に被災地情報・安否情報の発信や確認において、茨城県防災情報ネットワークシステム、災害情報共有システム（Lアラート）、デジタル移動系無線機を有効に活用し、情報収集・伝達体制を構築していきます。更に、情報通信手段として、ファクシミリ、携帯電話、防災行政無線（手動放送及び全国瞬時警報システム「Jアラート」による自動放送。以下同じ）、コミュニティFM放送（85.4MHz）、防災ラジオ、NTTテレホンサービス、エリアメール、市ホームページ、かつぱメール、LINE、Facebook、Twitter、市と提携した民間放送、アマチュア無線等を最大限活用した情報収集・伝達体制の充実を図るものとします。

■通信連絡系統図



2) 通信手段の確保

市では、災害時の連絡通信手段として、防災関係機関との間では一般加入電話、茨城県防災情報ネットワークシステムのほか、他機関の有線・無線通信を用いることとします。また、地域住民に対する情報伝達には防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、コミュニティFM放送（85.4MHz）、電話、広報車、市ホームページ、かつぱメール、LINE、Facebook、Twitter、市と提携した民間放送を用い、また、被災箇所と災害対策本部との間では、携帯電話及び市防災行政無線移動系により情報交換を行います。

大規模災害時においては、一般加入電話が輻輳状態となる可能性が高いことから、有線系・無線系、地上系・衛星系等、通信手段の多重化を図ります。

現在、本市が整備した無線施設の概要は以下のとおりです。

① 茨城県防災情報ネットワークシステム

ア 設置場所 牛久市役所

② 市防災行政無線局同報系

ア 設置場所	親局	牛久市役所
	遠隔制御装置	牛久消防署
	子局	牛久市役所他市内 113 ヶ所
	戸別受信機	市長宅他 129 ヶ所
	Jアラート受信機	牛久市役所

イ 呼出局名・周波数 局名 ぼうさいうしく
 周波数 69.105MHz
 電波型式 F 3 E (アナログ音声そのままのFM)
 ウ 使用方法 牛久市防災行政無線局(固定系)運用細則による。

③市防災行政無線局移動系

保有台数 携帯型ハイブリッドIP無線機 5台
 携帯型IP無線機 60台

④コミュニティFM

ア 演奏所 保健センター2階
 イ 周波数 85.4MHz
 ウ 送信所 エスカードビル屋上

⑤公衆無線LAN

- ・牛久市役所2階ロビー
- ・エスカードビル2階
- ・牛久運動公園体育館
- ・牛久市総合福祉センター
- ・牛久自然観察の森
- ・ひたち野リフレプラザ
- ・牛久駅東口広場
- ・中央図書館
- ・中央生涯学習センター
- ・三日月橋生涯学習センター
- ・奥野生涯学習センター

2. 救急・救助、医療、消火体制の整備

稲敷広域消防本部

消防団

保健福祉部

風水害等の発生によって、倒壊した家屋等の下敷きになる、浸水地域で孤立するなどの被災者が発生した場合、その救急・救助を行い、負傷者に対する適切な医療措置をとることは最優先されるべき事項です。このような救急・救助、医療に関わる組織体制等の整備を十分に行うものとします。

1) 救急・救助

①救急・救助体制の整備

被害が小規模な場合は、警察・消防が救急・救助を要する被災者すべてに対応することもできるが、大規模災害の場合には限界があります。したがって、本市は、自主防災組織等を中心にして住民自らが救急・救助活動を行えるよう、資機材備蓄や訓練等の地域の取り組みを支援します。

また、倒壊家屋の下敷きになった人を救助する場合に必要な重機や資機材などを、あらかじめ確保しておくことが被害軽減につながることから、民間企業の協力を得られる体制を構築します。

②地域の救出・応急手当能力の向上

ア 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄を推進し、あわせて必要な資機材を調達できるよう、地域内の建設業者等と協力体制を整えます。

イ 救助訓練・応急手当

自主防災組織等を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行います。本市は、その指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとします。また、消防機関到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、本市及び消防機関は、地域住民に対する応急手当方法の普及啓発を図ります。

2) 医療

医療機関は、電気、ガス、水道などが途絶した場合、その機能が発揮できなくなることから、ライフライン施設のバックアップ体制を整備するものとします。市内においては、機能的に充実した医療機関を大規模災害時における災害拠点病院として牛久愛和総合病院、つくばセントラル病院を指定し、同施設を中心として、消防や医療機関相互の連絡を円滑にし、市内の災害時救急医療体制を整備します。

また、市内の医療機関だけでは負傷者に十分な対応ができないような状況も想定して、拠点医療施設と市外の救急医療機関とのネットワークを整備するとともに、重傷者の搬送体制を、県防災ヘリコプターの利用を含めて整備します。

さらに、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努め、避難場所等での救護所開設にも備えるものとします。

3. 緊急輸送体制の整備

建設部

市民部

竜ヶ崎工事事務所

風水害等の発生時における緊急輸送活動を円滑に行うために、輸送施設・拠点（道路、ヘリポート等）の確保に努め、関係機関の協力によって緊急輸送ネットワークの形成を行います。

1) 緊急輸送道路

本市における緊急輸送道路は次のとおりです。これらの路線が被害を受けた場合の応急復旧等に必要な体制を整備します。

■第1次緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側
首都圏中央連絡自動車道	江戸崎PA付近から (稲敷市境から)	つくば牛久ICまで
国道6号	遠山町根古谷橋東詰交差付近から (竜ヶ崎市境から)	ひたち野西2丁目東端穴入口交差付近まで (阿見町境まで)
国道408号	奥原町・クリーンセンター入口交差付近から (稲敷市境から)	猪子町・はんのき台交差付近まで (つくば市境まで)
県道竜ヶ崎阿見線	正直町・正直交差点から (国道408号交差点から)	久野町・うしくあみ斎場前まで (阿見町境まで)

県道土浦竜ヶ崎線	岡見町・岡見中央交差点付近から (阿見町境から)	岡見町・岡見下宿交差点まで (国道408号交差点まで)
県道美浦栄線	久野町下久野交差点から	桂町交差点まで

■第2次緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側
県道野田牛久線	田宮町・田宮跨線橋西交差点から (国道6号交差点から)	田宮西近隣公園前交差点まで (つくば市境まで)
県道龍ヶ崎阿見線	正直町・正直交差点から (国道408号交差点から)	小野川正直橋まで (龍ヶ崎市境まで)
県道土浦阿見線	牛久市岡見町交差点から (国道408号交差点から)	龍ヶ崎市中根台交差点付近まで (龍ヶ崎市境まで)
県道土浦稲敷線	ひたち野東交差点から	ひたち野西 北大通り東側入口交差点付近まで (阿見町境まで)

■第3次緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側
県道牛久停車場線	牛久駅から	牛久市栄町 国道408号(栄町3丁目交差点)まで
市道18、23号線	牛久駅西入口 (国道6号交差点から)	牛久市営卸売市場まで

2) 輸送体制

災害時の緊急輸送にあたっては、市有車両だけでは不足すること考えられることから、運送事業者等と協定を結ぶなどして、トラック等の輸送車両やそのドライバーを確保し、円滑な輸送が行われるよう、体制を整備します。また、全国展開している大手運送事業者には、救援物資の優先的な取扱いなどについて、協力を依頼します。

3) 緊急通行車両

災害時に緊急輸送道路を確保するために、緊急通行車両を指定して他車両の通行を制限し、交通渋滞の発生を防止する必要があります。緊急通行車両に対しては、「災害対策基本法施行令」第33条の規定により、知事又は公安委員会が緊急通行車両証明書及び標章を交付するが、あらかじめ交付が想定される車両をリストアップし、県公安委員会に対し事前届出を行うなど、発災後に速やかな交付が可能となるよう準備しておくものとします。

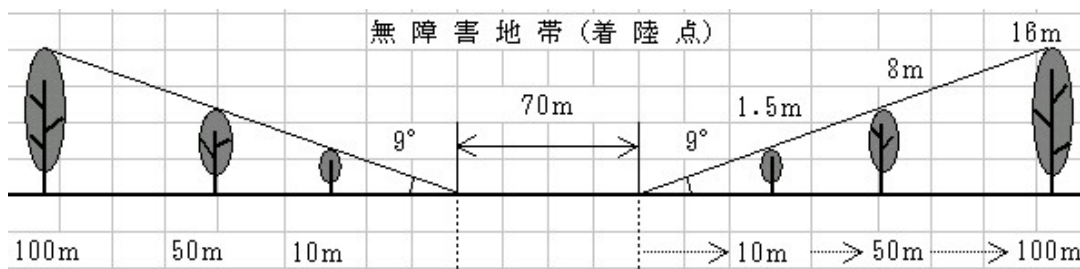
4) ヘリポート

災害時には、施設被害や渋滞による影響を被りにくい空路、とくにヘリコプターによる輸送は、機動性やスピードの点で有効です。県防災ヘリコプターや自衛隊などのヘリコプターの派遣を要請する場合を想定して、牛久運動公園野球場等をヘリポートとして指定します。

使用不能の場合は次の基準によります。

- ア 地盤堅固な平坦地 (コンクリート、芝生が最適)
- イ 地面斜度は6度以内であること
- ウ 70m×70mの地積は無障害地帯であること (着陸点)
- エ 車両等の進入路があること
- オ 下図(ヘリポートの選定基準)の斜線上に障害物がないこと

■ヘリポートの選考基準



参考資料

茨城県トラック協会登録業者
ヘリポート所在地

4. 避難収容体制の整備

教育委員会
保健福祉部

風水害時には、住宅に被害を受けて避難を余儀なくされる被災住民や、浸水等の危険を逃れて避難する住民が発生します。これらの住民を、一時的に避難場所に収容して保護します。

1) 避難場所の開設

ア) 第1次避難場所（指定緊急避難場所）としては、自治会館、公会堂、民間施設、小・中学校など69箇所を指定し、第2次避難場所（指定避難所）として小学校7校、中学校5校、義務教育学校1校（2箇所）、高等学校3校及び茨城農芸学院の計18箇所を各行政区に割り当てて開放するとともに、福祉避難所として総合福祉センター、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター及び牛久運動公園武道館を開設します。

※ 三日月生涯学習センターと奥野生涯学習センターは、状況により第1次避難場所（指定緊急避難場所）を兼ねるものとします。

※ 開設する避難所は災害の状況に応じて判断します。

また、必要に応じ、茨城県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図ります。

なお、牛久運動公園は防災拠点と位置付け、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の宿营地として、中央生涯学習センターは災害ボランティアの拠点施設として、利用します。

また、第1次避難場所（指定緊急避難場所）である自治会館・公会堂、民間施設、小・中学校等の開放については、各行政区長、施設管理者等が行います。第2次避難場所（指定避難所）である学校等の開放については、事前の取り決めに基づき、各避難所の施設関係者は避難所従事職員が行います。

なお、第1次・第2次避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）以外の公共施設開放については、事前の取り決めに基づき、各施設の主管部局職員等が行います。

イ) 各施設の鍵の管理

各施設の鍵を所持する職員等については、あらかじめ防災課で把握し、災害時に必

ず開放できるようにします。

ウ) 開放直後の危険度判定

各施設を開放した者は、自己判断で危険度を判断し、危険と思われる箇所には避難住民を誘導しないように努めます。

2) 避難場所における設備・備蓄

避難場所に指定した建物については、必要に応じ、空調、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めます。また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等の整備に努めます。とくに第2次避難場所（指定避難所）については、地域の情報拠点として機能するよう、デジタル移動系無線機を必要に応じて配置するほか、有線系・無線系の情報機器を整備するものとします。

また、非常用食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等、救援物資が到着するまでの短期間の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとします。

3) 住民への周知

住民が自らの避難場所や避難方法を理解するように、日頃から広報や訓練を充分に行って周知徹底を図るものとします。また、避難場所における備蓄物についても公開し、住民自らが、避難時に非常持ち出しとして用意すべきものについて周知を図ります。

また、避難場所の管理運営については、地域住民の自主的な運営管理が可能となるよう、第2次避難場所（指定避難所）ごとに牛久市防災会を組織し、地域住民への知識の普及や避難所運営等にかかる計画の策定を進めます。

4) 応急仮設住宅

住宅が使用不可能になったために、地域住民の避難が長期化する事態に至った場合は、応急仮設住宅の建設を行うことになります。したがって、応急仮設住宅の建設に関する資機材の調達先や供給可能量を把握し、あらかじめ供給体制を整備しておくものとします(県が、社団法人プレハブ建築協会と協定を締結している)。また、応急仮設住宅の建設が可能な用地についても把握しておきます。

5. 物資の備蓄・受入れ体制の整備

1) 本市の備蓄・受入れ体制

大雨や強風等によって大きな被害が発生した場合を想定し、食料その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、不足物資を迅速に調達できるよう民間企業等と災害時物資調達協定を締結しており、更なる企業等との協定を結ぶなど支援体制を強化していきます。

また、食料・物資等集積場所6箇所に備蓄物資及び調達した救援物資の受入れ・備蓄拠点を設けます。住民への速やかな支給が必要とされる物資については第2次避難場所（指定避難所）を中心に分散備蓄を行います。備蓄物資については、毎年点検を行い、

市民部
総務部

物資の補充・更新とともに、市民への周知を図ります。

さらに、災害時におけるそれぞれの備蓄場所（備蓄拠点及び第2次避難場所（指定避難所））での物資の支給・受入れに関わる体制を明確にし、市民と市職員が協力して作業を行えるようにしておきます。

2) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、最低限3日分（推奨1週間分）に相当する量を目標として、食糧及び飲料水を備蓄するものとします。

なお、個人で備蓄すべき物資としては、次のようなものが挙げられます。

■一次持ち出し品

避難時にすぐに持ち出すべき、必要最低限の備えで、被災時・非常時の最初の1日間をしのぐための物品。

1. 基本品目は、参考として一般的な家庭の大人2人のために必要な数量を設定。

2～5は、個々人や家庭の事情にあわせ、1に加えて備えを検討すべき項目。

1. 基本品目31点 ●あらゆる家庭に共通して必要 (大人2人分)	非常持ち出し袋、缶入り乾パン(110g)2個、ペットボトル(500ml)6本、懐中電灯2個、ロウソク2本、ライター2個、携帯ラジオ、万能はさみ、軍手2対、ロープ7m、救急袋(毛抜き、消毒薬、脱脂綿、滅菌ガーゼ、ばんそうこう、包帯、三角巾、マスク、常備薬など)、レジャーシート2畳、サバイバルブランケット2枚、簡易トイレ2枚、タオル4枚、ポリ袋10枚、トイレットペーパー1ロール、ウェットティッシュ2個、現金(10円玉)50枚、ガムテープ(布製、油性マジック(太)、筆記用具)
2. 必需品・貴重品	現金、車や家の予備鍵、予備メガネ・コンタクトレンズ、携帯電話、預金通帳、健康保険証、運転免許証、パスポート、印鑑、証書類、住民票
3. 女性用品	生理用品、ホイッスル付ライト、鏡、ブラシ、化粧品、おりものシート
4. 高齢者用品	高齢者手帳、おむつ、着替え、持病薬、予備メガネ、看護用品
5. 赤ちゃん用品	粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、スプーン、洗浄綿、バスタオル、ガーゼ、紙おむつ、母子手帳、玩具、着替え、ベビーカー

■二次持ち出し品

避難した後で少し余裕がでてから安全を確認して自宅に戻り、避難所へ持ち出したり、又は自宅で避難生活を送る上で必要なもの。

救援物資が届くまでの数日間(3日間程度)、自足できる分量を備える。

飲料	飲料水、非常用給水袋
食料	アルファ米、乾パン、パン缶、インスタントラーメン、缶詰類、レトルト食品、切り餅、スープ、味噌汁、ビスケット、キャンディ、チョコレート、塩
衣類	上着、下着、靴下
生活用品	タオル、バスタオル、毛布、雨具、予備電池、卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料、鍋、ラップ、アルミホイル、やかん、皿・コップ(紙・ステンレスなど)、わりばし、スプーン、フォーク、歯ブラシ、石鹸、ドライシャンプー、携帯電話の充電器、新聞紙、使い捨てカイロ、安全ピン

3) 備蓄物資の充実

災害発生時には混乱状態になり一時的に被災者の食糧が不足することが予想されます。このため、市では自主防災組織防災倉庫の食糧品を含む備蓄品の充実を図ります。さらに、市防災倉庫の食糧等を計画的に購入及び更新していきます。

また、紙おむつ、トイレトペーパーや生理用品など避難生活に必要な生活用品等も備蓄し、品目の充実を図っていきます。

4) 流通備蓄の推進

平時から災害用物資の備蓄に努めていますが、現在の備蓄状況では十分とは言えず、また、備蓄に適していない物もあります。それら物資等については流通在庫備蓄方式を導入し、円滑な協力体制を確保すべく、協定等の締結を推進します。

5) 備蓄倉庫の整備

食糧や防災資機材等は、市備蓄倉庫、第1次避難場所（指定緊急避難場所）備蓄倉庫及び第2次避難場所（指定避難所）備蓄倉庫に整備するとともに、各学校の余裕教室を備蓄倉庫として有効活用します。各役割、整備計画等は次のとおりです。

区 分	役 割 等	整 備 状 況
市備蓄倉庫	1 地域防災拠点へ補給物資基地	5 箇所 ・牛久市役所（平成16年度整備） ・牛久運動公園武道館（令和2年度整備） ・中央生涯学習センター（令和3年度整備） ・総合福祉センター（令和3年度整備） ・奥野生涯学習センター（令和3年度整備）
第2次避難場所（指定避難所） 備蓄倉庫	1 地域住民の避難場所となる小中高等学校等に設置 2 防災資機材や避難生活用品、非常食等を備蓄	8 箇所 ・牛久第二小学校（平成17年度整備） ・牛久小学校（平成18年度整備） ・岡田小学校（平成18年度整備） ・中根小学校（平成18年度整備） ・神谷小学校（平成18年度整備） ・向台小学校（平成19年度整備） ・おくの義務教育学校（旧奥野小）（平成19年度整備） ・牛久第一中学校（平成20年度整備） ※ 未設置の小・中学校等にあつては年度整備計画により設置していく。
第1次避難場所（指定緊急避難所） 備蓄倉庫	1 各行政区等の防災資機材や非常食等を備蓄	各自主防災組織（56箇所）や行政区等で設置

6. 要配慮者及び避難行動要支援者対策

地域の中には、震災発生時に臨機に対応することが難しく、またその後の生活に様々な困難が予想される高齢者、妊産婦、障がい者（児）、児童、外国人など、防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）に対して、本人やその家族、地域住民が安心して暮らすことができるよう、安全確保及び早期に生活の安定を図るための対策を推進します。

このため、要配慮者を日頃から民生委員児童委員、自主防災組織のリーダー等にて把握するとともに、連絡手段を確保しておきます。

また、向こう三軒両隣の防災隣組と、日頃から積極的に交流し、災害時に避難支援が得られやすいような環境づくりを推進します。

■市及び市民等の役割

区 分	基 本 方 針
市の役割	1 一般の避難場所での生活が困難な要配慮者のために、総合福祉センター、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センターや牛久運動公園武道館を福祉避難所として開設します。 2 要配慮者の支援活動が円滑に実施されるよう、関係機関、団体等との連携を強化します。 3 地域住民を支援し、要配慮者が地域の中で安心して暮らせるよう、諸条件の整備に努めます。
施設等役割	1 施設の安全確保に努め、情報提供や訓練及び災害時の支援を行います。 2 施設及び施設内設備の破損等に起因して負傷することがないように、施設の耐震性・安全性を十分に高めるものとします。 3 地域との連携を強化し、相互協力のもと要配慮者の支援に努めます。 4 災害に備えて備蓄倉庫の設置を推進します。
市民の役割	1 要配慮者の災害対策を行政との協働により、地域の連帯という観点から主体的に取り組みます。 2 要配慮者自らが避難行動能力の向上に努められるよう、日ごろから支援します。

■要配慮者の範囲

以下のいずれかに該当し、かつ災害発生時に自分の身を守ることが困難で、援護を必要とする方が対象です。

区 分	対 象 者
-----	-------

高齢者	1 65歳以上で寝たきりの状態にある者 2 65歳以上で認知症の状態にある者 3 65歳以上でひとり暮らしの者 4 全員が65歳以上で構成される世帯
障がい者（児）	1 身体障がい者（児） 2 知的障がい者（児） 3 精神障がい者（児）
妊婦及び児童	妊婦及び0歳から就学前までの児童
外国人	日本国籍を有しない者
その他	1 医療ケア者（児） 2 市長が必要と認めた者

1) 高齢者、障がい者（児）

<避難行動要支援者の事前対策>

①家庭や地域の中で、「災害から要配慮者を守る」ための取組み

ア 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、防災訪問等の機会を捉え、要配慮者やその家族に対し、家庭内での要配慮者の防災対策について助言等を行います。

福祉避難所については、社会福祉施設との協定により、必要に応じて開設します。

また、地域住民に対して、地域ぐるみで「災害から要配慮者を守る」という自主防災意識を普及啓発します。

イ 地域ぐるみで「災害から要配慮者を守る」ための体制づくりの推進

各行政区や自主防災組織は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで要配慮者の防災対策に関する意識の高揚及び技術の修得に努めます。

また、日ごろから、行政区、民生委員児童委員、ボランティア、近隣住民、社会福祉施設等が相互に連携し、要配慮者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制づくりを推進します。

②要配慮者のための避難場所の確保

第2次避難場所（指定避難所）及び福祉避難所の開設

小・中・義務教育・高等学校の第2次避難場所（指定避難所）での生活に支障がある要配慮者のために、総合福祉センター、奥野生涯学習センター、三日月橋生涯学習センターや牛久運動公園武道館を福祉避難所として開設します。

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定を締結している牛久シティホテル、牛久シティホテルアネックス、牛久シティホテル駅前館、ホテルライフツリーひたち野うしくに、一時的な避難所として使用することを申請します。

また、県有施設について、要配慮者の一時受け入れのため必要がある場合には、県に対し施設の一部利用を申請します。

③社会福祉施設等における安全確保

ア 施設内の総点検を行い、備品等の転倒防止、飛散、落下防止などの安全措置を講

じます。

イ 施設管理者は、災害発生時に円滑な応急対策が展開できるよう、防災組織体制、出火防止対策、救護対策、避難対策を定めた防災応急計画を作成し職員等へ周知徹底を図ります。

ウ 施設管理者は年2回以上行われる避難訓練のうち1回は、大規模な災害を想定した訓練を実施します。その際、夜間、休日など職員が少ない状態における対応についても配慮します。

なお、訓練にあたっては地域住民やボランティアの参加による実践に促した訓練の実施に努めます。

エ 施設管理者は、施設の実状に応じて水、食料、生活必需品等の備蓄に努めます。

④応援協定等の締結

社会福祉施設の入所、通所者は自力で避難することが困難であり、介助を要する要配慮者も多いため、災害発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が必要不可欠です。

このため、近隣の行政区、企業等との災害発生時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進し、地域住民の協力による安全確保対策の推進に努めます。

また、施設種別や在宅サービスの種別又は専門職など、様々な区分ごとに、それらの広域的な組織と災害時の緊急応援について、協定の締結を推進します。

2) 児童

児童（市内施設利用者含む）においても、速やかに避難できるように日ごろから災害時における近隣住民の協力を盛り込んだ行動計画の作成を検討します。また、保育園等の施設においては、当該施設の職員が情報提供や訓練及び災害時の支援を行います。

施設及び施設内設備の破損等に起因して負傷したりすることのないよう、施設の耐震性・安全性を十分に高めるものとします。同時に、建物が使用できない事態も想定しながら、保育園等の施設に災害時備蓄倉庫を備えることも検討します。

3) 外国人

本市には、日本語の理解が十分でない外国人や、日本の生活習慣に不慣れで、災害発生時の対応やその後の生活にさまざまな不安を持つ外国人が暮らしています。

こうした外国人の不安を解消し、安心して暮らすことができるよう、外国人の安全確保及び早期に生活の安定を図るための外国人支援策を推進します。

①外国人への防災意識の普及啓発等

総合窓口で『牛久市暮らしの便利帳2021』の「牛久市ゆれやすさ防災マップ」に外国人向けの「避難所(ひなんじょ)について」と題した文書を差し込み外国人の転入の際に配布します。防災パンフレット（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語）等の防災啓発冊子は市役所2階国際交流プラザの書棚に設置します。国際交流協会やボランティアと連携して防災意識の高揚を図ります。また、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、総合窓口課で氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布するよう努め、携行を促します。

②迅速な支援体制の確保

ア 災害時広報

ホームページ等により、災害情報を告知します。

イ 外国人相談

茨城県国際交流協会等、他団体の実施する相談窓口等を紹介します。

4) 災害時にも継続して受けられる介護・支援サービス体制の構築

災害は、障がい者等要配慮者に大きな環境の変化をもたらし、これまで以上に支援が必要となってきます。

市は、災害時にも継続して介護・支援サービスが受けられるよう、関係機関等と連携して緊急時における支援体制の構築に努めます。

また、県や近隣市町村等自治体間の連携により専門職員の確保を図ります。

5) 避難場所以外で暮らす障がい者等への支援体制の構築

「避難所では暮らせない」と無理をして自宅で過ごすなど、避難場所へ行けない障がい者等要配慮者への支援体制の構築に努めます。

6) 避難行動要支援者名簿の整備

市は、要配慮者のうち、発災時の避難等に、特に支援を要する方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、災害時には本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるよう努めるものとします。

なお、避難行動要支援者は、次のうち、在宅での単身世帯及び同居家族のみの支援では、避難が困難な者とします。

1 人工呼吸使用者（児）

2 酸素吸入および吸引等電気医療機器使用者（児）

3 身体障害者手帳 腎機能障害 1 級を所持する者（児）

4 身体障害者手帳 1・2 級を所持する者（内部障害は腎臓機能障害・心臓機能障害を除く）

5 要介護認定 3～5 を受けている者

6 胃ろう等医療ケア者（児）

7 療育手帳○A・Aを所持する者

8 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者

9 妊娠 37 週以降の妊婦及び出産後 1 か月未満の褥婦と新生児

上記以外で、市長が支援の必要を認めた

7) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るための個別避難計画の作成が自治体の努力義務と位置づけられたことから、関係部局間の連携のもと、関係各所と協力し、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。その作成にあたっては、居住地域の災害特性、対象者の生活状況、福祉的な要因等に基づき、優

先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を推進するとともに、必要に応じて更新するなど、適切な管理に努めていきます。

建設部
環境経済部

7. 応急復旧体制の整備

本市や各防災関係機関においては、それぞれの所管する施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を迅速に行えるよう、あらかじめ災害時における体制の整備、要員の確保、資機材の確保を行うものとします。

とくに、水害時の河川堤防の応急復旧や、交通基盤及びライフライン施設の応急復旧については、被災者の生活状態と本復旧作業の進捗を大きく左右することになります。したがって、事前に被災危険度を予測し、異常気象時には危険度の高い箇所から点検作業を実施して被害状況を把握し、速やかに復旧活動を開始できるよう、復旧計画を立案しておきます。

また、被害が大規模で、本市内を所管するライフライン事業者等防災関係機関だけでは対応に限界が生じる場合を想定して、広域的な応援体制の整備を進めるものとします。

市民部
保健福祉部
教育委員会

8. 防災教育・防災訓練の実施

災害に対する認識や備えの不足は、被害規模を拡大する要因となります。したがって、気象や地域の災害危険度を正しく認識したうえで、災害発生時の対応についても習熟しているかどうか、被害の軽減に大きく影響します。なお、防災教育及び防災訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

1) 防災意識の高揚

①市職員に対する防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対する防災教育を行い、災害対策活動内容の周知徹底や防災に対する意識を高め、適切な判断力及び行動力を身に付けるよう訓練や講習を行います。

②市民への防災知識の普及及び「自助」「共助」「近助」の推進

本市及び防災関係機関は、市民等を対象として、出前講座、防災パンフレットの配布、広報うしくやホームページ等による広報等それぞれ適した方法で、防災知識の普及及び「自助」「共助」「近助」の意識の高揚を図ります。その際、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者、外国人等に対する防災知識の普及について、十分配慮するよう努めます。

③学校防災教育の推進

児童生徒等の防災に対する知識を深めるため、発達段階に応じた防災教育を行い、気

象台等防災関係機関と連携をしながら、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図っていきます。その際、地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行います。また、災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」を推進します。

2) 防災訓練の実施

①総合防災訓練

総合防災訓練は、災害対応力の総合的な向上を図るため、行政のみならず、住民ひとり一人、地域コミュニティ、ボランティア、企業、学校など様々な主体が支え合うことの重要性を認識し、住民一人ひとりが自分の身を自分で守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人がお互いに協力し合いながら（近所）、防災活動に取り組むこと（共助）、そして、本市、防災関係機関等（公助）が一体となって、連携しておこなうもので、災害対策本部設置、被害状況把握訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、火災防御訓練、炊き出し訓練、道路警戒訓練、ライフライン復旧訓練、広域応援訓練等を実践しながらに実施し、訓練を通して、本市防災計画の効率的運用と検証を行うとともに、自主防災活動等の育成と技術の向上を図ります。

②市職員に対する防災訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、多くの職員を対象として、災害時の役割を認識するために、実動訓練や図上訓練の実施に努めます。

③地域における防災訓練

自主防災組織や行政区等は、「自分のまちは、自分で守る」との意識を醸成し、地域連帯意識の高揚及び防災対応能力や技術力の向上を図るため、自主的な防災訓練や研修を実施し、地域防災力の向上に努めます。その際牛久市防災会（安心安全コミュニティ）等との連携に努めます。

④避難所防災訓練

災害発生時における避難所の開設、運営について、多くの課題や問題が発生することが想定されます。第2次避難場所（指定避難所）を単位とする牛久市防災会、自主防災組織、各行政区を主体とし、学校と連携した避難所防災訓練を実施し、前述の課題や問題点を明らかにし、円滑な開設、運営が行える準備を進めます。

⑤学校防災訓練の充実

児童生徒の安全を確保するため、学校防災訓練は避難訓練を中心にします。その際、学校と地域住民が連携した避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を実施するよう努めます。

⑥事業所における訓練

消防法で定められた防火管理者は、避難訓練を定期的に行います。また地域の一員として所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めます。

9. 防災アクションマニュアルの整備

市民部
環境経済部

災害発生時に平常心を保つことは容易ではなく、適切な行動がとれないおそれもあります。そのため市は、組織及び職員一人ひとりが防災計画に即した行動がとれ、また、参集した少ない職員でも対応ができる、職員用対応マニュアルを作成し、徹底を図っていきます。

総務部
環境経済部

10. 燃料不足への備え

災害の発生に伴い、市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、市のバイオディーゼル燃料を使用するとともに、市石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備するとともに、流通在庫備蓄方式の導入により、円滑な協力体制を確保し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図ります。

備蓄の石油燃料は、市内のガソリンスタンド2社から事前購入したガソリン4,000リットル、軽油2,000リットル、合計6,000リットルを、ガソリンスタンド貯蔵タンクに保管しておく倉庫管理とします。

1) 燃料の供給体制の整備

災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、市石油業協同組合牛久支部と協定等の推進を図り、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油所を指定しておきます。

また、市のバイオディーゼル燃料については、災害対応に優先的に供給します。

2) 平常時の心構え

災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行います。

第3章 災害応急対策計画

本市が大雨や強風等の異常気象に襲われた場合、災害予防計画に基づく措置により一定程度は被害を抑制できると考えられるが、それでも最悪の場合には、様々な被害が複合的、連鎖的に発生すると予想されます。災害応急対策計画は、同時多発的に被害が発生する最悪の事態をも想定して、本市及び各防災関係機関がとるべき行動を示すものです。

[構成]

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第2節 情報の収集・伝達活動

第3節 応援要請

第4節 救急・救助、医療及び消火活動

第5節 交通確保及び緊急輸送活動

第6節 避難収容活動

第7節 物資の調達・供給活動

第8節 保健衛生、防疫、遺体処理活動

第9節 飼育動物対策

第10節 社会秩序の維持等に関する活動

第11節 施設、建物等の応急復旧活動

第12節 ライフライン施設の応急復旧活動

第13節 被災者等へのコミュニケーション活動

第14節 二次災害の防止活動

第15節 自発的支援の受け入れ、被災障がい者支援センターの設置

第16節 教育関係の対応

第17節 農地農業関係の対応

第18節 原子力災害における広域避難者の受入れ

第1節 活動体制の確立

本市において、風水害等が発生した場合に、被害の波及を抑制し、応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、活動体制を確立します。

[構成]

第1節 活動体制の確立

1. 市職員の動員・配備
2. 災害対策本部
3. 指定行政機関、公共機関の活動体制

1. 市職員の動員・配備

市民部
総務部

大雨や強風等の発生が予想されるときには、多くの場合、気象庁から警報や注意報が発表されることから、本市や各防災関係機関は前もって災害に対応した体制をとることが可能です。このような事前に対応できる場合だけでなく、突発的な災害発生の際にも、速やかに災害対策本部を設置し、災害応急対策を実行する体制へと移行する初動が、被害の波及を防止するうえで重要となります。

1) 動員配備体制の基準

職員の動員配備体制は、市内における災害の状況、気象情報等により、次のように定めます。

■動員配備体制の基準

警戒体制時は警戒本部、非常体制時は災害対策本部を自動的に設置する。

区 分		警戒レベル・発令基準	配 置 人 員		
情報収集体制		【警戒レベル2】 ①気象注意報、又は気象警報発令の可能性が高いとき ②土砂災害メッシュ情報（注意）	A	B	
			防災課	同 左	
			A	B	C
			市長公室 1 名	同左	同左
警戒体制 (警戒本部)		【警戒レベル3】 ≪高齢者等避難≫ ①洪水警報 ②大雨警報(土砂災害) ③土砂災害メッシュ情報(警戒)	A	B	C
			市長公室 } 上記含 経営企画部 } 2名 総 務 部 3名 市 民 部 3名 保健福祉部 3名 環境経済部 3名 建 設 部 3名 教育委員会 3名 合計 20 名	同左	同左
非常体制 (災対本部)	1 号	【警戒レベル4】 ≪避難指示≫ ①土砂災害警戒情報 ②土砂災害メッシュ情報(非常に危険)	※非常体制は警戒体制の人員を含む 【各部1／2】 ※各部職員の半数を3班（ABC）に編成し、1班を8時間ごとに交代する。		
	2 号	【警戒レベル5】 ≪緊急安全確保≫ 大規模土砂災害が発生した場合	【全 職 員】 ※各部職員を3班（ABC）に編成し、1班を8時間ごとに交代する。		

※【警戒レベル2】は気象庁が発表し、【警戒レベル3】から【警戒レベル5】は、牛久市が発表する警戒レベルを指す。

※風水害時と震災時の体制区分及び配置人員は、同一である。

※総務部には会計課、議会事務局、監査委員事務局を含み、環境経済部には農業委員会事務局を含む。

※非常体制時は、1号【警戒レベル4】は各部の職員を半数に分け、3班（ABC）を編成し、8時間ごとに交代するものとする。また、2号【警戒レベル5】は部の職員すべてを3班（ABC）編成し8時間ごとに交代するものとする。

※避難所従事職員（福祉避難所含む）、保健師は、動員体制から除外するものとする。

動員配備体制の決定者及び代決者は次のとおりとする。

■配備体制決定者

	決定者	代 決 者		
		1	2	3
情報収集体制	市民部長	市民部次長	防災課長	—
警戒体制（警戒本部）	市民部長	市民部次長	防災課長	—
非常体制（災対本部）1号	市長	副市長	教育長	市民部長
非常体制（災対本部）2号	市長	副市長	教育長	市民部長

※ 非常体制時において、市民部長に事故あるとき、又は連絡不能な場合は、市災害対策本部に到着した本部員で職制上の上位者（部長）が職務を代行する。

■避難所の開設基準

避難所の開設基準を満たした場合、避難所従事職員は、ただちに避難所を開設する。

避難所開設基準	
風水害時（台風、大雨、大風、竜巻等）	気象情報及び土砂災害警戒情報等により、市災害対策本部長が避難所の開設を必要と認めた場合

2）職員の動員・伝達

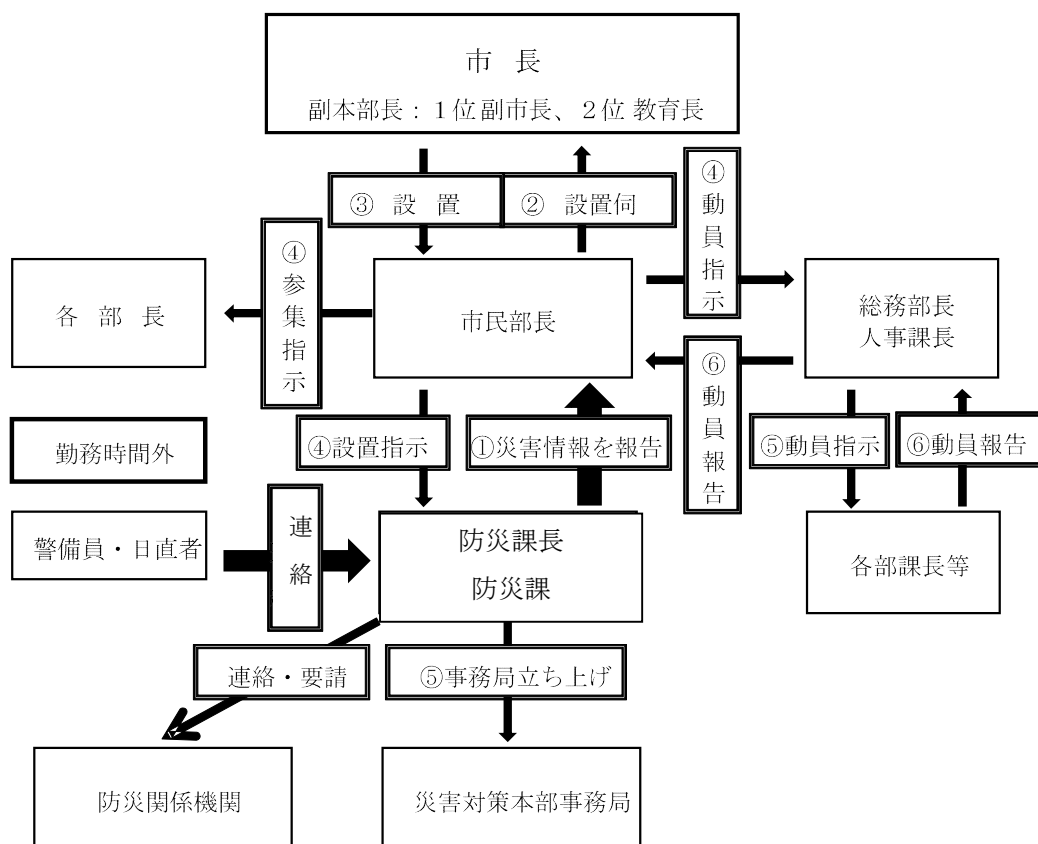
市民部長は、動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のために必要な職員の動員を行うものとします。

① 動員・伝達系統

動員・伝達系統を次に示します。なお、警戒体制の動員・伝達については防災課長が

行うこととします。

■動員伝達系



②動員の伝達手段

ア 勤務時間内における動員の伝達

ア) 庁内放送及び電話による伝達

総務部長及び人事課長は、庁内放送及び電話により職員に対し動員の伝達をします。

■庁内放送文（例）

市長の緊急命令を伝達します（2回繰り返す）。これまでの強い風雨で市内に被害が発生した模様です。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、〇〇体制により応急対策を実施することとしました。職員は、規定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰り返します。

イ) 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、人事課長は、課員の使送により、各部長に動員の伝達をします。各部長は、各課長に、また各課長は各課員に伝達します。

イ 勤務時間外における動員の伝達

ア) 電話による伝達

防災課長は、一般加入電話（災害時優先 2 回線）あるいは携帯電話（災害時優先）、インターネットメール等を用い、各部長、防災課員に動員の伝達をします。各部長は各課長に、また各課長はあらかじめ指定された課員に一般加入電話、携帯電話等、インターネットメール等により伝達します。

イ) ラジオ・テレビによる伝達

電話による伝達と同時に、市長は、県を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK水戸放送局及び茨城放送に動員に関する放送を要請し伝達します。このような状況に備え、職員は、災害後速やかにラジオ・テレビ放送を視聴するよう努めるものとします。

③動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、市民部長に以下の事項を報告するものとします。

総務部長は、各部の動員状況を取りまとめ、市民部長に報告するものとします。

また、市民部長は、副本部長（副市長・教育長）に、副本部長は本部長（市長）に報告します。

【報告事項】

- ・部・班名
- ・動員連絡済人員数
- ・動員人員数
- ・動員連絡不能人数
- ・職員のり災状況

④職員の参集

配備体制の指示・連絡があった場合は、自身と家族等の安全を確保した後、速やかに原則として本庁勤務場所又は、本庁以外勤務職員は当該勤務場所（施設）に参集する。また、災害発生時には通信の途絶などにより直接の動員命令が伝達できない事態も予想される。その場合、職員はあらかじめ定められている各部の動員体制に基づき、動員命令を待つことなく自主的に参集する。

■勤務時間外における職員の登庁基準

区 分	発令基準	指定職員
情 報 収 集 体 制	警戒レベル2	義務登庁（5名）
警戒体制（警戒本部）	警戒レベル3	義務登庁（上記のほか19名）
非常体制（災対本部）1号	警戒レベル4	義務登庁（職員の1／2）
非常体制（災対本部）2号	警戒レベル5	義務登庁（全員）

ア 参集時の心得

職員は参集する際は、次に掲げるものを携行・着用する。

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| ・身分証明書 | ・雨具、防寒着、軍手等 | ・作業しやすい服装 |
| ・自分用の食料、飲料水 | ・ラジオ、懐中電灯 | ・筆記用具 |

イ 登庁時の報告

職員は、参集途上に確認した主要な情報を集約し、災害対策本部に報告することとします。

【報告事項】

- ・道路状況
- ・家屋等倒壊状況
- ・出火状況
- ・緊急支援の必要性の有無等

2. 災害対策本部

市民部
市長公室

市長は、風水害等が発生し、また発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するために、「災害対策基本法」第23条の2の規定に基づき、牛久市災害対策本部（以下「災害対策本部」という）を設置します。市長が不在かつ連絡不能又は事故あるときは副市長・教育長がその職務を代行します。

1) 設置時期

市域に風水害等の発生可能性があるとき、その情報連絡、災害発生状況の集約、総合的対策の樹立並びに災害応急対策の推進を図るため、災害対策本部を設置します。

具体的には、次の基準によります。

- ア 台風接近や大雨、強風、暴風雪などの異常気象などにより、現に被害が発生し、今後被害が拡大する危険がある場合
- イ 大雨警報、洪水警報、暴風警報等の気象警報が発表され、あるいは台風の上陸や接近が予想されて、今後相当の降雨や強風等が見込まれる場合

2) 災害対策本部の業務

- ア 風水害その他災害応急対策に必要な情報の収集、伝達及び被害調査
- イ 県への要請・報告等、県との災害応急対策の連携
- ウ 避難指示・高齢者等避難（避難行動要支援者避難）
- エ 消防、水防その他応急措置
- オ 被災者に対する救助及び救護措置
- カ 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
- キ その他災害の発生の防御、又は拡大の防止及び災害復旧のための措置

3) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は保健センター研修室に設置します。保健センターが危険であると判定された場合は、庁舎第3会議室、中央生涯学習センターの順に応急危険度判定を実施し、安全を確保して設置します。

4) 災害対策本部会議

本部会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長・教育長）、各部長をもって構成し、災害対策本部の運営及び推進について協議決定するため、必要に応じ招集するのとします。

副本部長は、本部長を助け、本部長が不在かつ連絡不能又は事故あるときはその職務を代理します。

5) 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、災害応急対策が完了したとき、又は災害の発生する恐れがなくなったと認められたときは、速やかに災害対策本部を廃止します。

6) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

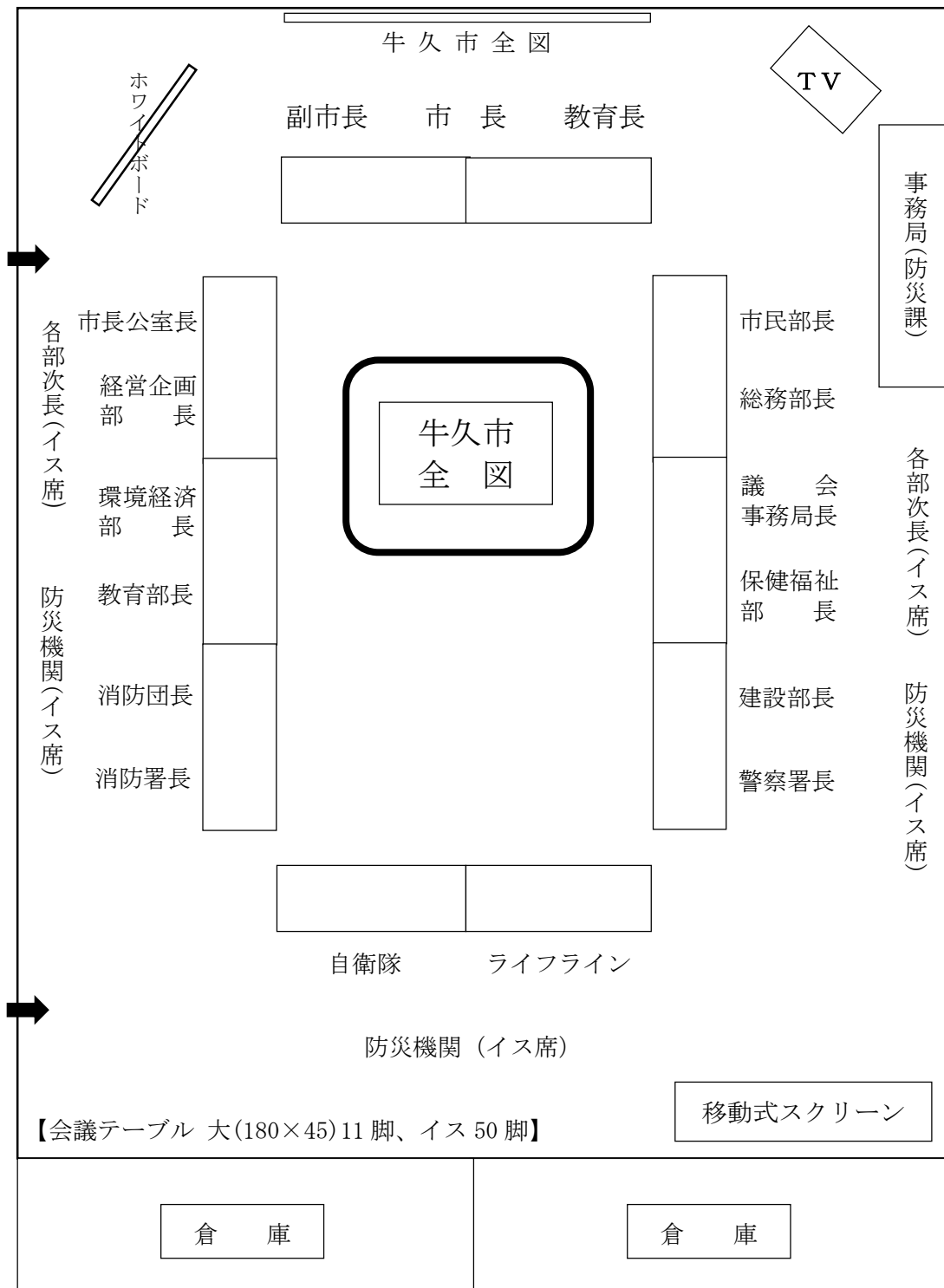
災害対策本部を設置又は廃止したときは、知事及び防災関係機関へ通知するとともに市民へインターネット、FM放送等を通じて周知するものとします。また、報道機関を通じて遅滞なく発表します。

7) 組織系統

組織、編成等は災害対策本部の体制図のとおりです。

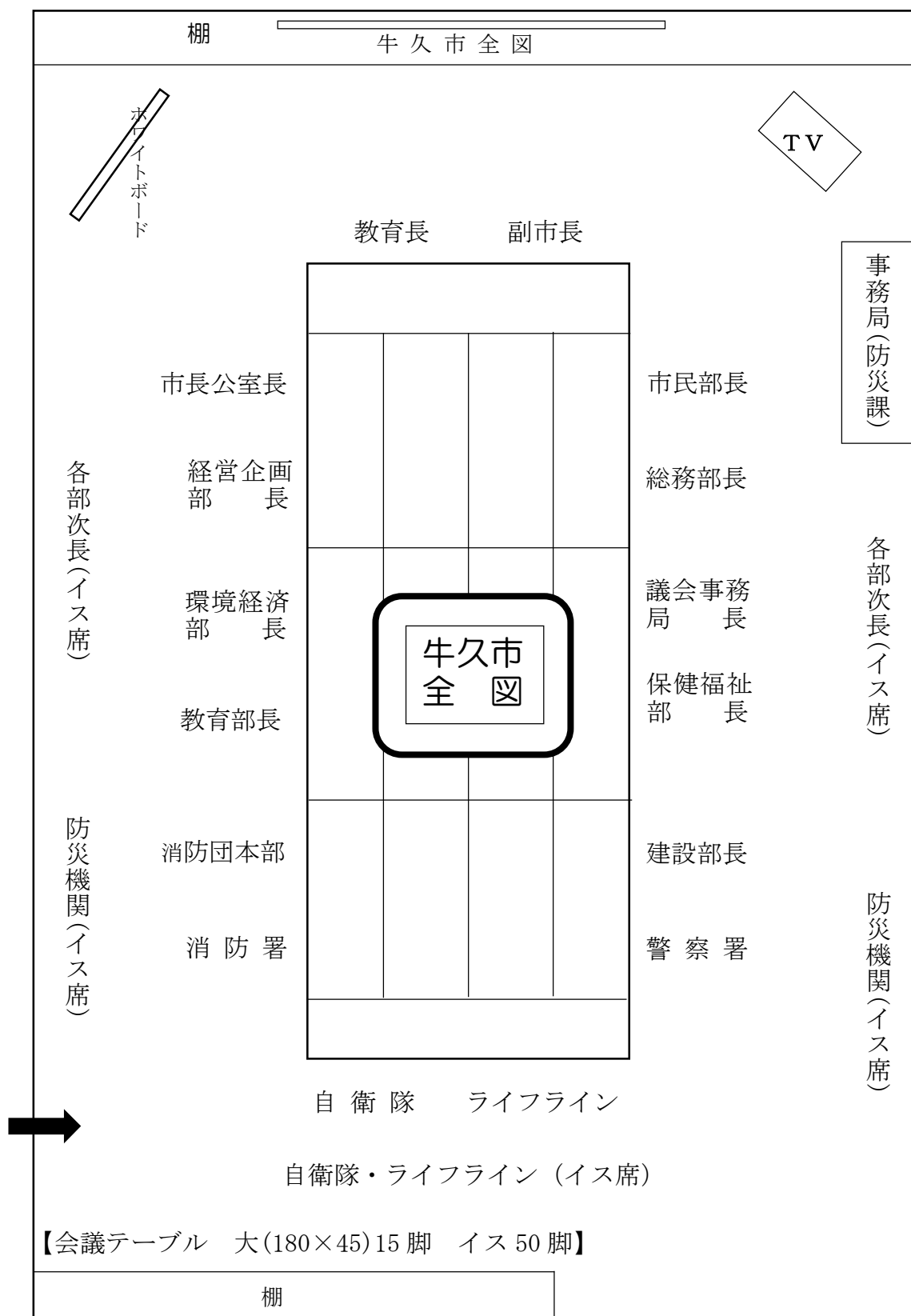
■災害対策本部配置図

災害対策本部 会議室 ※保健センター1階・集団検診室1，2



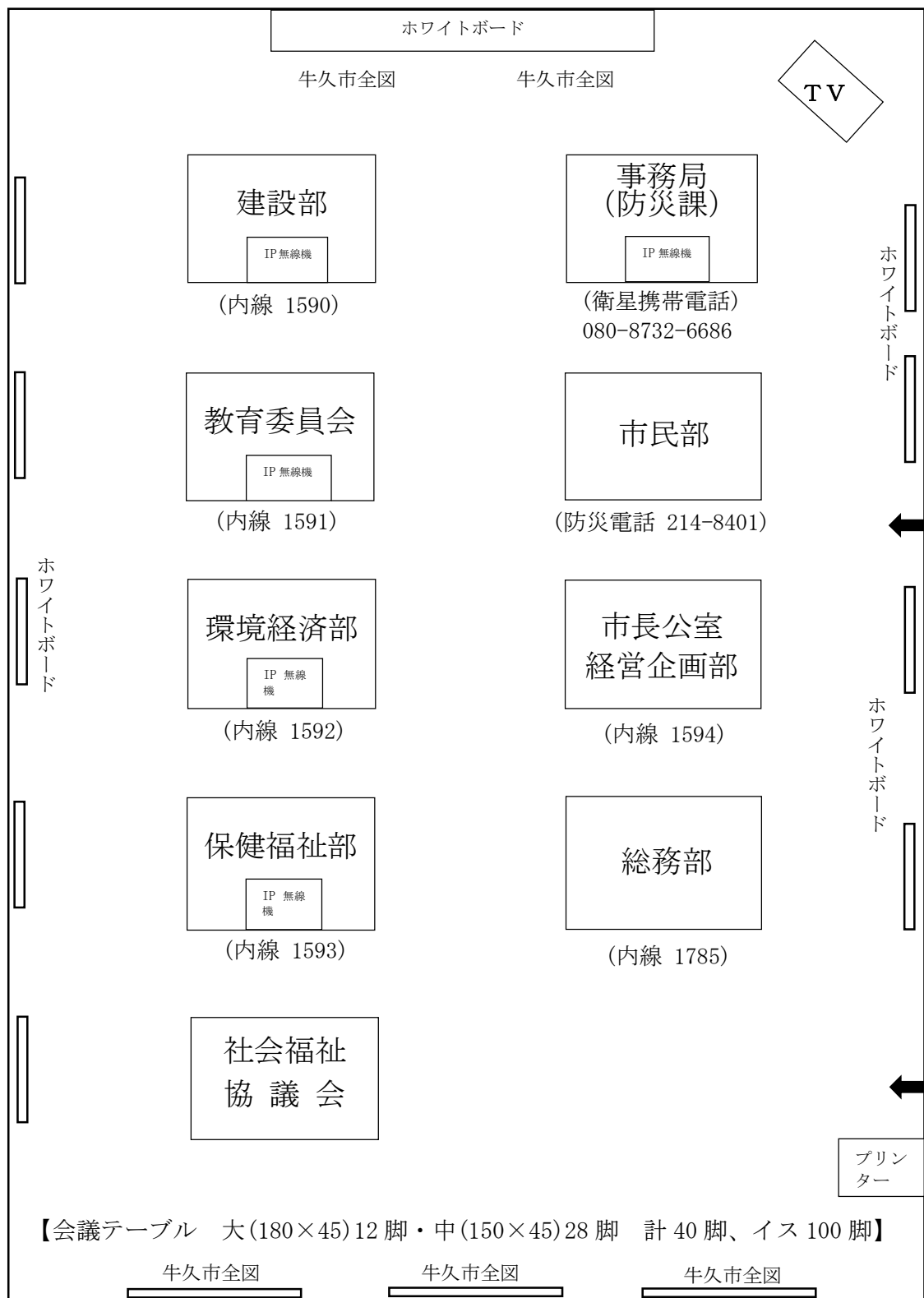
- ※1 災害対策本部会議は、原則8時00分と18時00分の2回の開催とするが、緊急の場合はその都度開催する。
- 2 各部局長は、会議時に自部局の実施内容や結果、更には検討事項を用紙（A4）にまとめ会議時に配布する。（20部）
- 3 消防、警察、自衛隊、DMAT（災害派遣医療チーム）の調整本部は、保健センター2階・運動指導室に設置する。
- 4 報道対応は保健センター1階・問診室、計測室に設置する。

(2) 災害対策本部 調整会議 (部局長) ※保健センター2階・運動指導室



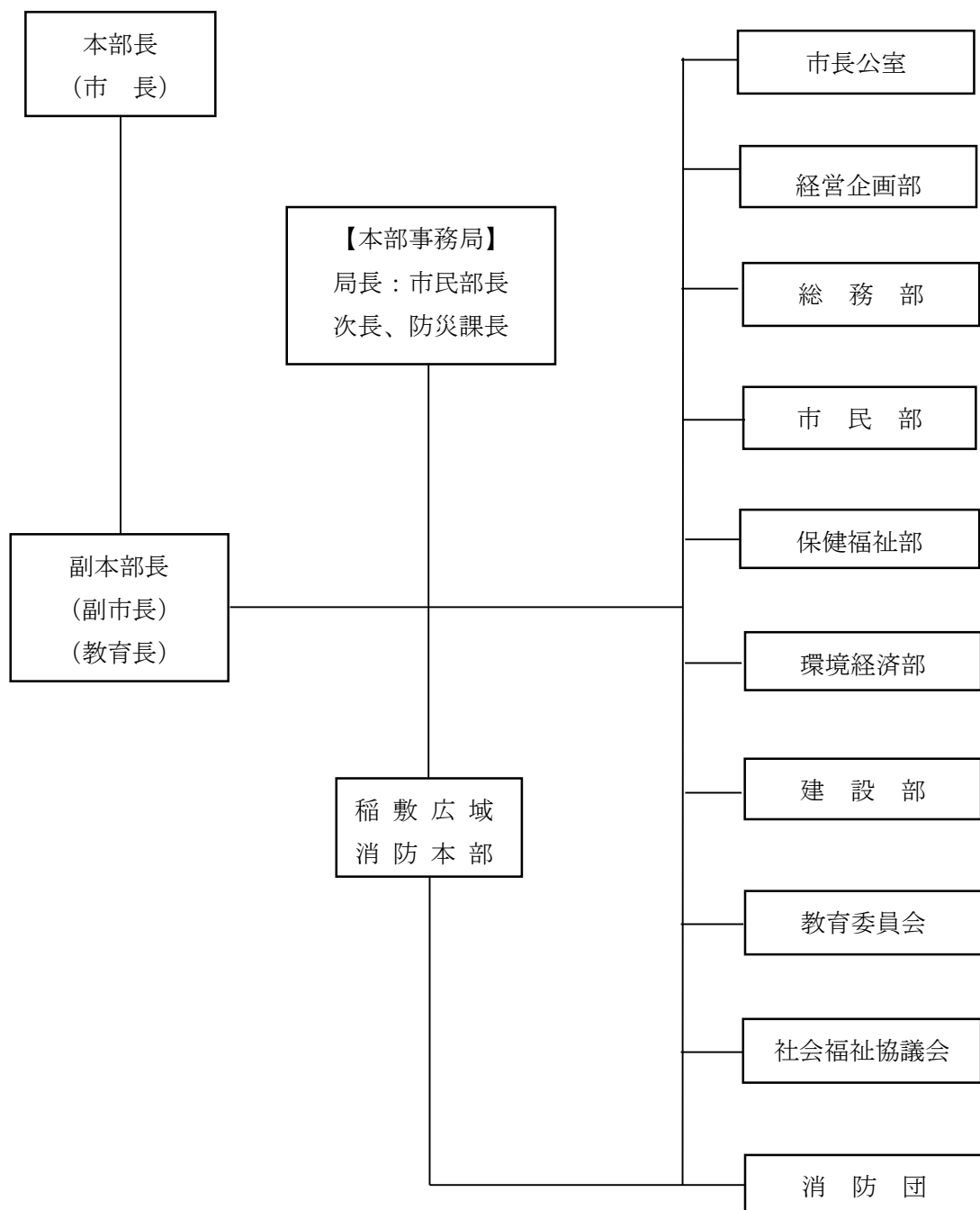
※1 室内の運動器具等は、廊下西側及び階段踊り場へ移動する。

(3) 災害対策本部 調整会議（部局） ※保健センター2階・研修室



- ※1 事務局及び各部局とも、ホワイトボード及び必要な備品等を準備する。
- 2 パソコン及び防災電話は、防災課、デジタル推進課で準備する
- 3 各部局は会議テーブル4脚とイス8～10脚を設置する。
- 4 IP無線機親局を配置してある部局は窓側に位置するとともに、市民部は事務局（防災課）の人員不足時に補助に入るものとする。

■災害対策本部の体制図



※ 総務部には、議会事務局、監査委員事務局、会計課を含み、環境経済部には農業委員会事務局を含む。

8) 災害対策本部事務分掌

□本部事務局の事務分掌

※ ■発災時、最優先に行う事項

名称・部課名		初動対応 (発災初期)	緊急対応期 (～72時間)	緊急復旧期 (4日～7日)	8日以降
災害対策本部		■被害状況、対策状況等の総合的な把握 ■災害応急対策の協議、決定 ・その他災害応急対策の重要事項の決定 ・災害救助法等の適用協議 ・自衛隊及び関係団体等の災害派遣要請の決定 ・県災害対策本部との協議 ■避難指示・退去の協議、発令 ・防災関係機関との連絡調整			
災害対策本部事務局	本部事務局	■発災時、最優先に行う事項 ・災害対策本部事務局に関すること ■災害・被害情報の収集に関すること ■災害対策本部会議に関すること ・関係機関へ災害対策本部会議への出動を要請する。 ■現場対応班(本部直轄)の運用に関すること ・県災害対策本部、その他関係機関との連携及び渉外に関すること ・各部等からの被害状況報告及び記録の取りまとめに関すること ・被災地との通信インフラの状況を確認する。 ・情報が途絶している地域等への通信手段の確保策を検討する。 ・気象庁から風水害に関する情報を入手する。 ・ヘリコプターの派遣要請を行う。 ・民間団体等への支援要請を行う。 ・防災無線の疎通状況確認を行う。 ・被災状況等を集約し、定期的に県に報告する。 ・防災行政無線、茨城県防災情報ネットワークシステム、災害情報共有システム(Lアラート)、コミュニティFM放送(85.4MHz)、かつばメール、LINE、Fecebook、Twitter、及び市内巡回による災害情報の伝達(風水害の規模、発生場所等に関する情報)をする。			
		■災害情報の収集に関すること ・県災害対策本部、その他関係機関との連携 ■災害対策本部立ち上げ伺い ■各部長等(災害対策本部)に参集指示 ・本部長及び副本部長の補佐 ・災害対策本部全般統制 ・自衛隊災害派遣要請に関すること			

名称・部課名		初動対応 (発災初期)	緊急対応期 (～7 2 時間)	緊急復旧期 (4 日～7 日)	8 日以降
市長公室	秘書課 広報政策課	・本部長及び副本部長の秘書に関すること			
		・定期記者会見の実施について、報道機関に周知する。 ・茨城放送等の報道機関を通じた災害情報伝達（風水害の規模、発生場所等に関する情報）を実施 ・災害情報等のコミュニティFM放送、市ホームページ、かつぱメール、市と提携した民間放送による情報発信及び情報収集に関すること	・広聴、相談に関すること ・広報活動の調整及び実施に関すること ・本部からの広報情報の収集及び部外への提供に関すること ・被災地の写真撮影に関すること ・映像記録に関すること ・報道機関からの情報収集に関すること ・コミュニティFM放送（85.4MHz）、市ホームページ、かつぱメール、市と提携した民間放送を利用した関係機関及び市民等への情報伝達に関すること		

名称・部課名		初動対応 (発災初期)	緊急対応期 (～7 2 時間)	緊急復旧期 (4 日～7 日)	8 日以降
経営企画部	政策企画課		・予算管理に関すること ・災害時の資金調達に関すること ・各部班に対する予算執行支援に関すること ・災害関係予算に関すること ・義援金の受付・配分方法に関すること（会計課との連携が必要（復旧・復興の時期） ・東日本旅客鉄道㈱及び日本貨物鉄道㈱への協力要請に関すること ・衣料及び生活必需品の供給に関すること	・救助、復旧事業の概算予算に関するもの ・財務会計電算システム(他部に属するものを除く)の保全に関すること	・市債及び交付税の確保に関すること ・国庫補助の要望に関すること
	創生プロジェクト推進課 デジタル推進課	■電子計算機の保守、点検及び復旧に関すること ・災害対策本部のネットワークに関すること	・ネットワークの保守、点検及び復旧に関すること		

名称・部課名		初動対応 (発災初期)	緊急対応期 (～7 2時間)	緊急復旧期 (4日～7日)	8日以降
市民部	市民活動課	■部職員・身内の安否確認及び被災状況に関すること(庁外で業務している者を含む) ■部内施設等被害状況の調査・報告 ■部職員の動員状況の把握及び本部への報告	・部内各班からの情報の集約に関すること ・本部への部内広報情報の提供に関すること ・部内各班との連絡調整に関すること ・災害対策本部からの伝達事項の職員への周知に関すること		
	総合窓口課	・行政区集会所等その他市民利用施設に係る被害状況の把握に関すること	・出張市民相談室の運営に関すること ・出張市民相談室の開設及び災害に関した問い合わせの対応に関すること ・海外からの支援に係る連絡調整に関すること ・外国語の通訳・翻訳関係の調整に関すること ・地域住民組織との連絡調整に関すること ・行政区集会所等その他市民利用施設に係る応急対策の支援に関すること ・救援活動拠点としての集会所(区民会館等)、その他市民利用施設の利用状況の把握に関すること		
	リフレ市民窓口課				
	地域安全課	■市民(来庁者)の避難・誘導に関すること	・被災証明書(災害発生の実態を証明するもので、被災証明書とは異なる)の発行に関すること ・遺体の身元確認記録に関すること ・遺体の身元不明者記録に関すること ・死亡届の受理及び埋火葬許可に関すること		・戸籍業務の再開に向けた連絡調整等に関すること

名称・部課名		初動対応 (発災初期)	緊急対応期 (～7 2時間)	緊急復旧期 (4日～7日)	8日以降
総務部		■職員・身内の安否確認及びり災状況に 関すること(庁外で業務している者を含む)	・全職員の身分取扱いに関すること ・他自治体応援職員の受入れ及び配備計画に 関すること(本部と管財課との連携が必要な 場合により社会福祉課(ボランティア関係)と の調整)		
	総 務 課	■施設等被害状況の調査・報告 ・室職員の動員に関すること ・本部報告の取りまとめに関すること ・全職員の出勤・出勤状況の取りまとめに 関すること	・全職員のり災状況の取りまとめ及び援助に 関すること ・全職員配備に伴う勤務条件等に関すること ・全職員の厚生に関すること ・全職員の給与に関すること	・職員等災害対策要員のローテーション計画に関すること ・公務災害補償に関すること	
	人 事 課	■部職員・身内の安否確認及びり災状況に 関すること(庁外で業務している者を含 む)	・部内各班からの情報の集約に関すること		
	管 財 課	■部内施設等被害状況の調査・報告 ■部職員の動員状況の把握及び本部への 報告	・本部への部内広報情報の提供に関すること ・部内各班との連絡調整に関すること ・災害対策本部からの伝達事項の職員への周知に関すること		
	契約検査課		・公印の保全に関すること ・緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること ・重要文書の保全に関すること		
	税 務 課	■本庁舎、分庁舎、ひたち野リフレの安全 確認等	・本庁舎、分庁舎、ひたち野リフレの管理保全及び被害調査に関すること ・所管車両の保全に関すること ・物資の配給場所及び避難所建設等に活用可能な市有地等に係る連絡調整に関すること		
	収 納 課		・救援物資及び役務調達状況の把握に關する こと ・救援物資・義援金の受付及び配分に関する こと ・食料・物資集積所との連携に関すること ・食糧、生活必需品の調達及び配給に關する こと	・災害時契約に係る連絡調整に關するこ と	・復興工事の契約に関すること
	会 計 課				
	議会事務局 監査委員事務局				
			・災害に伴う市税緩和措置に関すること ・災害に係る住宅被害調査に関すること ※緊急対応期及び緊急復旧期は緊急的対応として消防署と連携して現地確認等を行い、10日以降は判定員(税務課1名と助言員(建設部1名)で調査を行う ・り災証明書発行に関すること ※り災証明願書は、事務局で受付し、り災証明書は税務課で住家被害調査に基づき発行(緊急対応期及び緊急復旧期は、り災証明願書と写真等により緊急的に証明書を発行)		

名称・部課名		初動対応 (発災初期)	緊急対応期 (～72時間)	緊急復旧期 (4日～7日)	8日以降
保健福祉部		■部職員・身内の安否確認及び被災状況に関すること(庁外で業務している者を含む) ■災害対策本部と災害ボランティアセンターとの連絡調整 ■避難行動要支援者の安否に関すること ■医療福祉関係施設の被害状況確認			
	医療年金課	・総合福祉センターの被害状況の把握に関すること ・のぞみ園の被害状況に関すること	・特別避難所の支援に関すること(障害者等の特別避難所への搬送先の人数、身体等の状況の把握及び報告に関すること) ・のぞみ園の応急対策に関すること ・日本赤十字社茨城県支部及び民生委員児童委員との連絡調整及び協議に関すること(災害救助法の適用に基づく災害弔慰金・見舞金・救援資金) ・福祉避難所の開設・運営に関すること	・日本赤十字社への義援金に関すること ・災害救助法の適用に基づく災害弔慰金・見舞金・援護資金に関すること	
	健康づくり推進課				
	社会福祉課				
	高齢福祉課	■障がい者の安否確認及び救援対策に関すること	・障がい者の安全確保(移送調整)に関すること ・避難障がい者の心身状況調査に関すること ・ストーマ用器具の配付に関すること	・心のケア相談所の開設運営に関すること (例：自宅、避難所→総合福祉センター／第2次避難場所→福祉避難所)	
	こども家庭課				
	保 育 課				
		■子育て広場利用中の児童・保護者等の安全確保及び救援対策に関すること ・子育て広場の被害状況の把握に関すること	・児童の援護対策に関すること ・保護者の安否が確認できない児童の一時保護、搬送人数の把握及び報告に関すること ・子育て広場に係る応急対策に関すること	・家庭相談員、子育てアドバイザーによる相談及びケアに関すること	
		■保育園児の安全確保及び救援対策に関すること ・保育施設の被害状況の把握に関すること	・保育園児の援護対策に関すること ・保護者の安否が確認できない児童の一時保護に関すること ・保育施設に係る応急対策に関すること	・保育士による相談及びケアに関すること ・避難所での出張保育に関すること	

名称・部課名		初動対応 (発災初期)	緊急対応期 (～72時間)	緊急復旧期 (4日～7日)	8日以降
保健福祉部	医療年金課	■医療機関(災害拠点病院:牛久愛和総合病院、セントラル病院)の被害状況の把握に関すること ・診察可能な医療機関や救護所(外来、入院、出産、透析等特別な治療が可能な病院等)の把握	・保健所・医療機関・医師会における救護班の編成、派遣要請及び運営に関すること ・医薬品の確保に関すること ・他自治体からの医療応援職員及び医療ボランティアの受け入れ及び配備計画に関すること(社会福祉協議会との連携)	・避難所等での健康状況調査、保健指導、栄養指導及び巡回診療計画に関すること ・食中毒、感染症の防疫及び予防に関すること ・健康相談に関すること	・健康状況調査に関すること(仮設住宅入居者を含む)
	社会福祉課	・医療救護所の設置に関すること			
	高齢福祉課	■避難行動要支援者(一人暮らし高齢者、高齢者世帯、在宅要介護高齢者)の安否確認に関すること			・介護保険料の減免に関すること
	こども家庭課	■高齢者福祉施設の被害状況の把握に関すること	・市内高齢者福祉施設の被害が大きいとき、短期間の入所者の受け入れに関すること(高齢者福祉施設→総合福祉センター) ・要支援高齢者の安全確保に関すること ・他市町村の高齢者福祉施設への受け入れ要請に関すること ・高齢者福祉施設の不足物資の調査に関すること ・他市町村から避難してきている要介護高齢者の介護サービスの確保		
	保 育 課				

名称・部課名		初動対応 (発災初期)	緊急対応期 (～7 2時間)	緊急復旧期 (4日～7日)	8日以降
環境 経 済 部	環境政策課 廃棄物対策課 農業政策課 商工観光課	■部職員・身内の安否確認及びり災状況に関すること（庁外で業務している者を含む） ■部内施設等被害状況の調査・報告	・部内各班からの情報の集約に関すること ・本部への部内広報情報の提供に関すること ・部内各班との連絡調整に関すること ・災害対策本部からの伝達事項の職員への周知に関すること ・農業関係機関との協力に関すること ・商業関係団体との協力に関すること		
		・牛久クリーンセンター作業員の安否を確認する ・うしくあみ斎場の安全確認に関すること ・牛久クリーンセンターの安全確認に関すること ・し尿処理施設の安全確保に関すること	・うしくあみ斎場の利用調整に関すること ・他自治体斎場での火葬の連絡調整に関すること ・火葬及び焼骨の仮収蔵計画に関すること ・遺体安置所の確保及び運営に関すること ・身元不明者の引き取りに関すること ・廃棄物収集車両の手配に関すること ・廃棄物収集業者との調整に関すること ・廃棄物収集経路の確認及び調査に関すること ・し尿処理施設の安全確保に関すること ・青果市場の保全に関すること ・牛久市集荷施設の保全に関すること		・災害の規模に応じて災害ごみおよびし尿の発生量の予測等を行い、収集、運搬、処分に関する実施計画を策定する
		・飲料水の確保に関すること ・飲料水兼用耐震性貯水槽施設の被害調査に関すること	・給水所の運営に関すること ・給水車の運営に関すること		・井戸水対策に関すること
	農業委員会事務局	・原子力災害時における放射能測定等に関すること			
	・燃料の確保				
		・仮設トイレの設置に関すること ・消毒及び防疫に関すること ・廃棄物処理場の確保に関すること ・防災協力農地の確保に関すること ・家畜の応急対策に関すること（肥料の確保を含む） ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること	・仮設トイレの管理及び撤去に関すること（避難所も含む） ・牛久市災害廃棄物処理計画に基づく対応に関すること ・がれき仮置き場の選定 ・ペットの一時避難、死体処理及び飼主不明ペットの取扱いに関すること		
	・農地関係の被害調査に関すること ・商工業施設等の被害調査に関すること ・観光施設の被害調査に関すること ・家畜の応急対策に関すること（肥料の確保を含む）	・農地その他排水路樋門等農業施設の被害調査に関すること ・家畜の被害調査に関すること ・観光施設の安全確保に関すること	・工業団地をはじめとする事業所の安全確認（危険物・有害物質等）に関すること ・農作物の被害状況調査に関すること ・工業団地内事業所の安全確保に関すること		

名称・部課名		初動対応 (発災初期)	緊急対応期 (～72時間)	緊急復旧期 (4日～7日)	8日以降
建設部	都市計画課	■部職員・身内の安否確認及び被災状況に関すること(庁外で業務している者を含む) ・部内施設等被害状況の調査・報告	・職員の動員及び厚生に関すること ・予算管理に関すること ・情報の収集及び報告に関すること		
		・公園、緑地等の被害状況調査に関すること	・緊急作業用具の準備・調達に関すること ・建設部活動拠点の設営に関すること		
			・公園、緑地等の被害状況調査に関すること ・応急復旧活動の実施に関すること		
	空家対策課	・道路・橋梁被害状況調査に関すること	・応急復旧資材の調達に関すること	・応急復旧の実施に関すること ・道路対策本部(国又は県)の立ち上げに関すること ・災害査定資料の作成に関すること	
	建築住宅課	・下水・河川・水路被害現状調査に関すること	・本復旧計画の作成に関すること ・応急復旧器材の調達に関すること	・応急復旧の実施に関すること ・災害査定資料の作成に関すること	・応急復旧の実施に関すること ・災害査定資料の作成に関すること
	道路整備課				
	下水道課	■庁舎、保健センター、分庁舎の危険度判定に関すること ・市営住宅の被害状況の把握に関すること ・家屋の被害状況調査に関すること ・警戒・危険区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令を行う。	避難所の安全性の確認に関すること(建築物の管理者、建築業務関係者が安全検討、被災状況確認を行う。) ・市営住宅の応急対策に関すること ・市営住宅復興に関すること ・空き市営住宅及び仮設住宅の入居受付に関すること ・判定実施要否の判定に関すること(災害対策本部長は判定実施を宣言する) ・応急危険度判定の実施に関すること(災害対策本部長は、茨城県知事に対して判定士及び判定コーディネーターの派遣要請をする。市職員は判定士を迎える準備、連絡調整を行う。判定士及び判定コーディネーターは、被災のない都道府県から派遣される。		

名称・部課名		初動対応 (発災初期)	緊急対応期 (～72時間)	緊急復旧期 (4日～7日)	8日以降
教育委員会		■部職員・身内の安否確認及び被災状況に関すること(庁外で業務している者を含む) ■部内施設等被害状況の調査・報告 ・学校及び幼稚園に災害情報伝達(風水害の規模、発生場所等に関する情報)を実施する。	・職員の動員及び厚生に関すること ・本部への部内広報情報の提供に関すること		
	教育企画課	■児童・生徒の安全確認に関すること ・学校施設の被害状況調査に関すること。 ・防災拠点及び第1・2次避難場所の状況把握を行う。	・学校職員との連携に関すること ・避難住民の受入に関すること ・避難住民の食糧等の受け入れに関すること ・避難所の開設に関すること ・保護者の安否確認及び保護者への引き渡しに関すること ・通学路の被害状況の確認に関すること ・備蓄品の管理及び運用に関すること ・非常用電源の確保に関すること ・学校体育館の開場に関すること	・避難所の運営に関すること ・学校施設の復旧に関すること	・授業の再開に関すること ・学校施設の復旧に関すること ・通学路の復旧に関すること
	学校教育課				
	指導課				
	文化芸術課				
	生涯学習課				
	スポーツ推進課	■中央生涯学習センター ・利用者の安全確認に関すること	・非常用電源の確保に関すること ・施設の被害状況調査に関すること	・施設の運営に関すること ・施設の復旧に関すること	
	中央図書館	■その他の生涯学習センター ・施設の被害状況調査に関すること ・利用者の安全確認に関すること	・本部への連絡調整及び情報収集に関すること ・福祉避難所の開設、運営に関すること	・施設の運営に関すること ・施設の復旧に関すること ・福祉避難所の運営に関すること	
■施設の被害状況調査に関すること ■利用者の安全確認に関すること		・本部への連絡調整及び情報収集に関すること ・避難所の開設に関すること	・避難所の運営に関すること ・施設の復旧に関すること		
		■園児の安全確認に関すること	・保護者の安否確認及び保護者への引き渡しに関すること ・施設の被害状況調査に関すること	・施設の復旧に関すること	

名称・部課名	初動対応 (発災初期)	緊急対応期 (～72時間)	緊急復旧期 (4日～7日)	8日以降
社会福祉協議会	■職員・身内の安否確認及び被災状況に関する こと(庁外で業務している者を含む) ・所管利用施設の被害状況に関すること ■施設利用者の安全確保及び安否確認に関する こと ・災害ボランティアセンターの開設運営に関する こと ・ボランティアの受け入れに関すること ・本部との連絡調整に関すること	・災害ボランティアの活動状況の把握に関すること ・災害ボランティアのコーディネートに関すること ・災害ボランティア活動に係る物資の確保及び供給に関すること ・被災地、避難所等からの情報整理に関すること		・生活福祉資金に関すること

3. 指定行政機関、公共機関の活動体制

指定行政機関

公共機関

本市域に災害が発生した場合、あるいは災害発生の危険があると判断された場合、指定行政機関及び公共機関においては、それぞれの防災計画に基づき、本市や他機関との情報交換を行って、自らの応急対策、あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制を取り、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等を行います。

本市に災害対策本部が設置された場合は、その通知を受けて、災害対策本部の関係する各部、各班との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努めます。

第2節 情報の収集・伝達活動

災害時における気象情報や被害情報の的確な収集・伝達は、住民の生命・身体及び財産の安全確保や、その後の災害応急対策活動の成否を大きく左右します。大災害では、情報が必要とされる被害の激甚な地域ほど情報の過疎地になるという状況に陥り、救援活動に大きな支障を生じました。このようなことから、市域での情報収集・伝達や、市外との情報連絡の円滑な実行について計画します。

[構成]

第2節 情報の収集・伝達活動

1. 通信手段の確保
2. 気象情報等の収集・連絡
3. 被害状況の把握
4. 被害状況等の報告

1. 通信手段の確保 大雨、強風などの異常気象時には、その規模によっては通信設備にも被害が及び、情報の迅速な収集・伝達に支障をきたす可能性があります。したがって、有線・無線通信を併用した複数の通信ルートや、臨時の通信手段の利用によって、通信手段を確保します。 1) 災害時の通信連絡 本市及び各防災関係機関が行う気象、災害に関する情報の収集・伝達、災害応急対策の実施に関する情報の連絡には、一般加入電話、災害優先電話、防災行政無線、災害情報共有システム（Ｌアラート）、コミュニティＦＭ放送（85.4MHz）、防災ラジオ、デジタル移動系無線、エリアメール、テレフォンサービス及び市ホームページ、かつぱメール、市と提携した民間放送を中心に使用するものとします。 ① 防災関係機関との通信 通常使用している一般加入電話のほか災害優先電話、臨時回線の増設等を行うとともに、デジタル移動系無線を活用する。また、茨城県防災情報ネットワークシステム等によるもののほか、他機関の有線、無線の通信設備の使用（「災害対策基本法」第５７条及び第５９条）、使送等により行います。 ② 地域住民に対する連絡 防災行政無線屋外拡声子局、災害情報共有システム（Ｌアラート）、コミュニティＦＭ放送（85.4MHz）、市ホームページ、かつぱメール、LINE、Fecebook、Twitter、市と提携した民間放送、ホームページによる情報提供を積極的に実施するとともに電話、広報車の利用及び使送により行います。 ③ 各行政区長等に対する連絡 各行政区長及び各班長には、災害情報共有システム（Ｌアラート）、コミュニティＦＭ放送（85.4MHz）、市ホームページ、かつぱメール、LINE、Fecebook、Twitter、市と提携した民間放送、防災ラジオ及び電話、使送により行います。 ④ 議員に対する連絡 防災行政無線戸別受信機及び電話、使送により行います。 ⑤ 災害対策本部との通信 携帯電話及びデジタル移動系無線により行います。 2) 非常・緊急通話（電報） 電気通信事業法第８条の「重要通信の確保」の規定により、一般通話に優先して接続されます。 ア 非常・緊急通話（電報）の利用 加入電話による通話が不能又は困難な場合の非常・緊急通話（電報）は災害時優先電話より、通話を行うものとします。	市民部 市長公室 NTT東日本
--	-----------------------------------

■非常緊急通話用電話機の番号（災害時優先電話）

名 称	指定電話番号
牛久市役所	0 2 9 - 8 7 3 - 2 1 2 5

イ 非常・緊急用通話（電報）の制限

非常・緊急用電報は、非常、緊急の順に一般の通話に優先して接続されることになっているが、輻輳の程度に応じて通話時間が制限されるほか、緊急電報は受けられない場合もあります。

ウ 非常・緊急電報

非常・緊急電報は災害時における非常・緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達されます。

非常・緊急電報を頼信する場合、頼信紙の余白欄に「非常」又は「緊急」と朱書きして臨時設置されたNTT営業窓口へ申し込みます。

なお、電話により頼信する場合は、発信電話番号及び頼信責任者名を申し出るものとします。

エ 非常・緊急通話（電報）の適用範囲

非常・緊急扱いのできる通話（電報）の適用範囲は次表のとおりです。

通 信 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項。	(1) 予防、救援、復旧等に直接関係がある機関相互間。 (2) 左記の事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間。
2. 治安の維持のため緊急を要する事。	(1) 警察機関相互間。 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間。
3. 国会議員又は、地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙執行又はその結果に対し、緊急を要する事項。	選挙管理機関相互間。
4. 天災、事変その他の災害に際し、災害状況の報道を内容とするもの	新聞社等の機関相互間。
5. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急に通報することを要する事項。	気象機関相互間。
6. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項。	左記の通信を行う者相互間。

3) 非常用通信施設の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、一般加入電話が通信不能になり、さらに通常利用する無線施設である茨城県防災情報ネットワークシステム、市防災行政無線にも障害が発生した場合、以下の通信設備を使用して災害に関する通信を行います。

①他機関の通信施設の利用

災害に関する予警報の伝達等、「災害対策基本法」第55条及び第56条に定める緊

急通信の必要があるときは、同法第 57 条の規定により、また、災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは、同法第 79 条の規定により、それぞれ「有線電気通信法」第 3 条第 4 項第 3 号に掲げる者が設置する優先電気設備若しくは無線設備を使用します。

- ア 警察通信設備
- イ 消防本部通信設備
- ウ 水防本部通信設備
- エ 鉄道通信設備
- オ 軌道通信設備
- カ 電力通信設備

②非常無線通信

有線通信が利用できない、あるいは利用することが著しく困難な場合は、「電波法」第 52 条第 4 項の規定による非常無線通信（アマチュア無線等）を利用します。

③放送機関への依頼

加入電話及び防災行政無線が使用不能の場合には、「放送法」第 2 条第 3 号に規定する放送局に対し、連絡のための放送を依頼します。

参考資料

防災関係機関の電話番号

2. 気象情報の収集・連絡

市民部
市長公室

気象に関する情報の収集・連絡は、災害応急対策の初動段階で極めて重要であり、その迅速、確実な実施を旨とします。対象とする情報は、以下に示す気象情報（警報、注意報）、水防警報、火災警報です。

1) 気象情報

気象庁水戸地方気象台は、大雨や強風等により災害の起こるおそれがある場合に「注意報」、重大な災害の起こるおそれがある場合に「警報」、重大な災害の危険性が著しく高まった場合に「特別警報」を発表します。

■気象情報（注意報・警報）の基準

1) 注意報基準

発表官署		水戸地方気象台
府県予報区		茨城県
一次細部区分		南部
市町村をまとめた地域		県南地域
大雨	浸水害	表面雨量指数基準 7
	土砂災害	土壌雨量指数基準 80
洪水	流域雨量指数基準	小野川流域＝6.9 乙戸川流域＝6.5
	複合基準※1	—
	指定河川洪水予報による基準	—
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度40％で、実効湿度60％※2	
低温	夏期：最低気温15℃以下が2日以上継続 冬季：最低気温－7℃以下	
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

※2 湿度は水戸地方気象台の値

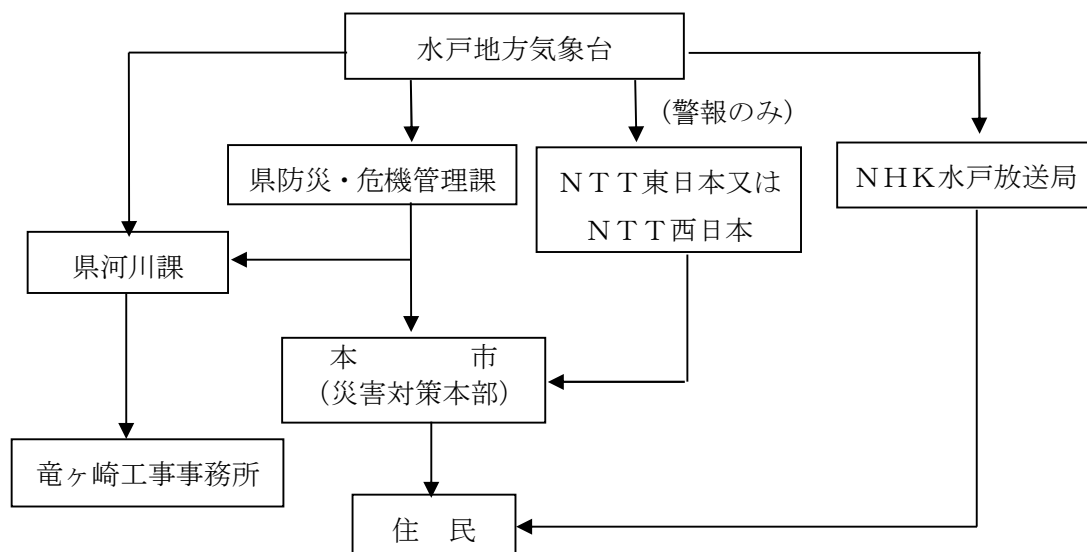
2) 警報基準

発表官署		水戸地方気象台	
府県予報区		茨城県	
一次細部区分		南部	
市町村をまとめた地域		県南地域	
大雨	浸水害	表面雨量指数基準	2 0
	土砂災害	土壌雨量指数基準	1 1 6
洪水	流域雨量指数基準		小野川流域＝8. 7 乙戸川流域＝8. 2
	複合基準※1		—
	指定河川洪水予報による基準		—
暴風	平均風速		2 0 m/s
暴風雪	平均風速		2 0 m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ		1 2 時間降雪の深さ 1 0 cm
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	1 0 0 mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

気象情報の収集・連絡は、次のような経路で行います。

■気象情報の収集・連絡経路



・水戸地方気象台から県防災・危機管理課に通報され、茨城県防災情報ネットワークシステムにより本市に伝達されます。

2) 水防警報

「水防法」の規定に基づき、建設大臣及び知事は、あらかじめ指定した河川、海岸又は湖沼において、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、建設大臣の指定する河川等については建設省出先機関の長が、知事の指定する河川等については知事が、水防警報を発します。

■水防警報

種類	発表基準	内容
待機	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。	出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準備	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出動	洪水注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警戒	氾濫警戒情報等により、又は、既に警戒注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。
解除	氾濫注意水位（警戒水位）以下に降下したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

3) 火災警報

「消防法」の規定に基づき、気象庁水戸地方気象台が県知事に通報し、県知事から火災気象通報を受理したとき、又は放送等により直接に覚知したとき、あるいは地域内の気象状況が火災の予防上危険であると認める場合は、稲敷広域消防本部消防長は火災警報を発令します。

①発令

火災警報の発令は、次の事項を基準として発令する（稲敷地方広域市町村圏事務組合消防気象関係実施要項第5条）。

ア 「消防法」第22条第2項に規定する県知事よりの通報を受けた場合

イ 「消防法」第22条第3項に規定する気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときで、次の各号に該当する場合

（ア）実効湿度が50%以下であって、最低湿度が30%以下になったとき

（イ）実効湿度が60%以下であって、最低湿度が40%以下になり、最大風速7m/sを超える見込みのとき

（ウ）平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

②解除

次の各号の気象条件になった場合で、火災警報を解除しても支障ないと認められる場合は、火災警報を解除する（稲敷地方広域市町村圏事務組合消防気象関係実施要項第9条）。

ア 平常気象に復した場合

イ 10m/s以上の風が連続して吹いている場合でも、降雨、降雪により火災発生の危険が少なくなった場合

ウ 知事よりの解除通報があった場合

エ その他稲敷広域消防本部消防長が火災発生の危険が少なくなったと認めた場合

3. 被害状況の把握

市民部

災害時における被害状況等の情報収集及び報告の要領については、法令等に特別の定めのあるもののほか、この計画の定めるところによります。

1) 収集すべき被害情報

①災害発生直後

被害の拡大防止、二次災害への波及防止のためには、災害発生後の早期に、どこでどのような被害が発生しているかを的確に把握することが最も重要です。このため、とくに以下のような情報に重点を置き、「被害状況等報告」（様式第2号）に挙げている項目に留意しながら、被害情報の収集を行います。

ア 救助・医療を要する人的被害の状況

イ 火災の発生状況、延焼状況

ウ 避難の必要性、避難状況

エ 建築物の被災状況

オ 道路・鉄道の被災状況

カ ライフラインの被災状況

キ 急傾斜地の被災状況、崩壊危険性

②災害発生直後の混乱が終了した後

被害情報の収集がほぼ完了し、市内の状況が把握できた後は、住民の救護、早期の復旧を目的として、以下のような情報の収集を行います。

ア 被災者の状況

イ 救援物資の必要性

ウ 被害に対してとられた措置

エ 被害に対して今後とろうとする措置

2) 被害情報の収集

①市の情報収集

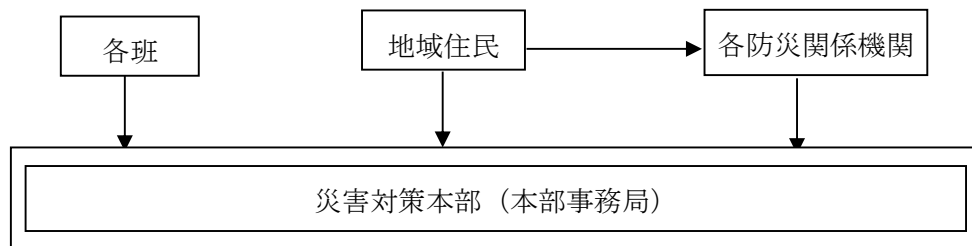
災害対策本部各班の所掌事務に従い、人員・車両等の資機材を活用して被害状況を調査、把握するとともに、災害対策本部事務局において各方面からの情報を整理・集約して、各防災関係機関に情報の提供を行います。

②地域住民の報告

被害の発生、あるいは発生のおそれがある異常な現象を発見した住民は、本市及び防

災関係機関に通報するものとします。

■被害情報の収集



4. 被害状況等の報告

災害が発生した時、「災害対策基本法」第53条に定めるところにより、本部長（市長）は、被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告します。

1) 報告の種類

報告は、次の区分により、災害の推移に応じて逐次行うものとします。

①即報

災害発生時における被害の状況及び応急対策の概要を、「災害概況即報」（様式第1号）により直ちに報告します。なお、速報においては、次の項目を優先します。

- ア 人的被害
- イ 住家被害
- ウ 非住家被害
- エ リ災世帯数及びり災者数
- オ 消防職団員の出動状況
- カ 避難の指示
- キ 災害対策本部の設置状況

②確定報告

災害応急対策完了後20日以内に、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要を報告します。

2) 報告の方法

報告は、「災害概況即報」（様式第1号）及び「被害状況等報告」（様式第2号）により、被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告します。

報告は、原則として茨城県防災情報ネットワークシステム又はファクシミリにより行うものとし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに提出するものとします。また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとします。

なお、報告は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときに行うものとします。

- ア 市災害対策本部が設置されたとき。
- イ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

ウ 災害が当初は軽微であっても、拡大発展するおそれがあるもの、又は2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているとき。

エ 災害の状況、及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の要があると認められるとき。

さらに、県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとします。

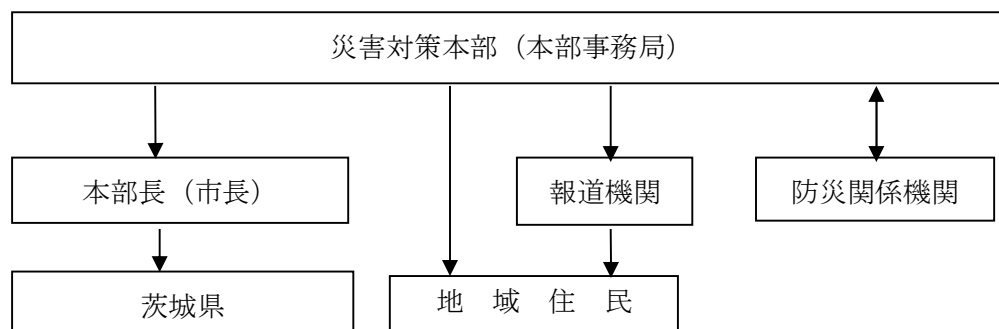
3) その他の報告

本部長（市長）は、県に対する「災害対策基本法」第53条に基づく報告とともに、災害救助法関係の報告として「被害状況報告表」（様式第3号）により報告するものとします。

また、各省庁等の所管事務に係る被害状況等の報告については、それぞれの法令・通知等の定めるところにより行うものとします。

さらに、地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとします。

■被害状況等の報告



参考資料

様式第1号 災害概況即報

様式第2号 被害状況等報告

被害の判定基準表（被害状況等報告＜様式第2号＞記載要領）

様式第3号 被害状況報告表

第3節 応援要請

本市に大規模な災害が発生して、本市や稲敷広域消防本部の対応能力を超えるような場合、応急措置、災害応急対策を実施するために、速やかに県、他市町村、他消防機関及び自衛隊に応援を求める必要があります。

[構成]

第3節 応援要請

1. 行政機関に対する応援要請
2. 消防機関に対する応援要請
3. 自衛隊に対する応援要請
4. 民間企業・団体に対する応援要請

1. 行政機関に対する応援要請

市民部

他の行政機関に対する応援要請が必要な場合、「災害対策基本法」及び「地方自治法」の規定により、短期の応急措置、やや長期の災害応急対策あるいは災害復旧に際しては、行政機関の応援あるいは職員派遣を求めるものとします。

1) 茨城県知事に対する応援要請

「災害対策基本法」第68条の規定に基づき、本市の災害に係る応急対策に対する応援と、県が行うべき応急措置の実施を要請します。

応援要請は次の事項を記載した文章をもって行います。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとします。

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

2) 地方公共団体相互間の応援

災害が発生し、応急措置を実施するため、職員が不足する場合においては、「災害対策基本法」第67条の規定に基づき、近隣市町村に対して応援を求めるものとします。

また、風水害等によって近隣市町村も本市と同様の大きな被害を受けている場合には、相互応援協定等（第2章第1節）に基づき、被害を受けていない市町村に応援を依頼します。

3) 派遣要請及び派遣斡旋依頼

災害応急対策あるいは災害復旧の実施のために職員の派遣を求めるときは、「地方自治法」第252条の17、又は「災害対策基本法」第29条の規定に基づき、市長が、他の地方公共団体の長に対して要請を行うものとします。

また、職員の派遣斡旋については、「災害対策基本法」第30条の規定に基づいて、都道府県知事に依頼するものとします。

①県に対する職員派遣の要請

本部長（市長）は、知事に職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し次の事項を記載した文書をもって要請します。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとします。

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

②指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認められるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請します。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

4) 経費の負担

本部長（市長）が、他の市町村長等又は知事等に対して応援要請を行った場合、当該応援に要した経費は、「災害対策基本法」第92条の規定に基づき、本市において負担します。また、応援の行政機関職員の寝食を賄う場所及び体制を確保しておくものとします。

参考資料

茨城県関係機関
近隣市町
指定地方行政機関

2. 消防機関に対する応援要請

市民部

本部長（市長）及び稲敷広域消防本部消防長は、風水害等による被害が甚大なために独自の消防力では十分な活動が困難である場合、他の消防機関による応援隊の派遣を受けて市域の応急対策を実施します。

- ア 本部長（市長）は、独自の消防力では十分な活動が困難な場合は、速やかに隣接市町村長に連絡して広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行うものとします。
- イ 稲敷広域消防本部消防長は、独自の消防力では十分な活動が困難な場合に、各種協定（第2章第1節）に基づく広域応援を要請し、その旨を本部長（市長）へ報告します。

なお、応援出動に要した経費の負担は、各協定により定められたとおりとします。

参考資料

消防本部・署・所

3. 自衛隊に対する応援要請

市民部

陸上自衛隊武器学校

自衛隊の災害派遣を要請できる要件の範囲は、「公共性」公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること、「緊急性」差し迫つ

た必要性があること、また、「非代替性」自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がない状態と認められる場合です。市長は、「自衛隊法」第83条の規定により知事から自衛隊の派遣要請を依頼します。

1) 災害派遣手続き

自衛隊派遣要請の手続きは、災害対策本部にて行い、「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」(様式第4号)により以下の要領を知事に伝達します。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

2) 緊急時の要請

知事への要求ができない場合には、直接最寄の部隊等の長にその内容を通報連絡するとともに、事後速やかに知事に対してその旨を通知するものとします。

部隊等の長	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
武器学校長	総務課長 (警備訓練班長)	駐屯地当直司令	029-887-1171
稲敷郡阿見町青宿 121-1			内線 時間中 226 時間外 300 302

3) 災害派遣の活動範囲

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救難及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4) 情報交換

自衛隊の災害派遣要請が予想される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊武器学校に通報するほか、必要な情報の交換をするものとします。

5) 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、風水害等が発生又は発生の恐れがある場合で、災害派遣要請をうけた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣します。

ただし、災害に際し、その事態に照らしとくに緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣します。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりです。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- エ その他災害に際し、上記に準じとくに緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

6) 派遣自衛隊への対応

教育委員会

派遣された自衛隊に対しては、次のように対応します。

- ア 災害地に自衛隊が到着するために必要な誘導を行います。また、必要に応じて警察官等に誘導を要請します。
- イ 自衛隊員の作業に必要な資機材の確保に努めます。
- ウ 自衛隊員の作業中は、災害対策本部との緊密な連絡体制を確保します。
- エ 自衛隊の派遣部隊は、阿見町の武器学校及び関東補給処を野営地とします。(指揮本隊のみ牛久運動公園とします。)
- オ 駐車場は、牛久運動公園内駐車場とします。
- カ 食料補給は、地域住民に対する食料供給計画とは別に行います。
- キ ヘリポートの設置は、原則として牛久運動公園内とします。

7) 派遣自衛隊の撤収要請

本部長(市長)は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」(様式第6号)により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼します。

8) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費は概ね次のとおりです。

- ア 災害活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上げ料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く。)の補償

参考資料

自衛隊

様式第4号 自衛隊に対する災害派遣要請依頼書

様式第5号 自衛隊に対する災害派遣要請書

様式第6号 自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書

様式第7号 自衛隊に対する部隊撤収要請書

4. 民間企業・団体に対する応援要請

経営企画部

総務部

保健福祉部

建設部

災害応急対策の実施に際し、必要に応じて民間企業・団体への応援要請を行います。

- ア 救援物資の提供 小売・卸売業者、食料品製造業者等
- イ 救援物資の輸送 運輸業者、交通関係機関等

ウ 救急医療

医師会、医薬品製造業者等

エ 応急復旧作業

建設業者、ライフライン関係機関等

参考資料

ライフライン関係機関

第4節 救急・救助、医療及び消火活動

地域住民の生命、身体及び財産を保護するためには、災害発生時の救急・救助、医療及び消防活動を迅速かつ的確に行う必要があります。これらの活動については、担い手となる主体相互の連携が重要となります。

[構成]

第4節 救急・救助、医療及び消火活動

1. 救急・救助
2. 医療
3. 消火

1. 救急・救助

稲敷広域消防本部

消防団

災害のため、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、救出して、その者を保護するものとします。また、負傷者は、現場での手当が困難な場合、医療機関や医療救護所（避難場所）へ速やかに搬送します。

1) 救急・救助の基本方針

風水害時などには、同時に多数の箇所で被害が発生し、救急・救助活動が混乱するおそれがあります。したがって、次のような基本方針に沿って救急・救助活動を行います。

①人命活動優先の原則

救急・救助活動は、人命の救出並びに救命活動を優先して実施します。

②火災現場付近優先の原則

規模が同程度の救急・救助事象が火災現場付近とその他の場所に併発した場合は、火災現場付近を優先します。

③救急・救助効率重視の原則

同時に複数の救急・救助事象が発生した場合は、原則として少数の人員で多数の人命が救助できる事象に主力を注ぎます。

④大量人命危険対象物優先の原則

中高層建築物等不特定多数の者を収容し、多くの人命危険が予想される対象物において被害が発生した場合は、優先して救急・救助活動を行います。

⑤重傷者優先の原則

救急・救助措置は、救命の処置を必要とする重傷者を優先とし、その他の者に対してはできるだけ自主的な措置を行わせ、自主防災組織等による活動に委ねます。

2) 救出

災害によって救出を要する者が発生した場合、発見者が消防、警察、あるいは災害対策本部へ通報し、救出作業の主体となる機関の到着を待つとともに、自主防災組織等により可能な範囲で救出作業を進めます。

①実施責任者

救出に関する情報を災害対策本部に集約し、消防団が対応にあたり、消防団長が責任者となります。

②対象者

- ア 倒壊家屋の下敷きになった者
- イ 孤立したところに残された者
- ウ その他救出を要する者

③救出方法

救出は、消防、警察機関とともに、消防団が地元住民及び自主防災組織の協力を得て実施します。

④救出用具

大バール、ノコギリ、スコップ、エンジンチェーンソー、ジャッキ等救出に必要と思

われる備品を確保します。

⑤救出用機材の確保

救出作業にあたっては、市内建設業者に協力を要請し、救出に役立つ機材等を確保するとともに、関係機関との連携を密にして救出作業を行います。

3) 搬送

負傷者が発生し、現場では応急処置ができないような場合、消防に通報して救急車による病院への搬送を行うことを原則とします。しかし、大規模な災害により負傷者が同時に多数発生した場合、救急車で搬送には限界があるため、県防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター並びに自衛隊ヘリコプターによる他、地域住民や地元企業等による医療救護所や医療機関への搬送を行うこととします。

2. 医療

保健福祉部
竜ヶ崎保健所
稲敷広域消防本部

被災者への医療救護は、市内の医療機関が中心となっていくが、医療機関自体の被災や、多数の負傷者発生による医療機能の麻痺が発生する可能性があります。その場合には、医療救護所を開設、又は中核病院や救急救命センター、あるいは県外の医療機関等へ協力を要請します。

1) 災害発生時の情報収集及び提供

災害発生時、市は被害状況等について警察や消防などの職員を通じて、早期に災害情報を把握します。収集した情報は医師会及び竜ヶ崎保健所に提供し情報の共有化を図ります。

2) 医療救護所の設置・運営

災害により医療機関等が混乱し、災害地の住民が医療を受けることが困難となった場合、市は被災状況を勘案し、第2次避難場所（指定避難所）等、必要に応じて医療救護所を速やかに設置します。併せて、医師会等へ救護班の派遣を要請し、医療ボランティアの適正配置を行うとともに、薬品管理をするなど医療救護所の適切な運営に努めることとします。また、設置状況を竜ヶ崎保健所に報告します。

運営にあたっては、竜ヶ崎保健所、医師会、中核病院、消防本部への報告及び連絡調整を十分に行い、必要な応急医療が確保されるよう努めることとします。

3) 救急車両の確保

重篤患者を医療救護所から医療機関に搬送するために、市は、救急車両の医療救護所待機を消防本部に要請します。

4) 病気療養者等への継続医療の確保

在宅の病気療養者等のうち、継続した薬剤の投与や医療の提供が必要な方々は、災害に

よる医療の中断は生命に関わる重大な事態を招きます。

中でも、人工透析については、災害時においても継続して医療を提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対する対策も重要であることから、人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼動状況等の情報を速やかに収集し、透析患者及び病院等へ提供するなどの受療の確保に努めます。

3. 消火

稲敷広域消防本部
消防団

市内に、火災が発生したとき、あるいは発生するおそれがあるときに、消防機関を中心として、自主防災組織の協力も得ながら、消火を迅速かつ的確に行うものとします。

1) 消防活動の基本方針

火災が同時多発した場合には、消防は次のような基本方針に従い消火活動を行います。

①避難地、避難路確保の優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保の消火活動を行います。

②重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行います。

③消火可能地域優先の原則

同一の出場区域に同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に消防活動を行います。

④市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し大きな消防力を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先とします。また、不特定多数を収容する中高層建築物等から出火した場合は、特殊車両を活用し人命救助を目的とした消防活動を行います。

⑤重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先します。

⑥火災現場活動の原則

ア 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧します。

イ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止します。

2) 消防職団員の参集

消防職団員は、防災行政無線等を通じて出動指令が発せられたとき、あるいは風水害等

が発生したときは、速やかに次に掲げる場所に参集します。

なお、消防団員を兼務する市職員については、市職員として災害対策活動に従事するものとします。

ア 消防職員

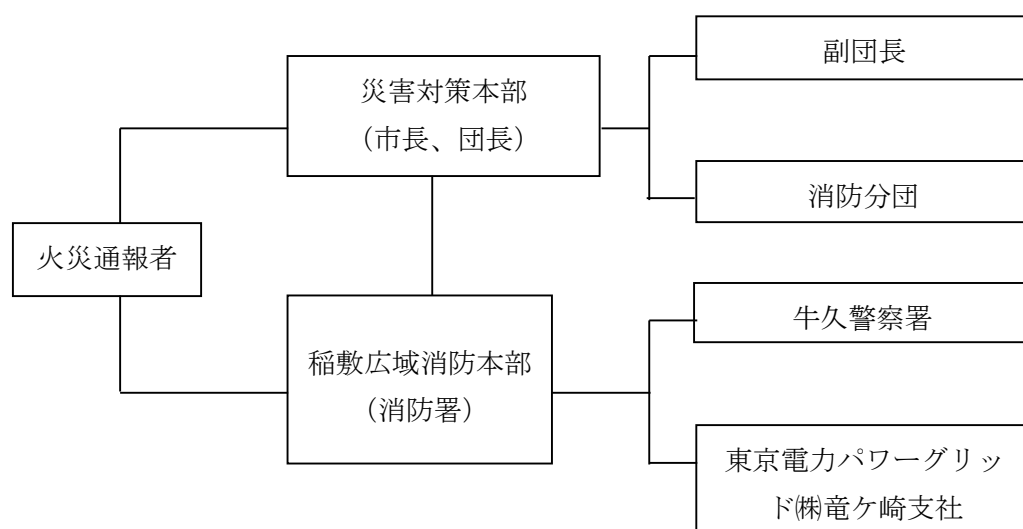
稲敷広域消防本部職員召集規程によります。

イ 消防団員

分団詰所に集まります。参集が完了したら、分団長又は部長は災害対策本部の団本部員に報告し指示を仰いだうえで、災害活動を開始します。

消防団の連絡系統は以下のとおりです。

■ 出動の連絡経路



3) 消火活動

① 初期消火

災害により道路被害などが発生した場合には、初期段階においても消防機関による全面的な対応ができないおそれがあります。延焼の拡大を防ぐためにも、地元消防分団と自主防災組織が協力して初期消火に努めることとします。

② 消防関係機関の出動

稲敷広域消防本部は、状況によっては前掲の基本方針に照らして最重要防御地域等の優先順位を定めて出動態勢を調整し、迅速に対応するものとします。

また、消防団は、火災の規模に応じて、第1次出動、第2次出動の各体制をとり、本市消防団出動区分表（参考資料）に従うものとします。

ア 第1次出動

地元分団＋第1次出動分団

イ 第2次出動

地元分団＋第1次出動分団＋第2次出動分団

（ただし、二次火災の防御のため1個分団は、原則として当該現場への火災出動

は行わない。)

4) 他市町村からの応援

市内の消防力では消火活動に限界がある場合は、災害応急対策計画の「応援要請」(第3章第3節)に基づいて、他市町村に消防隊の派遣を要請します。派遣された消防隊は、消防相互応援協定により稲敷広域消防本部の指揮下に入り消火活動等を行うものとします。

参考資料

消防団出場区分表

第5節 交通確保及び緊急輸送活動

大雨や強風等による大規模な災害が発生した場合、道路や鉄道等の交通機関に被害が発生するほか、救急や消防、応急復旧、物資輸送等の緊急車両のほか、避難しようとする車両の流入によって、道路に渋滞が発生し、交通が機能麻痺に陥る可能性があります。そのため、適切な交通規制や誘導により、災害応急対策の円滑な実施が行えるようにするとともに、緊急輸送手段を確保して物資の搬入や負傷者の搬送に支障をきたさないよう努めます。

[構成]

第5節 交通確保及び緊急輸送活動

1. 交通路の確保
2. 緊急輸送道路の啓開
3. 緊急輸送

いない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとします。また、倒壊した電柱等の構造物については速やかに移動又は撤去し、緊急交通路としての機能回復を図るものとします。

参考資料

市内建設業者一覧

5) 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

6) 鉄道の復旧

大雨や強風により鉄道施設に被害があった場合、東日本旅客鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)は応急対策の体制を整え、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧作業を行って、本市への鉄道交通を確保するものとします。

J R 東日本

参考資料

様式第8号 災害時における交通の規制に係る標示

2. 緊急輸送道路の啓開

地域住民の足となる道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、災害対策用緊急輸送道路を復旧します。

道路の復旧にあたっては、行政区域内の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木・工事事務所（工務所を含む。）に報告するとともに、所管する道路については、緊急輸送道路の確保を最優先に、啓開作業を実施します。

参考資料

市内建設業者一覧

3. 緊急輸送

総務部

市民部

経営企画部

牛久警察署

1) 輸送手段の確保

①市所有車両

市所有車両は、緊急輸送活動に使用するものとします。

②民間所有輸送車両

市所有車両に不足をきたすときは、市内運送業者に協力を要請するものとします。

③鉄道

鉄道による輸送が適当であると認められる場合、経営企画部は東日本旅客鉄道㈱及び日本貨物鉄道㈱に協力を要請します。

④ヘリコプター

被害の状況により空輸を必要とする場合、知事を通じて、県警、自衛隊や県防災ヘリコプターの出動を要請します。

2) 緊急通行車両証明書及び標章の交付

「災害対策基本法」第76条に基づき、交通規制が行われた場合、市民部の責任者は、緊急輸送に従事する車両を牛久警察署又は知事に申請して、緊急通行車両確認証明書（様式第9号）及び標章（様式第10号）の交付を受けます。

参考資料

市有車両一覧表

市内輸送業者

様式第9号 緊急通行車両確認証明書

様式第10号 緊急通行車両についての確認に係る標章

第6節 避難収容活動

風水害等によって住居が破損したり焼失した場合、あるいは火災の延焼やがけ等の崩壊の可能性が高く住居が危険にさらされているなど、二次災害のおそれがある場合、被災した住民を安全な地域に一時避難させ、その生命及び身体の安全確保に万全を期さねばならない。このような場合の避難指示、避難誘導、避難場所の開設などについて、次のように計画します。

[構成]

第6節 避難収容活動

1. 避難誘導
2. 避難場所
3. 警戒区域の設定
4. 応急仮設住宅

1. 避難誘導 本市における避難は災害発生後、住民自らの判断によって第1次避難場所（指定緊急避難場所）へ避難し、避難指示に従い第2次避難場所（指定避難所）へと避難する、2段階方式を基本とする。ただし、被害状況によっては、直接第2次避難場所（指定避難所）への避難の勧告・指示を行うものとします。 第2次避難の誘導にあたっては、次のような方法をとります。 ア 避難の誘導は、その地区の行政区長、自主防災組織等の協力を得て、消防、警察等の連携により行います。 イ 学校、社会福祉施設等においては、各施設の管理者が誘導を行います。 ウ 避難経路はあらかじめ定められた経路とするが、被害状況に応じて橋梁等の確保に努めます。 エ 避難誘導を行う者は、避難経路の安全を確認し、危険箇所の回避に努めます。 オ 高齢者、障がい（児）者、児童、傷病者等の要配慮者を優先的に避難させ、自力で避難できない場合は、車両等を利用して行います。 カ 介護等を必要とする要支援者は福祉避難所等へ搬送します。	市民部 保健福祉部 教育委員会 環境経済部
2. 避難場所 災害によって住居の使用が困難になった被災者、避難指示に従って避難した市民を収容する場所として、避難場所を開設します。 なお、開設・運営に必要である具体的なマニュアルを作成して、被災者の受入れをスムーズに行います。 1) 避難場所収容の対象者 避難場所に収容する対象者は次のとおりです。 ア 住居が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者 ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれがある者 2) 避難場所の開設 第1次避難場所（指定緊急避難場所）、第2次避難場所（指定避難所）は別表のとおりとし、第1次避難場所（指定緊急避難場所）の開設は施設管理者の協力を得て各行政区長等が行います。第2次避難場所（指定避難所）の開設は避難所従事職員が行い、福祉避難所の開設は、保健福祉部職員が行います。	保健福祉部 教育委員会 環境経済部

■第2次避難場所（指定避難所）の開設担当

部名	避難所別	施設名・学校別
保健福祉部	福祉避難所	総合福祉センター、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター、牛久運動公園武道館
教育委員会	第2次避難場所	小学校（7校）、中学校（5校）、義務教育学校（1校・2箇所）、高校（3校）
市民部	第2次避難場所	茨城農芸学院

なお、小・中・義務教育・高等学校の第2次避難場所（指定避難所）は、原則として体育館を使用し、収容できない場合には教室及びグラウンドも使用することとします。

3）臨時の避難場所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難場所に収容することが不可能な場合には、次により処理します。

- ア 既存の他の公共施設を利用します。
- イ 既存の他の施設（社寺・会社・工場等）を利用します。
- ウ 公共用地におけるテント等を設置します。
- エ 茨城県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用をはかります。
- オ 旅館やホテルなどの借上げによる多様な避難場所を確保します。
- カ 市内で収容不可能な場合は、近隣市町村その他関係機関の応援を得ます。

4）避難場所開設の報告

避難場所を開設したときは知事に対し次の事項を報告します。

- ア 避難場所開設の日時、場所、施設名
- イ 収容人員
- ウ 開設の目的
- エ 開設期間の見込み

5）避難場所での避難者名簿の作成

避難場所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、牛久市避難所運営マニュアルに基づき避難者名簿等を作成します。

6）避難場所の開設期間

開設期間は、災害が発生した日あるいは災害発生の可能性が高いと判断された日から事態が終息するまでの期間とします。

7）避難場所の運営

避難場所では各行政区長等の意見を聞きながら男女それぞれ責任者を定め、施設管理者

との緊密な連携を保ちながら、次の事項についての確に行います。

ア 避難場所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等）

イ 避難者に対する情報伝達

コミュニティFM放送（85.4MHz）、市ホームページ、かっぱメール、市と提携した民間放送、ミニ広報紙、伝言板を利用します。

ウ 仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底

エ 災害対策本部長への報告

各避難場所の責任者は、避難場所の情報を逐一、本部長（市長）に携帯電話、ファックス等により連絡します。必要に応じて、デジタル移動系無線機を活用します。

オ 男女のニーズの違いなど男女双方の視点に立った避難場所の運営

8）避難場所での衛生管理

東日本大震災及び阪神・淡路大震災では、一度に多くの住民が一斉に避難場所に避難してきたうえ、断水により水洗トイレの使用がままならず、糞尿が処理できず衛生管理に大きな問題を残しました。市では、第1次避難場所（指定緊急避難場所）として利用する各集会所に井戸を設置し、水洗トイレが有効に利用できるようにします。さらに簡易トイレやマンホール対応型トイレの整備及び汚物の処理対策を進めます。

また、避難所生活が長期化した場合、トイレ対策とならんで、衣類等の洗濯への需要が急増してくることから、各第2次避難場所（指定避難所）にできるだけ早い時期にランドリー設備が設置できるよう、市内の家電販売店等への協力体制を整備します。

参考資料

第1次避難場所（指定緊急避難場所）

第2次避難場所（指定避難所）

3. 警戒区域の設定

風水害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、地域住民の生命及び身体に対する危険を防止するために、とくにその必要が認められる場合、本部長（市長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外に対して当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、当該区域からの避難の指示を行います。また、特に事態が切迫しているとき当該区域からの退去を命じます。

本市における避難は災害発生後、住民自らの判断によって第1次避難場所（指定緊急避難場所）へ避難し、避難指示に従い第2次避難場所（指定避難所）へと避難する、2段階方式を基本とする。ただし、被害状況によっては、直接第2次避難場所（指定避難所）への避難の指示を行うものとします。

ア 火災の拡大又はガス等の流出拡散により、地域住民の生命の危険が及ぶと認められる場合

市民部

市長公室

牛久警察署

稲敷広域消防本部

陸上自衛隊武器学校

イ 掛け崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に生命の危険が認められる場合

ウ その他災害の状況により本部長（市長）が必要と認めた場合

2) 高齢者等避難・避難指示

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	・ 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・ 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難場所へ避難行動を開始 ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	● 災害のおそれ高い ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況	● 危険な場所から全員避難 ・ 避難情報等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

3) 避難情報等の実施責任者

本部長（市長）は、地域住民の生命、身体に危険が及ぶと認めるとき、警戒区域の住民に対して高齢者等避難を発令し、また緊急を要する場合は退去を命ずるものとします。なお、警察官、自衛官、消防職員は、次のような場合に限り避難の指示ができますが、その措置を実施した場合、直ちにその旨を本部長（市長）に通知します。

実施責任者	代理者		
	1	2	3
本部長（市長）	副市長	教育長	市民部長

①警察官

本部長（市長）が避難を指示できないと認められる場合、又は本部長（市長）から要請があった場合、若しくは危険な事態であると自ら認められる場合は、警察官は直ちに警戒区域の住民に対して避難の指示をすることができます。

②災害派遣を命ぜられた自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が発生した場合で警察官がその場にはいない場合に、警戒区域の住民に対して避難の指示をすることができます。

③消防職員

消防職員は「消防法」第23条の2及び第28条の規定に基づき、消防活動等を確保

牛久警察署

稲敷広域消防本部

陸上自衛隊武器学校

消防団

するために、消防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置することができます。

4) 避難情報の周知

①周知の方法

住民に避難の指示をしたときは、次の方法により周知を行います。

ア 防災行政無線屋外拡声子局、災害情報共有システム（Ｌアラート）、コミュニティＦＭ放送（８５．４ＭＨｚ）、により周知します。さらに、同様の情報を戸別受信器、防災ラジオ、ＮＴＴテレホンサービスで配信します。

イ 広報車により周知します。本市、警察、消防等各関係機関の広報車を利用します。

ウ 伝達により周知します。２人１組を組織して関係地域を個別伝達します。

エ かつぱメールにより、登録者あて配信します。

オ 市ホームページ上に掲載し、周知します。

カ エリアメールにより、周知します。

キ ＩＢＳ茨城放送を活用して、ラジオにより周知します。

ク 土浦ケーブルテレビを活用して、情報を伝達します。

ケ コミュニティＦＭ放送（８５．４ＭＨｚ）を活用して、情報を伝達します。

コ 情報通信不能の場合は、住民は日頃の訓練通り各避難場所へ避難します。

サ 茨城県と報道事業者間で締結の「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき、テレビ等放送を活用して情報を伝達します。

シ 外国人に対しては、わかりやすい日本語による広報を実施します。

②周知事項

避難指示を実施する場合は、避難対象となる地域住民に対し、次の事項を明確にして指示を行います。

ア 避難指示の対象地域

イ 避難場所名称及び避難場所所在地（例：牛久小学校 牛久町２６１９）

ウ 避難指示の理由

エ 避難経路

オ 避難に際しての注意事項

a) 家屋の戸締まり、ガスの元栓を締める、ブレーカーを落とす

b) 貴重品の携帯（現金等）

c) 防災用品（食料、水、ラジオ等）

d) 個人携行品（常備薬、メガネ・コンタクト、杖等、生活に必要な物）

5) 高齢者等避難・指示の報告

本部長（市長）は高齢者等避難・指示を実施したとき、又は警察官等が避難指示を行った旨の通知を受けたときは、知事にその旨を報告します（災害対策基本法第６０条第３項）。

報告の内容は以下の事項とします。

ア 発令者（本部長）

- イ 避難の理由及び発令時間
- ウ 避難の対象地域
- エ 避難先
- オ その他

また、本部長（市長）は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告します。

6) 関係機関への通報

市長が高齢者等避難、指示を発令及び解除したときは、以下の関係機関に通報します。

- ア 茨城県県南県民センター
- イ 竜ヶ崎保健所
- ウ 牛久警察署
- エ 稲敷広域消防本部
- オ 市内小中高等学校等の長
- カ 近隣市町村
- キ 放送事業者

4. 応急仮設住宅

総務部
建設部

風水害等のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では直ちに住家を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設します。

また、風水害等によって住家が半壊、半焼又は損傷の被害を受け、自己の資力では直ちに応急修理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことができない部分の応急修理を行い、被災者の住居の安定を図るものとします。

1) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第23条に定める救助の収容施設の一つであり、原則として、県知事が実施します。市長は、県知事の行う応急仮設住宅の供与の実施に協力します。

なお、災害救助法第30条の規定により、県知事が被害の程度その他必要と認めたときは、応急仮設住宅の建設を市長に通知（ただし、事前の委任は認められていない。）することができ、その場合、市が応急仮設住宅を建設し供与します。

2) 応急仮設住宅の設置

① 応急仮設住宅の入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者としてします。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 居住する住家がない者

ウ 生活保護法の被保護者並びに要保護者又は特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等、又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者

②入居者の選定

県は、市が協力して被災者の状況を調査し、次の基準に基づき決定します。

ア 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること

イ 居住する住家がない者であること

ウ 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

a) 生活保護法の被保護者並びに要保護者

b) 特定の資産のない失業者

c) 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯、病弱者等

d) 特定の資産のない勤労者、中小企業者

e) 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、避難行動要支援者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、避難行動要支援者の優先入居に努めるものとします。

③公営住宅等への一時入居

市は、県と連携して、住家に困窮する被災者のために次の措置を講じます。

ア 市営住宅、県営住宅の空家住宅では、速やかに避難者の一時入居募集を行います。

イ 他市町村の公営住宅、機構・公社住宅の空き家住宅の提供及び一時入居募集計画の策定を要請します。

ウ 民間アパート、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その施設管理者に対して、空き家住宅の提供について協力を要請します。

エ 入居資格については、応急仮設住宅と同様とします。

オ 確保した公営住宅等の空き家住宅に関する情報を被災者に提供します。

④設置基準

応急仮設住宅は次の基準により設置することとしますが、風水害等が大規模な場合には別途対応を検討します。

ア 設置戸数

原則として県知事が設置戸数を定めます。市は、市内の住家の全壊、全焼又は流出世帯数を建設戸数調書等により県に報告します。

イ 規模

1戸当たり、国の定める基準以内とします。(29.7㎡以内)

ウ 着工期限

災害発生の日から20日以内

エ 費用

1戸当たりの建設費は、国の定める基準によります。

オ バリアフリー

高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅を設置します。(応急仮設住宅のバリアフリー化)

⑤設置場所

設置場所は原則として市有地とし、それが困難なときは適当な公有地、私有地とします。

⑥供与期間

最高２年以内とします。

３）住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用され、住宅の応急修理が必要となった場合、市の協力のもと関係団体との協定に基づき速やかに住宅の応急修理を行います。

なお、住宅の応急修理についても、応急仮設住宅と同様、市長への事前の委任はされていませんが、発災後市に事務委任されることがあります。

①対象者

住宅の応急修理を受ける対象者は、風水害によって住家が半壊、半焼又は損傷し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であって、自らの資力では、応急修理ができない者としてします。その判定基準については、応急仮設住宅の入居対象者の基準を準用します。

②修理内容

修理箇所は屋根、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことができない部分に限ります。

③応急修理の基準

ア 修理戸数

原則として、市内の住家の半壊及び半焼世帯数の３割以内で、県知事が定めます。

イ 修理期間

原則として災害発生の日から１ヶ月以内に完了します。

ウ 費用

国の定める基準によります。

項 目	所 管 部 署
仮設住宅需要の把握	市民部、保健福祉部
用地情報の把握	総務部
建設用地の決定と確保	
仮設住宅の発注	
建設工事管理	
入居必要被災者の把握	保健福祉部、建設部
入所者の募集	
入居者の生活支援	
退去	
仮設住宅の維持管理（修繕を含む）	総務部、建設部
撤去	

第7節 物資の調達・供給活動

風水害等の発生時には、家屋の倒壊やライフラインの機能停止等により多くの住民が食料と自炊手段を失ううえ、食料等の輸送、供給、販売機能もマヒ状態に陥り、自力での生活維持が困難になります。したがって、被災者の身体を健康を保ち、さらに人心の安定を図るために、食料、飲用水、生活必需品を供給する必要があります。このような物資の調達・供給活動を迅速かつ的確に行うため、次のように計画します。

[構成]

第7節 物資の調達・供給活動

1. 食料
2. 水
3. 衣料・生活必需品

1. 食料 風水害等による被災のために自炊等ができない場合、必要な食料の供給を行います。 1) 供給対象者 - ア 避難場所の被災者 - イ 住家に被害を受けたことにより、炊事ができない者 - ウ 旅行者、滞在者 - エ 災害応急対策に従事する者 - オ その他本部長が必要と認める者 2) 食料の確保と配分 - ア 非常用備蓄の優先 - 住民の非常用備蓄食料及び持ち出した家庭食料の消費を最優先します。 - イ 第1次避難場所（指定緊急避難場所）の備蓄利用 - 第1次避難場所（指定緊急避難場所）備蓄倉庫等に備蓄されている非常食等を自主防災組織等の方針に従い利用します。 - ウ 市からの応需供給 - 市に備蓄している非常食等は、上記に不足が生じた場合に供給します。 - エ 公平な分配 - 市民は、非常食等が公平に分配されるよう相互に協力します。 - オ 要支援者の優先供給 - 高齢者、障がい者、幼児、体力衰弱者に優先的に分配します。 - カ 供給品目等の決定 - 供給品目等は、避難者のニーズを確認しつつ災害対策本部会議にて決定します。 3) 供給場所 第2次避難場所（指定避難所）（資料編に掲載） 4) 供給品目 誰でもすぐに食べられるものの供給を基本とします。高齢者、乳幼児等の要配慮者に配慮した供給を行い、調理を必要としない弁当によることもできます。 主食品（米、弁当、パン、乾パン、うどん、インスタント食品、粉ミルク、おかゆ） 副食品 5) 食料の調達方法 - ア 米 - 米穀等営業販売業者（資料：米穀等取扱事業者）から購入します。ただし、業者の手持ち量を超える場合は、知事に対し応援を要請します。 - イ その他	経営企画部 総務部 教育委員会 保健福祉部
--	---

米穀以外の食品の調達に関しては、災害時等に必要な物資の調達に関する協定等を締結する自治体、組合、民間企業等に対して、食料品の提供要請及び輸送の依頼を行います。

6) 供給量

原則として第2次避難場所（指定避難所）における必要量とします。

7) 供給における留意事項

食料の供給を実施する場合は各避難場所に現場責任者を定めます。

参考資料

米穀等取扱事業者

災害時等の相互応援に関する協定（埼玉県北本市・宮城県加美郡色麻町・茨城県常陸太田市）

災害救助に必要な物資の調達に関する協定（いばらきコープ生活協同組合）

災害救助に必要な物資の調達に関する協定（生活協同組合パルシステム）

2. 水

環境経済部

県南水道企業団

風水害等による県南水道の水道管破断（若しくは井戸の枯渇等）のために断水状況にある地域の各避難場所や、在宅の被災者に飲料水・生活用水を供給するものとします。

1) 実施責任者

水の供給の責任者は本部長（市長）とし、環境経済部が担当します。

2) 供給対象者

- ア 避難場所の被災者
- イ 住家に被害を受けたことにより、水を得ることができない者
- ウ 旅行者、滞在者
- エ 災害応急対策に従事する者
- オ その他本部長が必要と認める者

3) 給水基準及び期間

- ア 飲料水の供給は、対象者1人につき1日3リットルを基準とします。
- イ 水の供給期間は、災害発生の日から7日以内を原則とするが、必要に応じて延長することができます。

4) 取水あるいは調達の方法

①避難場所

避難場所となる小・中学校等にある各校の井戸（揚水設備あり）から取水した水は避難者及び地域住民へ供給します。

②取水設備

次の施設より取水して、給水を行います。

ア	栄町・県南水道貯水タンク	貯水量	7,080トン／日
イ	飲料水兼用耐震性貯水槽（南4丁目地内）	貯水量	100トン
ウ	飲料水兼用耐震性貯水槽（刈谷町1丁目地内）	貯水量	100トン
エ	飲料水兼用耐震性貯水槽（岡見町地内）	貯水量	100トン
オ	飲料水兼用耐震性貯水槽（田宮町地内）	貯水量	40トン

③その他

被害規模が大きく、市内での取水が困難な場合は、他市町村や県に応援を要請します。
また、民間企業に対して、ペットボトル入りの水等の供給を要請します。

5) 供給の方法

上記施設（水源地）より取水した飲料水の調達は、市及び事業所が給水車（当市1台、県南水道企業団3台保有のうち被災状況により配車）にて搬送給水を行います。給水車の確保が困難な場合は、トラックにポリタンクを積載して搬送給水します。

6) 供給場所

第2次避難場所（指定避難所）（資料編に掲載）

7) その他

滅菌対策に配慮します。

3. 衣料・生活必需品

経営企画部

総務部

市長公室

風水害等のために衣料や生活必需品を喪失した被災者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料及び生活必需品を供給又は貸与するものとします。

また、供給品目等は災害対策本部会議のなかで、決めます。

1) 実施責任者

衣料及び生活必需品の供給の責任者は本部長（市長）とし、経営企画部が担当します。

2) 供給対象者

風水害等により住家に被害を受け、日常生活に欠かせない被服、寝具その他の衣料及び生活必需品を喪失、又は毀損したために日常生活を営むことが困難である者。

3) 供給品目

ア	寝具	就寝に必要な最小限度のタオルケット、毛布及び布団（1人2枚）
---	----	--------------------------------

イ	外衣	洋服、作業着、子供服等
ウ	肌着	シャツ、ズボン下、パンツ等の下着
エ	身の回り品	タオル、靴下、サンダル等
オ	炊事用具	炊飯器、鍋、包丁、ヤカン、カセットコンロ、ガス器具等（公共施設に LP ガスボンベが設置されているところがあるため）
カ	食器	茶わん、汁わん、皿、紙コップ、割箸等
キ	日用品	ぬれティッシュ、紙オムツ（大人用、子供用）、おしりふき、尿もれパッド、おりものライナー、ほ乳ビン消毒液、ハンドクリーム、リップクリーム、化粧品、生理用品、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、ほ乳ビン、石鹸、貯水用ポリエチレン容器等
ク	その他	ラジオ、懐中電灯、乾電池、ランタン、使い捨てカイロ、ビニールシート、簡単な間仕切り、簡易トイレ、ベビーバスマッチ、ロウソク、固形燃料、携帯用 L P G 等

4) 生活必需品の確保と配分

- ア 市民の非常用備蓄及び持ち出した生活必需品の使用を最優先とします。
- イ 防災倉庫に備蓄された生活必需品を供給し、不足の場合は救援物資の要請とともに、関係業者から必要に応じて調達するものとします。調達又は救援物資の集積場所は牛久市営青果市場、水郷つくば農業協同組合牛久営農経済センター、牛久市集出荷施設、中央生涯学習センター、牛久南中学校及び牛久栄進高等学校とします。
- ウ 各家庭の不用品で非常用衣料等として利用可能なものを寄付として受け入れます。
- エ 市民は、生活必需品が公平に分配されるよう相互に協力します。また、高齢者、障がい者、幼児、体力衰弱者に優先的に配分します。

5) 救援物資の要請

- ア 調達・備蓄による飲料水、食料、応急物資では不足が生じると判断した場合、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行います。
- イ 救援物資の要請を行う場合、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を発信します。なお、マスコミ等へ情報発信する場合は、その反響等が特に大きいので十分留意します。
- ウ 物資が充足した時点で、要請の打ち切りについてマスコミ等を通じて情報発信を行います。

第8節 保健衛生、防疫、遺体処理活動

災害時には、通常の生活環境とは異質であるため、避難場所を中心とした被災者の健康保持や、地域の衛生状態に配慮することが必要です。とくに、災害により発生する大量の廃棄物の清掃業務の実施や、家屋損壊や断水のために使用不能となったトイレ（とくに水洗トイレ）の代替措置が求められます。さらに、感染症を予防するための衛生監視、消毒等の防疫対策、不幸にして発生した死亡者の遺体処理等を迅速に行う必要があります。

[構成]

第8節 保健衛生、防疫、遺体処理活動

1. 保健衛生
2. 防疫
3. 搜索及び遺体の取扱い

1. 保健衛生 市は、災害時において感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全性を確保するため、「牛久市災害時保健活動マニュアル」に基づき被災地及び避難所等の市民に対して保健衛生に関する活動を行います。 1) 被災者への生活衛生情報の提供と健康支援 市は、被災者に対し、予防的な生活衛生情報の提供、環境への配慮、健康や栄養指導、相談を行います。また、健康状況の調査を実施し、異常の早期発見、早期対応に努めるとともに、併せて運動指導を実施します。 2) 感染症の予防及び消毒・感染症発生時の対応 市は、被災地及び避難所等の感染症発生予防に努めるとともに、感染者の早期発見に努めます。感染症発生時には患者搬送にも十分配慮し、早期に医療につなぎます。また、竜ヶ崎保健所と十分協議の上、必要な場合は接触者の健康調査や感染経路の遮断、消毒活動を行います。 3) 予防接種 インフルエンザ等の感染症が蔓延するおそれのある場合には、予防接種法に基づく臨時の予防接種は、国県の指示によるため、県と協議の上、臨時の予防接種を実施します。また、乳幼児の定期予防接種の実施に努めるとともに、市外避難者への定期予防接種の実施について関係自治体に協力を要請します。 4) DV、性暴力、ハラスメント対策 市は、女性や子どもに対する暴力等を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮します。また、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底します。 5) メンタルヘルスケア対策 市は、市内及び近隣市町村の医療機関の診療状況を把握し、情報提供を行うとともに、心のケア相談所を設置して対応します。 また、通院需要及び入院需要に幅広く対応するため、竜ヶ崎保健所、県精神保健福祉センター等関係機関とも連携しながら、情報の収集・提供を行います。 6) エコノミークラス症候群対策 市は、保健所等と連携して、車中泊によるエコノミークラス症候群の発生を予防する対策を行います。 7) ごみ収集処理 建物等の倒壊により発生したがれき以外の、災害あるいは避難生活において発生するご	保健福祉部 環境経済部 教育委員会 竜ヶ崎保健所 県南県民センター
--	--

みの収集は次のとおり行います。

①収集

収集は専用車両をもって行いますが、被災地域以外は一旦保留して、被災地域の収集を重点的に行うものとします。被災地域では、通常の収集方式が不可能となると考えられるため、主要道路からの呼びこみ収集又は臨時集積所を設けての収集とします。

また、全市におよぶ広範囲な災害の場合は、主要道路沿い、駅周辺等市街地中心部の重点収集に切り替えます。

②ごみの処理

収集したごみの処分は、被害状況に応じて適正に行います。

焼却施設の一部又は全部が被災し、使用不可能となった場合は、一時に大量のごみが発生するため、臨時中継地点を速やかに確保し、順次処分を行うものとします。

8) トイレ

水洗トイレは断水した場合に使用困難になることから、代替となる仮設トイレの設置を迅速に行います。また、汲み取り式トイレについては、被害状況に応じて、通常とは異なる方法によりし尿収集処理を実施します。

① 仮設トイレの設置

大規模な風水害時には、多くの住民が避難場所に避難するため、優先して避難場所のし尿処理を行うものとし、避難場所の既設トイレが不足する場合は、適宜仮設トイレを設置します。仮設トイレの設置にあたっては、立地条件を考慮し、浸透等により地下水に汚染しない場所を選定し設置するものとします。

閉鎖にあたっては、消毒実施後完全に覆土するものとします。

②し尿の収集処理

ア 重点的収集

収集車両が不足し、あるいは道路事情によって各戸収集が困難な場合、収集体制が整い通常の作業に回復できるまでの間は、避難場所や公衆便所、公共施設や応急の仮設トイレ等の使用によって、重点的に収集します。

イ 収集不能の地域に対する容器の配布

汲み取り車又は運搬車によることが不可能な地域については、状況により容器等を配布又は配置します。

ウ 汲み取りの制限

収集量に対する処理能力が及ばないときは、応急的な措置として、便槽容量の2割～3割程度の汲み取りとし、各戸の便所の使用を可能にします。

エ し尿の処理

し尿の処理は、龍ヶ崎地方衛生組合で処理します。

9) 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は県の関係機関と協議のうえ適切な方法による処理を行います。

参考資料

保健衛生関係業者（清掃関係業者）

2. 防疫

竜ヶ崎保健所

県南県民センター

環境経済部

保健福祉部

感染症の発生対応は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」とする。）及び「予防接種法」の規定によりますが、災害時の感染症発生の特性に鑑み、防疫体制の整備、組織活動の推進によって、災害地域の防疫対策を迅速に行い、感染症の拡大を未然に防止するものとします。

1) 実施責任者

被災地の防疫については本部長（市長）が責任をもって行い、保健福祉部及び環境経済部が担当します。本市のみでは困難な場合は、県及び関係機関、隣接市町村の応援協力のもとに実施します。感染症患者が発生した場合には、県の指示のもとに感染拡大予防を図ります。

2) 健康調査の実施

感染症患者の早期発見のために、避難所及び被災地域における各戸訪問により、健康状況調査を行います。避難所においては集団感染発生の可能性が高いため毎日実施するものとします。

①健康状況調査は防疫班を設けて行います

編制班：医師 1 人、保健師又は看護師 1 人、助手 2 人

②健康状況調査の結果、感染症の疑いがあると判断され、必要がある者については、疫学調査及び健康診断を実施します。（感染症法第 15 条・17 条）疫学調査及び健康診断は、県が実施責任者として行うもので、市は県の防疫班の指示により患者の所在地の確認や検体回収に協力します。

3) 感染症（疑い）患者への対応

感染症患者が発生した場合は、感染症法に基づき県が実施責任者として行うが、市は県の指示に基づき消毒等に協力します。

①感染症患者が発生した場合、速やかに治療を行うため医療機関を紹介します。

②病原体に汚染された可能性がある場所の消毒・衛生指導を行います。

③自宅待機等の協力を要請します。

4) 消毒の実施

感染症の発症、拡大予防のため、避難場所や冠水地域等に必要に応じて、次の要領により消毒活動及び衛生指導を行います。

①消毒方法

知事の指示に基づき、次の要領により消毒活動を行います。

ア 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒は状況により随時行います。

イ 避難場所の便所、その他不潔な場所の消毒は状況により随時行います。

ウ 汚染した、あるいは疑いのある井戸の消毒を行います。

エ 状況により、ねずみ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて行います。

②各世帯における家屋等の消毒

床上浸水家屋に対しては、被災直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰等消毒剤を配布し、床、壁、手洗設備等の消毒について衛生上の指導を行います。

③消毒の薬剤所要量

ア 床上浸水家屋（流失全半壊の家屋は、これに準ずる）

クレゾール1戸当たり200g

イ 床下浸水家屋

クレゾール1戸当たり50g

ウ 床上、床下浸水家屋とも

普通石灰1戸当たり1kg

エ 井戸の消毒

水量1ト当たり、次亜塩素酸ナトリウム20ミリリットル

オ その他り災地域

1㎡につきオルソン剤3リットル

ただし、薬品の種類、数量は、現実の実情に応じて適宜変更することがあります。

5) 避難場所への防疫措置

①健康状況調査

避難者に対しては、防疫班が一日一回の健康状況調査を実施します。有症状者があった場合は医療救護所、医療機関の案内をします。同症状者が多数あり感染症の疑いがある時は県に報告し指示を受けます。

②消毒剤の配置及び指導

ア 避難所及び被災地において手指用消毒液（速乾性アルコール等）の配置、石鹸液の設置、手洗い場所の確保を行い、手洗いの励行、共有タオルを避ける等の指導を行います。

イ 避難場所においては、定期的な換気を励行します。

ウ 避難場所への給食作業に従事する職員については、症状の有無（下痢・嘔吐等）を確認し、有症状者には従事させないものとします。ただし、健康診断結果等で感染症の疑いがないものと判断された場合は、従事できるものとします。

3. 捜索及び遺体の取扱い

災害の発生により、行方不明者又は死亡者が生じた場合は、関係機関の協力を得て、すみやかに捜索、処理又は火葬の処理を講ずるものとします。

1) 行方不明者の捜索

牛久警察署
環境経済部
市民部
市長公室

①行方不明者の届出の受理及び必要事項の聴取、記録

市は、行方不明者の届出を受理するとともに、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し、記録します。

②通報

届出のあったものについては、前号の事項を記載した文書で警察に通報します。

ただし、状況により文書をもって通報することが困難な場合は電話により通報し、後日文書をもって報告します。

③搜索

搜索は、警察その他の関係機関の協力を得て行います。

2) 遺体の発見と通報

災害現場から遺体を発見した者は、直ちに警察官にその旨を通報します。また、市職員や市民等から遺体を発見した旨の連絡を受けたときは、直ちに牛久警察署に通報します。

3) 遺体の見分・検視

警察は、遺体の見分・検視を行います。

4) 遺体の検案

ア 検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医又は応援協力に出動した医師が行います。

イ 検案後、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

5) 遺体の安置、火葬、棺等の確保

ア 災害による死亡者が多数発生した場合、被災状況に配慮しながら、公共施設や寺院等遺体安置に適切な施設を選定し遺体安置所を開設するとともに、棺の調達を行います。また、死亡者数によっては近隣市町村又は県の協力も仰いで、火葬場における受入れ数を確保し、遺体の搬送の手配等を行います。

イ 市は、遺体処理票及び火・埋葬台帳を作成し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼り付けます。

6) 身元確認

ア 市は、警察、行政区の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。身元不明者については、身元判明につながる各種資料（遺体の特徴等）の提供を警察から受けるとともに、それを記録し、遺留品を保管します。

イ 警察は、身元不明者の身元確認のため、茨城県警察協力歯科医師等への協力要請を行います。

7) 遺体の引渡し

ア 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡します。なお、身元が確認できない場合は、市に引き渡し

ます。

イ 市は、警察が行う遺体の引き渡し作業に協力します。

ウ 市は、遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を第2次避難場所（指定避難所）に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

8) 火葬等の応急措置

市は、遺族等の引き取り者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として火葬及び焼骨の仮収蔵を行います。

9) 火・埋葬許可証の発行

市は、火・埋葬許可証を発行します。

10) 遺体に関する広報

市は、遺体数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、警察、消防等関係機関と協議のうえ、統一的に行うものとします。

11) 火葬場の運転

市は、速やかに斎場等の稼動状況を点検し、その機能の確保、維持を図るとともに、斎場の運営に必要な燃料等に不足が生じないように、必要な燃料等を確保します。

第9節 飼育動物対策

大規模な災害の発生時には、人間のみならず飼育動物も同様に被災し救護が必要となったり、飼い主が被害を受け飼育できなくなるなど、獣医師会と連携して体制や設備の整備を行う必要があります。

[構成]

第9節 飼育動物対策

1. 飼い主責任の原則
2. 同行避難
3. 動物の救護
4. 動物救護所の設置

1. 飼い主責任の原則

環境経済部

動物の飼い主は、自分の身体に急迫な危険が迫るなどの緊急事態を除き、できる限り災害時に動物を放置したり、放したりしないことが、飼い主の責務として求められます。

一方、災害時に避難所を開設した場合は、大勢の人が集まり、その中には動物好きの人だけが集まるわけではありません。動物にアレルギーのある方や、動物の苦手な方もいます。避難所では、些細なことがきっかけで、トラブルに発展しかねません。ペットが騒いだり、他の人に咬み付いたりしたような場合は、そのペットが悪いのではなく、飼い主に責任があることを自覚する必要があります。

避難所では、飼い主は基本的なしつけや糞便の後始末など、飼い主に求められる基本的なマナーを守ることが必要です。また、普段からケージに慣れさせておくなど、災害時を想定した飼育を心がける必要があります。

2. 同行避難

環境経済部

教育委員会

風水害等により災害が発生しても、危険が迫っていなければ避難する必要はありません。しかし、火災や倒壊などの危険があるときに、「ペットがいるので避難できない」、「ペットを置いてきたので戻らなければならない」という行動をとった場合は、飼い主であることが理由となって新たな被害につながる可能性も生じます。また、「避難所に連れて行けないから」との理由でペットを放してはいけません。

このため、ペットを飼っている方には同行避難を呼びかけるとともに、避難所となる小・中・高等学校、福祉避難所等においては、ペットの受け入れ体制について検討を進める必要があります。

なお、飼い主には、ペットに普段からケージに慣れさせること、必要なしつけをすること、避難所での蔓延を防止するため他の動物へ感染の恐れのある感染症予防混合ワクチンの接種を行うこと、狂犬病予防接種などの健康管理を行うこと、迷子札（犬は、鑑札と狂犬病予防注射済票）を装着することなど、平時の備えを求めます。

3. 動物の救護

環境経済部

災害により負傷した動物の救護は、原則として飼い主の責任となります。また、動物の救護については、茨城県、茨城県獣医師会、NPO、ボランティア団体、個人ボランティア等と連携し、救護の体制づくりを進めます。

4. 被災動物、負傷動物の保護

環境経済部

災害により飼い主が被害を受け、飼育動物を育てることができなくなったときや、応急

仮設住宅等に入居するため、飼育動物を飼い続けることができなくなった場合、また災害により被災した動物及び負傷した動物を受け入れるため、（仮称）動物救護所を設置するなど、茨城県、茨城県獣医師会、NPO、ボランティア団体、個人ボランティア等と連携して動物救護体制を整えるための対策を検討します。

第 10 節 社会秩序の維持等に関する活動

大規模災害の発生時には、様々な種類の災害が同時にいろいろな場所で発生し、日々の生活を支える社会・経済のシステムに障害が発生するために、社会的な混乱の発生が予想されます。したがって、次のような混乱防止措置を実施します。

[構成]

- | | |
|-----------------------|------------|
| 第 10 節 社会秩序の維持等に関する活動 | 1. パニックの防止 |
| | 2. 社会秩序の維持 |

1. パニックの防止 災害発生後における有線電話の輻輳、停電等によるマスコミからの情報の欠如、口コミ等による不正確な情報の伝達によって引き起こされる混乱等により、住民の間に不安が広がり、パニックへと発展することを防ぐため、次の対策を行うものとします。 ア 発災直後における市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、防災行政無線（同報系）を使用し、住民に対して落ちついて行動することを呼びかけるとともに、被害状況や今後の見通しに関する正確な情報の広報を活発に行います。 イ 広報車のみならず、広報装置を装備する車両、携帯マイク等広報可能な手段を最大限に確保するとともに、対象地域ごとに効率的に配分して広報を展開します。	市民部 市長公室
2. 社会秩序の維持 1) 防犯対策 災害時には、社会的な混乱に乗じて不審者等が出没することが多く、災害時における不審者対策は重要な対策です。 とくに被害の大きいエリアでは避難者が多いため、まち全体が無人化し、ますます不審者が横行しやすい環境となります。 被災地及びその周辺においては、警察や消防団による巡回、行政区等が自警団を組織して自主的に警戒に当たるなど、パトロールの実施や生活の安全に関する情報の提供を行い、安全確保に努めます。 2) 公共施設における安全確保 災害時において、不特定多数の人を収容する公共施設及び高層建築物等の管理者は、利用者の安全確保を図るため、次により自主的に防災活動を実施するよう努めます。 ア 利用者に災害状況や警報等を伝達し、災害内容の周知を図ります。 イ 避難誘導に際しては、身体障がい者、高齢者、幼児、病弱者、妊産婦等を優先し、必要な場合は介護措置を行います。 ウ 可能な限り家族等への状況連絡を行います。 エ 自主的な避難誘導及び救助・救急が困難な場合、要員及び資機材の応援、障害物排除、交通規制等の措置について、必要に応じて本市及び関係機関に依頼します。 3) 避難住民・通勤通学者等の帰宅への応援 災害による直後の混乱が終息したのち、避難した地域住民や災害発生時に市内にいた通勤通学者・滞留者等のうち、帰宅等が可能な者は帰宅させます。徒歩による帰宅等が困難な通勤通学者については、方面別に編成し、関係市町村との連絡調整の後、車両輸送等の措置をとります。なお、帰宅が不可能な場合は、避難場所等において必要な措置を行います。	牛久警察署 消防団 市民部 総務部 保健福祉部 教育委員会

また、市外にあって交通機関の障害等により自力による帰宅が困難な住民（通勤通学者等）については、本部事務局が関係市町村及び関係各機関との連絡調整の後、集合場所を定め、本市までの車両輸送を行うなどの措置をとります。

なお、車両の配車、管理については、関係機関の協力を得て、総務部がこの任にあたります。

第 1 1 節 施設、建物等の応急復旧活動

災害によって発生した施設、建物等の被害に対しては、その被害程度に応じた適切な措置を施して、被災地における応急復旧活動や市民生活の正常化を促進する必要があります。とくに倒壊した施設、建物等によって発生する道路等における障害物は、避難や応急活動の妨げになるほか、災害の拡大助長要因ともなることから、速やかに除去されなければなりません。また、倒壊を免れた施設、建物については使用継続が可能かどうか判定し、立ち入り制限などを設定して二次災害を防止します。

[構成]

第 1 1 節 施設、建物等の応急復旧活動

1. 障害物の除去
2. 建物等の危険度判定
3. 住宅の応急修理対策

建設部

竜ヶ崎工事事務所

環境經濟部

施設、建物の倒壊等によって生じた障害物の除去は、以下の場合、速やかに実施するものとします。

- ## 2) 除去の実施者

- ア 本市は所有する応急対策機器を用いて障害物を除去するほか、市内建設業者に機材提供を含めた協力を要請します。さらに障害物除去の範囲が広範囲な場合、自衛隊の協力を得るものとします。
- イ 道路の障害物については移動を主眼として迅速に処理します。
- ウ 除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、必要最小限の範囲で実施するものとします。
- エ 除去した障害物の廃棄は、それぞれの実施者において対応するものとしますが、やむを得ない場合は応急措置として最寄りの広場等に集積することも可能とします。

建設部

判定は、災害対策本部の発令により実施するものとし、建設部が担当し、建築技術者等による「応急危険度判定士」を活用して速やかに行うものとします。施設、建物の被災状況を調査した結果により「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分で判定します。

- ア 危険（赤色用紙）：被災建物に立ち入らないようにします。
- イ 要注意（黄色用紙）：使用しないようにし、立ち入る場合には注意を要します。

ウ 調査済（緑色用紙）：使用することが可能です。

3. 住宅の応急修理対策

建設部

1) 修理の対象世帯

市は、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない世帯に対して、応急修理を行います。

2) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及びトイレ等日常生活上欠くことのできない必要最小限の部分に対して行います。

3) 修理の時期

応急修理は、災害発生の日から1か月内に完了させることとします。

4) 資材の調達

市は、資材が不足した場合は、県（土木部）に要請し、調達の協力を求めます。

第 1 2 節 ライフライン施設の応急復旧活動

災害により上・下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民生活への影響は甚大なものになることから、その公共性に配慮して迅速かつ的確な応急対策を行うものとします。

[構成]

第 1 2 節 ライフライン施設の応急復旧活動

1. 上水道
2. 下水道
3. 電気
4. ガス
5. 電話

1. 上水道

県南水道企業団
建設部

上水道は、送・配水機能が維持されている場合、漏水等に起因する二次災害が発生しない範囲で、できる限り送・配水を停止しないことを原則とします。そのうえで、茨城県南水道企業団は、被害施設の重要度に従い、総力をあげて短期間に復旧するものとします。

1) 被害調査及び計画策定

災害発生と同時に、水道施設の被害調査を行って被害状況を把握するとともに、適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を策定します。

ア 配水施設

イ 配水池、配水幹線

ウ 配水支管、給水装置

2) 応急復旧

応急復旧活動は、災害対策本部との連携のもと、関係業者の協力を得て作業にあたるものとします。

①配水施設

施設に被害が発生した場合は、配水能力を極力維持するために、総力をあげて復旧するものとします。

②配水管、配水支管

被害調査により把握した通水可能な管路を通じ、各配水場の状況や配水池容量等を考慮しながら配水系統の変更を行うなどして、円滑な給・配水にあたります。また、被害施設の復旧は、主要な管路の上流側からその重要度に従い応急復旧を行うものとします。なお、二次災害が発生しない範囲の漏水は、副次的なものとして逐次復旧していきます。

③給水装置

給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水に支障をおよぼすもの、道路上の漏水で二次災害が発生するおそれのあるもの等、その重要度に従い順次応急復旧を行います。

2. 下水道

建設部

下水道の損傷は市内の衛生状態の悪化を招くおそれがあるため、速やかに復旧作業を行うものとします。なお、上水道の復旧は汚水の排除量の増加につながることから上水道より早い応急復旧を目指すものとします。

1) 被害調査

災害発生後、建設部は、直ちに下水道施設について被害調査を行い、被害状況等について本部長（市長）に報告します。

2) 応急復旧

応急復旧活動は本部長（市長）の指示に従い、関係業者の協力を得て作業にあたるものとします。

①排水ポンプ場、ポンプ室

施設に被害が発生した場合は、排水処理能力を極力維持するために、総力をあげて復旧するものとします。

②下水道管渠等

管渠等の応急復旧作業は、流域幹線の流入地点から順次上流に向かって行い、汚水排除機能の回復を主眼とします。

3. 電気

東京電力パワー
グリッド㈱

風水害等により市内の電力施設に被害があった場合、東京電力パワーグリッド㈱は、同竜ヶ崎支社を中心として応急対策の体制を整え、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧作業を行って、被災地域に対する電力供給を確保します。

また、災害対策本部は次のような措置をとるものとします。

ア 電力施設の重大な災害に対し、東京電力パワーグリッド㈱から災害応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援します。

イ 本部長（市長）は、住民に対し、電力施設について次のような異常を発見した場合、東京電力パワーグリッド㈱竜ヶ崎支社あるいは災害対策本部へ通報するよう周知徹底を図ります。

- ・電線が切れ、地上へ垂れ下がっている場合
- ・樹木、テレビアンテナ、煙突等が倒れて、電線に触れている場合
- ・電力施設から、火花、音響、煙等が出ている場合
- ・電柱が傾斜している場合

4. ガス

東京ガスネッ
トワーク㈱

風水害等により市内の都市ガス施設に被害があった場合、東京ガスネットワーク㈱は、同茨城南導管・設備センターを中心として応急対策の体制を整え、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧作業を行って、被災地域に対するガス供給を確保します。

また、災害対策本部は次のような措置をとるものとします。

ア 都市ガス施設の重大な災害に対し、東京ガスネットワーク㈱から災害応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援します。

イ 本部長（市長）は、住民に対し、都市ガス施設について次のような異常を発見した場合、東京ガスネットワーク㈱あるいは災害対策本部へ通報するよう周知徹底を図ります。

- ・ガス火災を発見した場合

- ・がけ崩れ等により、ガス導管の露出や破損している箇所を発見した場合
- ・ガス導管の漏洩を発見した場合

5. 電話

風水害等により電話施設に被害があった場合、東日本電信電話㈱は、同茨城支店を中心として応急対策の体制を整え、電話の輻輳に対応するとともに、速やかに応急復旧作業を行って、機能回復を図ります。また、避難場所等、被災者が利用しやすい場所に災害時用公衆電話をとりつけます。

なお、災害対策本部は、電話の輻輳を軽減するため、緊急を要する用件以外の電話使用を抑えるよう呼びかけるとともに、電話使用を減じるために市民の安否情報をコミュニティFM放送（85.4MHz）、市ホームページ、かつぱメール、市と提携した民間放送やマスコミを通じて発信します。

NTT東日本
市長公室
市民部
総務部

第13節 被災者等へのコミュニケーション活動

被災者に的確な情報を伝達し、また被災者の直面している困難を聞き取ることによって被災者の不安を取り除くことは、復旧に向けての大きな力を生み出すことになります。さらに、市外へ被災状況についての情報を発信することにより、関係者の安否確認を容易にし、救援活動が円滑に進められるようにします。

[構成]

第13節 被災者等へのコミュニケーション活動

1. 広報活動
2. 広聴活動

1. 広報活動 災害対策本部の指示に従い、災害及び応急対策の実施状況に関する資料を収集し広報活動を行います。 1) 地域住民並びに被災者に対する広報 広報車、防災行政無線、市ホームページ、コミュニティFM放送（85.4MHz）等により、地域住民並びに被災者に対して次のような情報を随時伝達し、協力及び注意事項を呼びかけます。 - ア 大雨や強風等による被害の状況 - イ 気象等の今後の見通し - ウ 二次災害の危険性 - エ 安否情報 - オ ライフラインや公共施設等の復旧状況 - カ 医療機関等の生活関連情報 - キ 各機関が講じている施策に関する情報 とくに避難場所においては、食料や水をはじめとする救援物資の配給に関する情報（配給予定）を的確に伝達します。 また、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者に配慮した情報の伝達を行います。 2) 報道機関に対する情報発表 広報資料を取りまとめ、災害対策本部会議に諮ったうえで、本部長（市長）が報道機関（マスコミ）に発表します。 - ア 災害の種類及び発生場所 - イ 被害発生場所及び発生日時 - ウ 被害状況 - エ 応急対策の状況 - オ 住民に対する避難情報指示の状況 なお、記者会見の日時、場所等については、副本部長（副市長・教育長）が調整し決定します。 3) 市外への情報発信 市外に向けての情報発信は報道機関を通じて行うほか、市公式ホームページ上や協力機関等へ協力を要請して、インターネット上での情報提供に努めます。 牛久市のホームページを運用しているウェブサーバーは、県外に設置されています。牛久市が被災した場合も距離が離れているため被害が少なく安定稼働が可能と考えられます。県外のサーバーが被災し牛久市ホームページが閲覧不能に陥った場合は、もう一台の市役所庁内に設置してあるサーバーにホームページを提示し災害情報を市民に伝達します。	市民部 市長公室
---	---------------------

2. 広聴活動

関係部局

1) 広聴活動の実施

被災者のニーズを把握して救援物資の配給や医療面での対応、被災地や避難場所の環境改善を的確に行えるようにするため、ボランティア等と協力し、避難場所を中心に定期的な広聴活動（ニーズ調査）を行います。

2) 相談窓口の設置

被災者個人からの問合せ・相談・要望・照会に応ずるため「被災者相談窓口」を災害対策本部内に設置し、被災者自らの応急復旧や生活再建、あるいは疎開などの相談、照会を受け付けます。

相談窓口は以下のような問題について対応し、必要があれば担当部署若しくは専門機関を紹介するか引継ぎを行います。

- ア 生命保険、損害保険（支払いの条件等）
- イ 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- エ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営・公団住宅、復旧工事）
- キ 雇用・労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ク 消費（物価、必需品の入手）
- ケ 教育（学校の再開）
- コ 福祉（身体障がい者、高齢者、児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- シ 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- ス 金融（融資、義捐金の配分）
- セ 税金（税金の猶予、減免）
- ソ ライフライン（電気、ガス、上水道、下水道、電話、交通）
- タ 手続き（り災証明、死亡認定等）

第 1 4 節 二次災害の防止活動

水害による浸水域拡大、地盤の緩みによる土砂災害の発生、建築物や構造物の倒壊による被害の拡大、危険物の流出等に備え、二次災害防止策を講じることとします。

[構成]

第 1 4 節 二次災害の防止活動

1. 水害・土砂災害
2. 建築物・構造物倒壊
3. 危険物

1. 水害・土砂災害 水害の浸水域拡大や、大雨による土砂災害発生危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、応急対策や避難対策を実施します。 1) 情報の収集 本部事務局は、危険区域における情報の収集にあたり、次に掲げる情報内容を本部長（市長）に報告するものとします。 ア 大雨に関する、特別警報、警報、注意報など水戸地方気象台が発表する防災気象情報及び茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報 イ 降水量などの状況 ウ 堤防や傾斜地の地表又は漏水・湧水の状況 エ 堤防や傾斜地の亀裂の有無 オ 傾斜地の竹木等の傾倒の状況 カ 堤防や傾斜地の建築物・構造物等の損壊の状況 キ 周辺における住民及び滞在者の数 ク その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項 2) 応急対策 本部事務局は、情報収集の結果、危険性が高いと判断された堤防や傾斜地については、関係機関や地域住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、警戒避難態勢の整備などの応急対策を行います。なお、応急工事に際しては、とくに十分な注意、監視を行うものとします。 3) 避難指示 本部事務局は、二次災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫していると判断される場合、地域住民に対して、避難の指示を行います。なお、その手順は「避難収容活動」（第3章第6節）に示したものに準じます。	建設部 市民部 竜ヶ崎工事事務所 水戸地方気象台
2. 建築物・構造物倒壊 風水害等によって発生した倒壊構造物や流出土砂は、道路等における障害となり、避難や応急活動の妨げになるほか、災害の拡大助長要因ともなることから、速やかに除去します。 1) 除去の対象 施設、建物の倒壊等によって生じた障害物や、流出した土砂の除去は、以下の場合速やかに実施するものとします。 ア 住民の生命、財産等の保護のため、速やかに除去を必要とする場合 イ 避難、消火、救援等の応急措置を実施するため除去を必要とする場合	稲敷広域消防本部 建設部 市民部

- ウ 河川池濫等を防止するため除去を必要とする場合
- エ 障害物の除去が、交通安全及び輸送の確保に必要な場合
- オ その他公共的立場から除去が必要と認められる場合

2) 除去の実施者

- ア 障害物の除去及び廃棄はその管理者が行い、生命、財産の安全確保若しくは応急措置を実施する上で障害となる場合は、必要の限度内で建設部建設班が実施します。
- イ 障害物除去の範囲が広範囲な場合には、自衛隊の協力を要請します。

3) 除去方法

- ア 本市は所有する応急対策機器を用いて障害物を除去するほか、市内建設業者に機材提供を含めた協力を要請します。さらに障害物除去の範囲が広範囲な場合、自衛隊の協力を得るものとします。
- イ 道路の閉塞等については、障害物除去を主眼として迅速に処理します。
- ウ 除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、事後の復旧に支障をきたさない範囲で実施するものとします。
- エ 除去した障害物の廃棄は、それぞれの実施者において考慮するものとしますが、応急措置として最寄りの広場等に集積します。

3. 危険物

稲敷広域消防本部

石油、ガス、化学薬品等の危険物施設等、また、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、大雨や強風等が収まった後、直ちに施設の点検、応急措置を行うものとします。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、施設等の管理者は速やかに関係機関に連絡したうえ、爆発等の危険を回避すべく、適切な措置を講じるものとします。連絡を受けた災害対策本部では、直ちに適切な避難対策を実施します（第3章第6節）。

第 1 5 節 自発的支援の受入れ、被災障がい者支援センターの設置

大規模な被害が発生した場合、その報道の後に、国内・国外から多くの支援申し入れが寄せられるため、これに適切に対応して、善意が無駄にならないように配慮します。

また、被災障がい者の支援を協力を推進するため、被災障がい者支援センターを設置します。

[構成]

第 1 5 節 自発的支援の受入れ、被災障がい者支援センターの設置

1. ボランティア
2. 義援金品の募集及び配分
3. 被災障がい者支援センターの設置

1. ボランティア

保健福祉部

社会福祉協議会

効果的な救援活動を実現するためには、ボランティアとの連携・協働が必要です。大規模な風水害等発生後は、他県から多数のボランティア等が被災地に駆けつけることが予想されます。このことから、ボランティア等が混乱なく、効率的・効果的に活動できるよう体制を整備します。

1) 本市とボランティアとの連携

市は、県及び日本赤十字社茨城県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体と連携して効果的なボランティア活動が可能となるような環境整備を進めることとします。

2) 災害ボランティアセンターの設置

被災者の救援に駆けつけるボランティアが円滑に活動できるよう中央生涯学習センターに災害ボランティアセンターを設置します。

なお、ボランティアの受入れ窓口を中央生涯学習センター内に、センターへの直接受付及び電話・インターネットなどの機器・設備の設置を行います。

3) 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地方公共団体や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいいます。

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアがあります。

◆想定されるボランティア活動

○一般ボランティア

- ・被災地住民の安否確認
- ・被災住民の避難誘導
- ・物資の調達、運搬、仕分け
- ・避難所の手伝い（炊き出し、洗濯、水運び、話し相手等）
- ・運転及びナビゲーター
- ・事務作業
- ・災害要支援者の介護
- ・屋内、屋外の片付け
- ・避難所の運営補助
- ・引越しの手伝い
- ・その他日常生活支援等

○専門ボランティアの活動区分

- ・救助救出ボランティア（消防職・消防団員 OB 等）

- ・医療ボランティア（医療従事者）
- ・通訳ボランティア（外国語通訳者）
- ・無線ボランティア（アマチュア無線技師）
- ・輸送ボランティア（特殊車両等の運転資格者）
- ・介護ボランティア（ホームヘルパー、手話通訳、介護福祉士、社会福祉士）
- ・ボランティアコーディネーター

4) 災害ボランティア活動の普及、啓発

市は、県及び日本赤十字社茨城県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるための普及・啓発に努めます。

5) 専門ボランティアとの連携体制の整備

ア ボランティアの情報収集等

市は、県及びボランティア関係団体等と、災害時の意志の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を事前に把握するよう努めます。

イ ボランティアの登録、協定締結等

市は、県及びボランティア関係団体等と相互に連携し、応急対策において必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトをとり、協定の締結、事前登録等を行うよう努めます。

ウ ボランティアの養成

市は、専門ボランティア登録者について、県及びボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、災害時のボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努めます。

6) 一般ボランティアとの連携体制の整備

市は、県及びボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録、防災ボランティアネットワークの結成などの体制の整備に努めます。

7) ボランティアの受入れ体制の整備

ア ボランティア受入れ団体相互の連絡調整体制の確立

風水害等における災害ボランティアの円滑な受け入れなどについて検討を行うため、日本赤十字社茨城県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等は、相互協力・連絡体制の整備に努めます。

イ ボランティアコーディネーターの養成

大規模な風水害等発生時には、ボランティアの善意を被災者のニーズと円滑に結びつけるため、多数のボランティアコーディネーターが必要になります。

市は、日本赤十字社茨城県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行う

ボランティアコーディネーターの養成に努めます。

ウ ボランティア受け入れマニュアルの作成

市は、日本赤十字社茨城県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、分野ごとのボランティア受け入れマニュアルを作成するよう努めます。

2. 義援金品の募集及び配分

経営企画部

総務部

市長公室

1) 募集及び受付

住民への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を行います。

①広報

募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等についての情報を発信します。また、義援品は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めます。なお、義援金についての問い合わせに対しては総務部及び経営企画部において対応し、義援品についての問い合わせに対しては総務部において対応します。

②品目の調整

義援品については、本市の備蓄や本市が調整する救援物資（食料、水、衣料・生活必需品等）の種類及び量を勘案して、受入を希望する品目と希望しない品目を把握し、そのリスト及び送り先は報道機関等を通じて発信するものとします。

なお、リスト作成は総務部、その発信は市長公室が行います。

2) 保管

本市に寄託された義援金品については、本市において適正に保管するものとし、総務部が担当します。

なお、県において義援金の配分に関する委員会が設置されたときは、義援金の保管を委員会に引き継ぎます。

3) 配分

①義援品

義援品の受入は、災害対策本部が指定する食料・物資集積場所で行い、到着した義援品は同所において配分を調整した後、被災者に配布するものとします。

食料・物資集積場所は市内の被害状況を踏まえたうえで災害対策本部において指定します。想定される食料・物資集積場所の設置施設は下記の6カ所です。

- ・牛久市営青果市場（田宮町）
- ・水郷つくば農業協同組合牛久宮農経済センター（小坂町）
- ・牛久市集出荷施設（久野町）

- ・牛久市中央生涯学習センター
- ・牛久市立牛久南中学校
- ・牛久栄進高等学校

被災者への配布は総務部が担当します。

②義援金

【市に寄せられた義援金を県が集約する場合】

義援金については、本市に直接寄せられるもののほか、日本赤十字社等の義援金受付団体に寄せられるものがあるため、これを公平かつ適正に配布するために県が委員会を設置します。

委員会は、茨城県、茨城県市長会、茨城県町村会、日本赤十字社茨城県支部、茨城県共同募金会、株式会社茨城新聞、株式会社茨城放送等の関係者により構成します。委員会では、被災者が受けた被害程度や困窮の度合いなどにも配慮しながら十分な協議を行って、その配分方法を定めます。

本市は、委員会において決定された配分方法に基づいて被災者に対し迅速かつ適正に義援金を配分します。

【市に寄せられた義援金を、市が独自に配分する場合】

本市に直接寄せられた義援金について県に委員会が設置されない場合においては、市義援金配分委員会において被災者が受けた被害程度や困窮の度合いなどにも配慮しながら十分な協議を行って、その配分方法を定め、被災者に対し迅速かつ適正に義援金を配分します。

市義援金配分委員会の事務局は経営企画部が、義援金の配分担当窓口は総務部が担当します。

3. 被災障がい者支援センターの設置

保健福祉部

被災障がい者の相談窓口等の拠点として、牛久市総合福祉センターに被災障がい者支援センターを設置します。

なお、牛久市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと十分な連絡調整を図り、連携して運営にあたるものとします。

◆被災障がい者支援センターの活動内容

- ・保健師や看護師、福祉専門職員などの広域調整を図り、人員確保や派遣
- ・被災地外の福祉避難所などの確保とコーディネート
- ・相談窓口の設置
- ・要支援者に必要な情報収集と発信
- ・被災地外の福祉仮設住宅などの要支援者向けの住宅確保
- ・福祉制度の被災地における例外規定などの国との調整

第 1 6 節 教育関係の対応

災害時には、児童・生徒の安全の確保、文教施設の保全を行い、さらに教育施設の被災により通常の教育が実施困難な場合には応急教育を実施します。

また、各小中学校においては、市防災計画に基づき避難マニュアルを作成します。

[構成]

第 1 6 節 教育関係の対応

1. 災害予防対策の実施
2. 学校施設の管理・使用
3. 児童・生徒への対応

1. 災害予防対策の実施 1) 教育委員会の措置 台風の接近等によって風水害等の発生のおそれがある場合、本市教育委員会は以下の対応を行います。 ア あらかじめ校舎の倒壊、浸水等の危険が予想される学校について、現状を再確認します。 イ 各学校長その他の施設の責任者（以下「各学校長」という）に対して警報を発し、警戒を指示します。 ウ 工事中の学校に対して、必要に応じて施工請負業者を常駐させ警戒に当たらせてます。 エ 消毒救急用資材の準備を行います。 2) 学校の措置 各学校長は、教育長の命令を受けて以下の措置をとります。 ア 屋根、出入口及び窓の建具等に危険予防の応急措置を行い、傾斜地、河川に近い学校にあっては、とくに土砂災害の防止、排水路の掃除及び仮排水路の設置等の措置を講じます。 イ 警報の程度に応じ、給食用資機材や電気機器をはじめとして、移動可能な機械器具を安全な場所へ移します。移動不可能な施設設備については、被害を受けないよう適切な措置をとります。 ウ 給食用の食料品や、衛生器材、医薬品を、台風等による被害を受けることのない安全な場所に移動させます。	教育委員会
2. 学校施設の管理・使用 1) 学校施設の管理 各学校長その他の施設責任者（以下「各学校長」という。）は、施設に被害を受けたときは、速やかにその状況を本部長（市長）に報告します。教育委員会は、直ちに被災施設の状況を調査し、応急計画を立てます。また、本部事務局は、教育委員会からの報告を受け、各学校施設が避難場所として開設及び利用可能かどうかについて判断します。 2) 避難場所としての使用 市内の小・中・義務教育・高等学校は第2次避難場所（指定避難所）としての指定を受けていることから、市内の被害規模が甚大な場合、あるいは二次災害の危険がある場合には、多くの住民が各学校に避難することになります。原則的には体育館が避難場所となりますが、避難者数が多い場合には教室を利用することになるため、避難場所を開設する教育委員会が学校長と充分協議の上、利用する教室を定めます。 なお、避難場所として使用している間は、学校の運営・管理に支障をきたさないよう配慮しながら、教育委員会が避難場所の運営支援にあたります。また、教職員は児童・生徒	教育委員会

への対応を主としますが、学校施設管理面においては教育委員会及び自主防災組織と協力し、避難場所運営を支援するものとします。

参考資料

小・中・高等学校の現況
幼稚園・保育園の現況

3. 児童・生徒への対応

教育委員会

1) 児童・生徒等の避難誘導

児童・生徒が在校中に災害が発生した場合、各学校長は、学校の消防計画に基づき適切な処置を講じるとともに、集団下校や保護・引き渡し等の措置により、あらかじめ登録してある保護者等の下に児童・生徒を安全に帰宅させます。

①情報の収集・伝達

学校長は、学校施設が被災し、あるいは関係機関からの情報等により近隣における発生を知った場合、教職員に対して速やかに消防計画に基づく行動を指示するとともに、テレビ・ラジオ等を通じた被害情報の収集に努めます。児童・生徒への伝達にあたっては、不安や混乱を生じないように配慮します。

②避難誘導

学校長は、被害状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を指示します。なお、状況によっては、学校ごとに適切な指示を行うものとします。

避難を行う場合は、学校の消防計画に基づき、児童・生徒の安全を確保して誘導します。状況により郊外への避難が必要な場合は、市及び関係機関の指示・協力を得て行います。

③下校

学校長は、安全が確認された後、児童・生徒を保護者のもとに帰宅させます。下校途中における危険を防止するために、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じて通学区域毎の集団下校又は教職員あるいは地区社会福祉協議会等による引率等の措置を講ずるものとします。

④保護

学校長は、あらかじめ登録してある保護者等が迎えに来るまでは、児童・生徒を学校で保護します。その後、保護者への連絡に努め、引き渡しの措置を講じます。

2) 児童・生徒等の安否確認

在校時間外に災害が発生し、児童・生徒の安否が気遣われる場合には、教職員は、学校（第2次避難場所（指定避難所））に避難した住民等を通じるなどして、在校生の安否確認に努めます。

3) 休校措置

被害が甚大なために登校困難な児童・生徒が多く発生し、あるいは学校施設が被災した場合には、各学校長は休校措置をとります。休校措置については、口頭、広報車、防災行政無線等により、保護者及び児童・生徒に連絡するものとします。

4) 応急教育の実施

①組織

ア 教育委員会は、地域ごとに比較的多数の者を収容できる建物の所在、規模及び収容能力を調査し、応急教育実施場所として指定します。

イ 教育委員会は、各学校に対する緊急連絡方法を通じて、稼動教職員の実態を調査します。

ウ 教育委員会は、応急教育実施場所ごとに教職員を配置させます。この場合の不足教職員は隣接の学校から派遣を受けます。

②実施方法

ア 各学校長は、被災の状況及び施設の復旧期間を考慮し、応急教育の期間及び内容等を定めるものとします。

イ 各学校長は、施設の復旧対策状況をみて、速やかにその施設に児童・生徒を収容し、教育を平常の状態に復帰させます。

5) 学校用品等の調達・支給

被災により教科書及び学用品を滅失又は毀損した者に対しては、教科書及び学用品を支給します。

ア 各学校長は、被災した児童・生徒を調査し、速やかに教育委員会に報告します。

イ 教育委員会は、応急教育実施上必要な教材用品等を確保し、支給に努めます。

ウ 対象品目は、教科書、ノート、鉛筆、消しゴム、クレパス、絵の具、筆、画用紙、運動靴等ですが、被災の状況により適宜調達支給するものとします。

エ 支給する品目、費用、期間等については、「災害救助法」が適用された場合に準ずるものとします。

6) 学校給食の確保

市長は、給食施設設備及び物資の現状並びに物資納入業者の被災状況を早急に把握し、それらの状況によって学校給食の実施又は中止を決定します。

第 1 7 節 農地農業関係の対応

風水害によって農耕地及び農作物が被害を受けた場合、被害の拡大を防止するために応急対策を実施します。

〔構成〕

第 1 7 節 農地農業関係の対応

1. 農地及び農業用施設の対策
2. 農作物の対策
3. 畜産の対策

1. 農地及び農業用施設の対策 1) 農地 農地が被災して、当該農地が冠水し、自然排水を待っていると復旧工事の施工又は農作物の生産に重大なる支障を生ずる恐れがある場合は、ポンプ排水工事及び堤防切開工事等を行い、被害を最小限にとどめます。 2) 堤防 堤防崩れの恐れがある場合は、土止め杭棚工事等を行います。 3) 水路 水路は、ごみさらい等を十分に行い、排水をよくします。	環境経済部
2. 農作物の対策 1) 水稻及び畑作の改植用種苗の確保 水害等により水稻、畑作の改植を必要とする場合が生じたとき、市長は、被災の状況により、又は被災者の請求があった場合は、被災地向け改植用種苗の補給を指示するものとします。 2) 病虫害防除対策 水害等により発生が予想される水稻、畑作の病虫害防除の対策は、次によるものとする。 ア 防除の指導 本市は、特に必要があると認めたときは、病虫害防除指導班を編成して、現地の特別指導を行うものとします。 イ 集団防除の実施 被災地域が広大で、集団で一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認められるときは、本市は県に対し、緊急防除の申請を行うものとします。 ウ 農薬の確保 災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合に、本市は農薬業者等に対し、緊急供給を依頼するものとします。 エ 防除器具の確保 本市は、水郷つくば農業協同組合の協力を得て、必要に応じて緊急防除の実施にあたり、集中的に防除機具の使用ができるように努めるものとします。 3) 災害の種類に応じた対策 風水害等の災害種類に応じて各農作物に施す応急対策の事例は参考資料に示すとおりです。 参考資料	環境経済部

3. 畜産の対策

水害時等において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎などに対し、本市は獣医師の協力を得て、必要な防疫を実施するものとします。
災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者が市長に届け出るものとし、その処置については、本市の指示に従って死体の焼却、埋葬等を行うものとします。

1) 被災家畜に対する措置

被災家畜に伝染性疾病の疑いがあると認められる場合は、県南家畜保健衛生所（土浦合同庁舎内電話 029-822-8518）に届け出るものとし、伝染病の発生する恐れがあると認められる場合は、担当班を被災地に派遣し、緊急予防注射を実施するものとします。

2) 浸水畜舎に対する措置

浸水畜舎に対して家畜伝染病の発生を予防するために消毒を実施するものとします。

3) 家畜の避難

浸水などの災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者は家畜を安全な場所に避難させます。

4) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難になったときは、市長は県に対し、麦類、ふすまの放出を要請し、必要量の確保及び供給を図るものとします。

第 1 8 節 原子力災害における広域避難者の受入れ

原子力災害による広域避難者を本市第 2 次避難場所（指定避難所）で受け入れます。

〔構成〕

第 1 8 節 原子力災害における広域避難者の受入れ

1. 避難収容活動体制の整備

1. 避難収容活動体制の整備

市民部
教育委員会
環境経済部

P A Z（原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域）及びU P Z（緊急時防護措置を準備する区域）内の市町村においては、市町村区域外への広域避難が必要となるため、当市においても茨城県広域避難計画に基づき、その避難の支援及び避難者の受入れを行うため、避難元市町村と調整し計画の策定について検討するものとします。

第4章 災害復旧・復興計画

大雨や強風等の異常気象は、時により、建築物、土木構造物（道路、橋梁、ライフライン等）、農地、傾斜地などに大きな被害をもたらします。そして、その被災地域に暮らす住民においては、住家の損傷、ライフライン施設の機能障害、職場での業務処理・営業の困難などにより、日常生活は混乱し、最悪の場合、住居や職場を失うことによる生活基盤の崩壊を招きかねません。

このように広範囲に及ぶ災害の復旧・復興にあたっては、被害の再発防止策を踏まえた原状の「復旧」と市民生活の再建を基本としながら、必要に応じてこれからのまちづくりの方向に合わせた「復興」を目指すものとします。また、災害によって本市の社会的経済活動が低下することを防ぐために、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ります。

[構成]

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

第2節 施設、設備等の復旧

第3節 計画的復興の進め方

第4節 被災者の生活再建

第5節 地域経済の復興支援

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

災害の発生後、本市は、復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、法律に基づく激甚災害の指定を受けた場合には、国からの支援を得ながら、その基本方向とも合致する適切な復旧計画を実施することとします。

[構成]

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1. 基本方向の決定
2. 激甚災害の指定

1. 基本方向の決定

経営企画部

関係部局

災害の発生後、本市は、被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、あるいはさらに災害に強いまちづくり、本市の将来像等の中長期的目標に向けた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興に基本方向を定めるものとします。この基本方向に沿って、必要な場合には、復興計画を作成することとします。

なお、復旧・復興にあたっては、本市は住民の意向を十分に尊重し、協働して計画的に行うものとします。また、復旧・復興の推進のために、必要に応じて県や国の協力を求めるものとします。

2. 激甚災害の指定

著しく激甚な災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）」が制定されています。本市に大規模な風水害等が発生した場合、「激甚法」による援助、助成を受けて、適切な復旧計画を実施するものとし、前記の基本方向との整合を図るよう努めます。

1) 「激甚法」による措置

「激甚法」では、激甚災害として指定された災害を対象として、次のような国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置を定めています。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- エ その他の財政援助及び助成

2) 手続き

大規模な災害が発生した場合に激甚災害の指定を受けようとするとき、本部長（市長）は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を充分考慮し、災害状況等を県知事に報告します。

中央防災会議において激甚災害の指定を受けた後に、適用対象事業を所管する部長は、特別財政援助額の交付に関わる調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出します。

第2節 施設、設備等の復旧

被災した施設、設備については、原状復旧を基本としつつ、被害の状況を十分に検討して、将来の被害発生を防止するため、改良等を加えるものとします。

また、復旧工事の実施に際しては、施設あるいは設備の重要度、被害程度、復旧の緊急性などに照らして、優先順位をつけて着手するものとします。

[構成]

第2節 施設・整備等の復旧

1. 災害復旧事業の対象
2. 復旧の進め方
3. がれき等（震災廃棄物）の処理

1. 災害復旧事業の対象 施設、設備等の災害復旧事業の対象として次の事業を計画し、実施します。 - ア 公共土木施設災害復旧事業 - イ 農林水産施設災害復旧事業 - ウ 住宅災害復旧事業 - エ 社会福祉施設災害復旧事業 - オ 病院等災害復旧事業 - カ 学校教育施設災害復旧事業 - キ 社会教育施設災害復旧事業 - ク その他の災害復旧事業	経営企画部 関係部局
2. 復旧の進め方 本市や公共機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、あるいは支援するものとします。この際、とくにライフライン、交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとします。 施設、設備等の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつ、再度の災害発生を防止するなどの観点から、可能な限り改良復旧を行うものとします。 また、地盤の緩みにより土砂災害の危険がある箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとします。	経営企画部 関係部局
3. がれき等の処理 市は、被害の規模を考慮してがれき等の処理処分方針を決定するとともに、がれき等の仮置場及び最終処分地を確保し、復旧・復興計画や輸送及び処理能力に合わせた計画的収集、運搬、処分を図って、がれき等の円滑かつ適正な処理を行います。 なお、がれき等の処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り資源のリサイクルに努めます。また、建物等の解体に伴う粉じんの発生、野焼きによるばい煙の発生、有害物質の拡散・流出など懸念される環境汚染の未然防止や、住民や作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じます。 1) 状況の把握 市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握します。 2) 処理の実施 市は、職員による状況把握に基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、解体及	経営企画部

びがれき等処理を実施します。必要に応じて、県、近隣市町村又は民間の廃棄物処理業者等に応援を要請します。

3) 集積地の確保

県及び市は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保します。集積地が不足する場合は、近隣市町村に対して集積地の確保を要請します。

4) 最終処分場の確保

県及び市は、がれき等の処理・処分を円滑に行うため、近隣市町村や民間の廃棄物処理業者等の協力を得て処理施設や最終処分場の確保を図ります。

第3節 計画的復興の進め方

大雨や強風等により市内に被害が発生し、市民生活に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再生は、都市構造の改変、社会経済活動の再建等を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となります。したがって、これを可能な限り速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に進めるものとします。

[構成]

第3節 計画的復興の進め方

1. 復興計画の作成
2. 防災まちづくり

1. 復興計画の作成 本市は、復興計画の迅速・的確な遂行のため、庁内組織を整備するとともに、県や国との連携、広域整備を含めた体制の整備を行うものとします。 復興計画の策定にあっては、可能な限り住民の参加を求め、特に復興を機会にバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した防災まちづくりを推進するためには、障がいのある人の意見を反映させることが重要であることから、障がいのある人の参画を求めることとします。また、計画策定作業の進捗と並行して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者側での種々の選択肢等、住民に対する情報提供を行い、合意の形成を図るものとします。	経営企画部 関係部局
2. 防災まちづくり 本市は、復興計画において、災害の再発防止とよりよい生活環境の形成を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施します。 1) 法制度の活用 復興のための市街地の整備改善が必要な場合は、「被災市街地復興特別措置法」（平成7年2月26日法律第14号）等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。 2) 配慮する要素 防災まちづくりにあたっては、必要に応じて次のような要素に配慮します。 - ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備 - イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備 - ウ 建築物や共同施設の耐震化・不燃化 - エ 飲料水兼用耐震性貯水槽（100 m³）及び耐震性貯水槽（40 m³）の整備 - オ 河川堤防や急傾斜地の安全性強化 なお、都市公園、河川等のオープンスペースの確保は、地域の環境保全やレクリエーション空間の確保、景観構成にも資するものであり、この点について住民の理解と協力を得るように努めものとします。 3) 既存不適格建築物 既存不適格建築物については、防災の観点から、問題の重要性について住民の理解を得るように努め、その改善あるいは解消を推進します。	経営企画部 関係部局

第4節 被災者の生活再建

災害が発生した場合、多数の市民が家財や住家を喪失するなどの被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたします。

本市及び防災関係機関は相互に協力して、被災した市民の生活の早期回復と自力復興を促進するための緊急措置を講じ、もって市民生活の早期安定と社会秩序の維持を図ります。

[構成]

第4節 被災者の生活再建

1. 被災者生活再建支援法の適用
2. 災害障害見舞金等の支給
3. 被災証明書の発行
4. 税等の猶予、減免

1. 被災者生活再建支援法の適用

1) 趣旨

市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目指します。

2) 留意点

①住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要があります。このため、災害救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておく必要があります。

②支援金支給手続き等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された時は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについてわかりやすく説明する必要があります。

3) 活動項目リスト

①被害状況の把握及び被災世帯の認定

- ア 被災世帯の算定
- イ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

②支援法の適用基準

③支援法の適用手続き

- ア 市町村の被害状況報告
- イ 県の被害状況報告及び支援法の適用

④支援金の支給額

支援金は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

⑤支援金支給申請手続き

- ア 支給申請手続き等の説明
- イ 必要書類の発行
- ウ 支給申請書等の取りまとめ
- エ 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

⑥支援金の支給

4) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行います。

①被災世帯の算定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものを言います。（支援法第2条第2号）

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむをえない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

ウ 当該自然災害により、火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他に事由により、その居住する住宅が居住不能な物となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造体力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（イ及びウに掲げる世帯を除く。）

②住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

5) 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりです。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）

イ 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）

ウ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1号第3号）

エ ア又はイに規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口十万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）

オ ウ又はエに規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万人未満のものに限る。）の区域で、ア～ウに規定する区域のいずれかに隣接し5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）

6) 支援法の適用手続き

①市町村の被害状況報告

市長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告します。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおけ

る報告（「被害状況報告表」）で兼ねることができるものとします。

②県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めたときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示します。

なお、本市には、支援法が適用されたことを通知します。

7) 支援金の支給額

①複数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

②単数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

8) 支給金支給申請の手続き

①支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明します。

②必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行します。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在・世帯の構成が確認できる証明書類

イ 被災証明書類

③支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等取りまとめのうえ速やかに県に送付します。

④支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

当市から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付します。

9) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定されます。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給されます。

支援金の現金支給

当市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行います。

2. 災害障害見舞金等の支給

総務部
保健福祉部

本市は、災害によって死亡、負傷、あるいは物的に損害を受けた住民や遺族に対して、生活援護のために災害障害見舞金及び弔慰金を支給します。これを含めた各種の支援措置を被災者住民に対して早期に実施するために、発災後早期に災証明の交付体制を確立し、速やかに災証明を交付することとします。

■災害弔慰金の支給

対象災害	・当該市町村において、住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をそのその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給額	①生計維持者が死亡した場合 1人につき 500万円 ②その他の者が死亡した場合 1人につき 250万円
支給対象者	死亡した者の遺族 ※災害に遭遇し、災害後3か月その生死がわからない場合は、当該災害により死亡したものと推定する。
遺族の範囲	配偶者、子、父母、祖父母、孫
支給の制限	①死亡が故意又は重大な過失による場合 ②警察表彰規則、消防表彰規程、賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給される場合 ③災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事

	情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82条） 同施行令（昭和48年令第374条） 同条例（昭和51年条例第6号） 同施行規則（昭和51年規則第4号）

資料編：「牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例」、「牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」

■災害障害見舞金の支給

対象災害	・当該市町村において、住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をそのその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
障害程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざの関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給の制限	上記に同じ。
支給額	①生計維持者が障害を受けた場合 1人につき 250万円 ②その他の者が障害を受けた場合 1人につき 125万円
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）
根拠法令	上記に同じ。

■災害援護資金の貸付

貸付対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
--------	-----------------------------------

貸付対象者		上記に定める災害で次の被害を受けた世帯の世帯主 ①療養に要する期間がおおむね 1 か月以上である世帯主の負傷 ②住居又は家財の損害が当該住居又は家財の価額のおおむね 1 / 3 以上のもの	
貸付限度額		(1) 世帯主が療養期間おおむね 1 か月以上の負傷を負った場合 ア 当該負傷のみの場合 150 万円 イ 家財 1 / 3 以上の損害の場合 250 万円 ウ 住居が半壊した場合 270 万円 (※350 万円) エ 住居が全壊した場合 350 万円 (2) 世帯主が負傷を負わない場合 ア 家財の 1 / 3 以上の損害の場合 150 万円 イ 住居が半壊した場合 170 万円 (※250 万円) ウ 住居が全壊した場合 250 万円 (※350 万円) エ 住居が全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円 ※被災した住居を建て直す際に住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における総所得金額
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。	
	貸付利率	年 3 % (措置期間中は無利子)	
	措置期間	3 年 (特別の事情のある場合は 5 年)	
	償還期間	10 年 (措置期間を含む)	
	償還方法	年賦償還又は半年賦償還 (元利均等償還) 繰上償還可	
	保証人	連帯保証人 1 人	
	違約金	延滞元利金額につき年 10. 75 %	
貸付原資負担		国 (2 / 3)、県 (1 / 3)	
根拠法令		上記に同じ。	

3. り災証明書の発行

本市は、災害見舞金を含めた各種の支援措置を被災住民に対して早期に実施するため、また、被災者が各種保険等の手続きや、勤務先等への提出のために必要となるり災証明書 (様式第 14 号) を、り災証明願書 (様式第 13 号) による申請に基づき、現状を確認した

市民部
総務部
建設部
稲敷広域消防本部

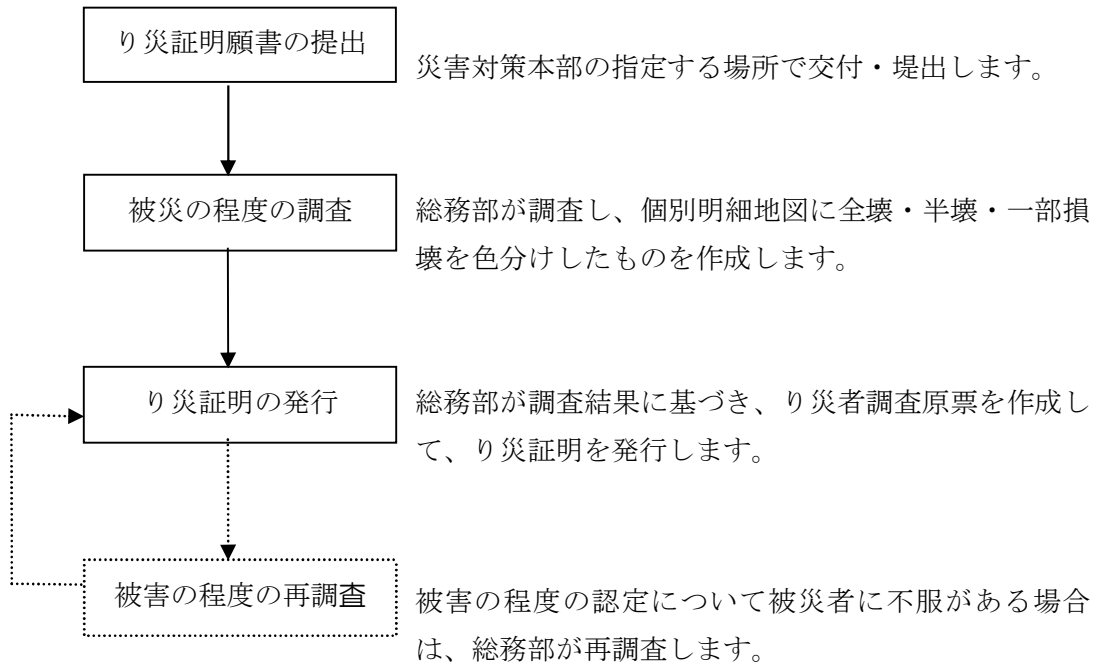
うえで発行します。

よって、発災後できるだけ早い時期にり災証明書の交付体制を確立し、災害対策基本法第90条の2の規定により、り災証明書を交付することとします。

り災証明書発行の流れは次によります。

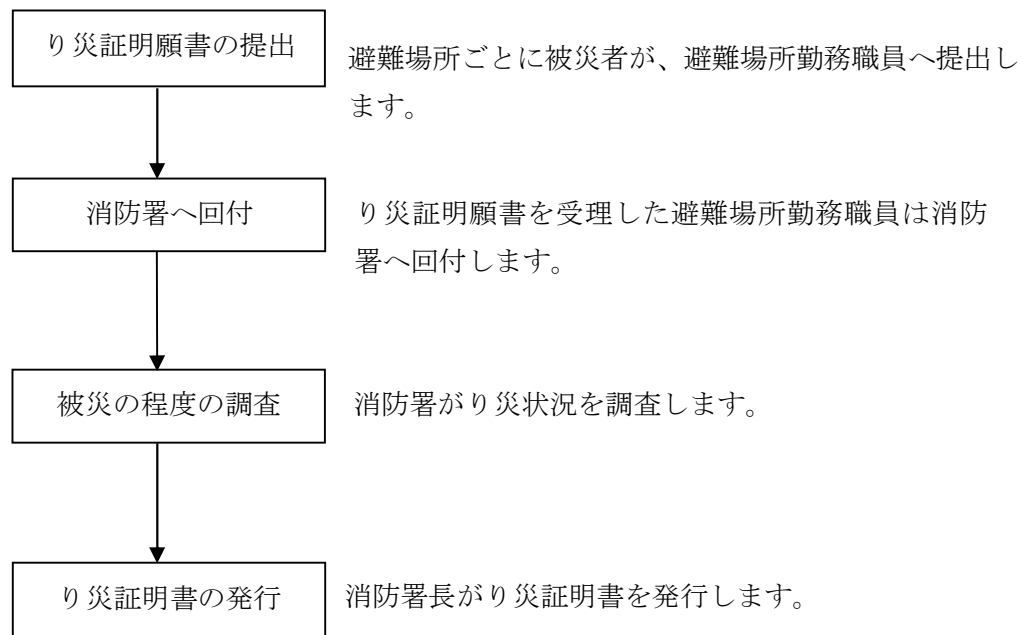
■り災証明書の発行

①家屋倒壊等の場合（市発行）



※緊急対応期及び緊急復興期は緊急的対応として消防署と連携して現地確認等を行い、10日以降は判定員（総務部1名）と助言員（建設部1名）で調査を行う。

②家屋火災の場合（消防署発行）



参考資料

様式第 13 号 り災証明願書

様式第 14 号 り災証明書

（ただし、火災の場合には稲敷広域消防本部の定める様式）

4. 税等の猶予、減免

住民の災害の状況に応じて、国税及び地方税法の定めるところにより、市税についての期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとします。また、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等を実施します。

第 5 節 地域経済の復興支援

災害によって地域の中小企業及び農業者等が被災した場合、その復興を速やかに行うとともに、市民の消費生活の安定を図ることで、地域経済の衰退及び地域の活力低下を防ぐ必要があります。

[構成]

第 5 節 地域経済の復興支援

1. 資金の援助、助成
2. 経済復興策の検討
3. 消費生活の安定

1. 資金の援助、助成 本市は、被災中小企業及び農業者等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとします。 相談を通じて、災害対策融資等による設備復旧資金、運転資金の貸付について助言、支援を行います。	総務部 環境経済部
2. 経済復興策の検討 本市は、地場産業、中小企業及び農業者の復興に配慮するとともに、地域産業の抱える問題点・課題及び内外経済の潮流を踏まえ、今後の成長産業のための基盤整備等も含めて、地域が自立的発展の道を進めるような地域経済の復興策を検討するものとします。	環境経済部
3. 消費生活の安定 市内において生活必需品等の価格の動向を把握するとともに、買い占めや売り惜しみ等についての情報収集を行い、必要に応じた措置を講じるものとします。	環境経済部